



旭警察署生活安全ニュース

令和5年10月号
旭警察署生活安全課
045-361-0110(内線261)

⚡ 刑法犯の発生状況

令和5年1月～9月

	令和5年	令和4年	増減
特殊詐欺	46	46	+0
空き巣	15	3	+12
車上ねらい	17	40	-23
部品ねらい	44	42	+2
自動車盗	9	8	+1
オートバイ盗	29	32	-3
自転車盗	98	63	+35
不同意わいせつ	5	2	+3
強盗	0	0	±0
ひったくり	1	0	+1
器物損壊、忍込み等	377	276	+101
総件数	641	555	+86

●強盗対策について

新聞やニュース等で報道されているとおり全国規模の強盗事件が多発しています。

最近の強盗事件は、特殊詐欺グループ等がSNSにて闇バイトとして実行犯を募集し、犯行を指示しており、犯罪者の層を広げています。また、犯罪の手口が荒くなり、命の危険にさらされる状態になってきました。命を守るために、まずは自宅に侵入されないよう防犯カメラを設置したり、窓ガラスを強化することが有効です。

宅配業者やリフォーム業者を装い、自宅に侵入しようとするケースもありますので、むやみに扉を開けることなくインターフォン越しの対応をし、少しでも不審に感じた際はすぐに警察に通報してください。また、タンス貯金等で自宅に現金を保管していると特殊詐欺や強盗の被害を受ける可能性が高まります。自宅に必要以上の現金を保管せず、他人に現金の保管状況を絶対に伝えないようにしてください。

◎ 特殊詐欺の発生状況 令和5年9月末

神奈川県内

	令和5年	令和4年	増減
件数	1,510	1,351	+159

令和5年 被害金額 約30億3000万円

旭区内

	令和5年	令和4年	増減
件数	46	46	+0

令和5年 被害金額 約8800万円

★ 旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～

あさひ安全・安心かわら版に登録を！！

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。

地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。

※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。

○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。

○ 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

みんなでつくろう！ 安全・安心の街 旭！

子供・女性の被害防止対策

おおだこポリス4つのおやくそく

「おおだこポリス4つのおやくそく」は、神奈川県警察が推奨している防犯標語です。子供たちが自分の安全に気を付け、防犯意識を高めることで犯罪被害防止に繋がります。

安全で安心して過ごせるよう、子供たちと一緒に確認しましょう！



おうちのひとに おともだちと だまされて こわくなったら
いってきます！ あそぼうね！ ついていかない！ おおごえで！

幼児の遊び4つの防犯ルール

- 1 イヤホンをしたり、携帯電話を操作しながら歩かないようになります。周囲への警戒心が薄れます。
- 2 人通りの多い道を選び、こまめに振り返るなど、周囲に注意を払いましょう。
- 3 帰宅時間が遅い場合は、家族に迎えに来てもらうなど、一人歩きはできるだけ避けましょう。

神奈川県警察では、防犯に役立つ情報を配信しています！

ピーガル子ども安全メールの紹介・登録



左の【新QRコード】は、登録するために送る空メール送信先のアドレスが表示されます。



右の「ピーガルメールQR」は県警HPのピーガルメール紹介部分にリンクするアドレスです。

犯罪抑止対策室Twitter
防犯に関する情報を幅広く配信しています。



Yahoo!防災速報
災害情報の他、防犯情報も配信しています。



旭警察署 045-361-0110

特殊詐欺発生件数(9月)

発生件数2件

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月									
累計	2件	1件	4件	2件	0件	1件	0件	0件	0件

場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月									
累計	1件	1件	0件	0件	3件	0件	0件	1件	0件

場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月									
累計	1件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	1件	1件

當月	自糧2」自	自糧3」自	自糧4」自	自糧5」自	自糧6」自	自糧7」自	自糧8」自	自糧9」自	自糧10」自	自糧2丁目
累計	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	平日休日	午前後半	午前前半	午後後半	午後前半	土日休日	土日休日
当月	0件	0件	0件	0件	0件	1件	
累計	0件	0件	0件	0件	0件	5件	0件
増減	上増2丁目	上増2丁目	合川町	合川町	合川町	合川町	合川町

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
当月	0件	0件	0件									
累計	2件	2件	0件	0件	2件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件

当月	0件	1件	1件	2件	1件	1件	0件
累計							

當月累計	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
------	----	----	----	----	----	----	----



◎9月末の事故状況前年対比

※速報値

	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者				
2023年	334	1	23	347	370				
2022年	386	0	20	421	441				
前年比	-52	+1	+3	-74	-71				
2023年月別 事故発生件数	1月 34	2月 40	3月 46	4月 39	5月 25	6月 34	7月 44	8月 36	9月 36



※速報値

◎時間別発生件数【2時間単位】



◎事故類型別件数

※速報値

		2022			2023		
事故類型		数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数
人対車両	横断歩道横断中	28	0	52	40	0	47
	その他	51	0	28	45	0	40
車両相互	すれ違い時	6	0	8	6	0	9
	出会い頭	30	0	34	25	0	26
	右折時 その他	23	0	23	17	0	17
	右折時 右折直進	47	0	53	33	0	33
	左折時	20	0	21	19	0	21
	正面衝突	13	0	14	5	1	4
	車両相互その他	53	0	57	55	0	62
	追突	85	0	119	58	0	76
車両単独	車両単独	14	0	14	11	0	12
	合計	386	0	441	334	1	370

違法駐車追放運動の実施

10月1日（日）～10月31日（火）までの間

通学路

児童が駐車車両の陰に隠れてしまい、姿が見えにくくなるばかりか、児童が安全確認を行う際の妨げになります。

横断歩道付近

横断歩行者や車両運転者が安全確認を行う際の妨げにもなります。

迷惑で大変危険ですのでやめましょう！！



歩道、特に視覚障がい者誘導ブロックが設置されている歩道上

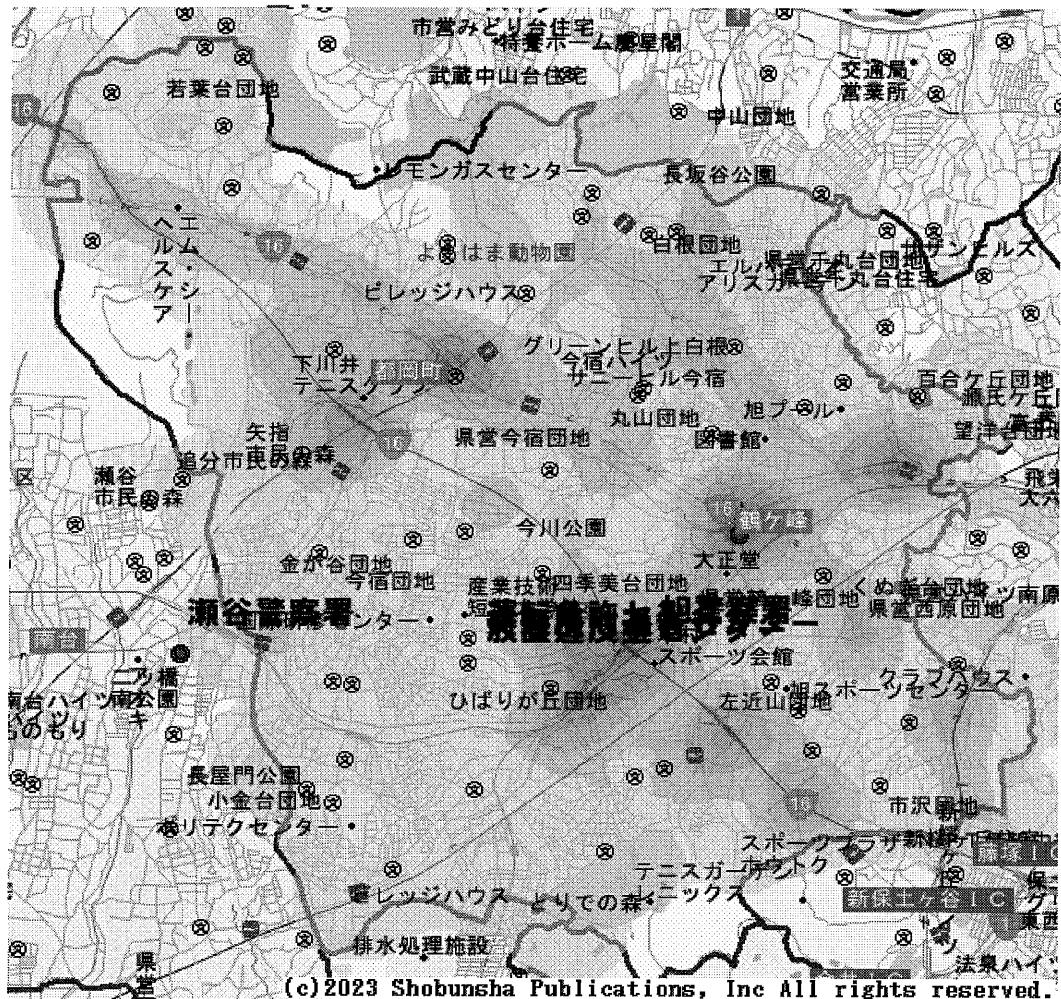
高齢者や障がい者等の円滑な移動を妨害する要因になります。

運転者が乗車している車両でも

人待ちや時間調整等で駐車する行為は、駐車違反として指導・取締りの対象となります。荷下ろし等は駐車施設や荷捌き場で！

◎旭警察署管内 町内会

令和5年9月末現在



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	2	+2	1	0	1	1
鶴ヶ峰	49	-5	19	8	1	23
白根	23	+6	7	4	2	12
旭北	20	-2	9	2	3	5
上白根	15	-2	6	4	1	6
今宿	26	+3	8	6	1	10
川井	67	-14	16	15	7	19
若葉台	5	0	3	0	0	1
笹野台	4	-2	2	1	0	3
希望が丘	6	-1	3	2	0	2
希望が丘東	12	-6	4	2	2	6
希望が丘南	5	-6	3	0	1	1
さちが丘	8	-4	3	1	0	3
万騎が原	6	-1	1	2	0	5
二俣川	31	-13	7	8	1	11
二俣川ニュータウン	4	+1	3	1	1	0
旭中央	10	+1	5	2	1	3
旭南部	16	-5	8	4	0	4
左近山	6	+1	5	0	1	2
市沢	19	-5	6	0	2	3
総 計	334	-52	119	62	25	120

(注)

* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

旭区内火災発生状況（9月中：1件）

月日	場所	用途	被　害　状　況	出火原因
9月1日	今宿南町	遊歩道脇の切株	切株若干焼損	放火の疑い

各年の1月1日から同年9月30日（現在）

	項目 区分／年数	旭　区　内			横　浜　市　内		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
火災状況	火災件数(件)	33	25	8	556	466	90
	焼損床面積(m ²)	349	169	180	6,052	3,720	2,332
	死者(人)	2		2	12	7	5
救急状況	負傷者(人)	5	3	2	91	73	18
	救急件数(件)	12,359	12,017	342	189,562	182,021	7,541
1日当たりの出場件数(件)							
45.3							
44.0							
1.3							
694.4							
666.7							
27.2							

（備考）令和5年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

着衣着火にご注意を！！！

着衣着火を防ぐためには

- ・調理するときはゆったりとした服や袖が広がった服を着ない。
- ・袖口をまくるなど、衣服に火が付かないように注意する。
- ・コンロの奥に調理道具や調味料を置かない。
- ・コンロの奥にある壁などを掃除する際には火を消す。
- ・鍋等の底から炎がはみ出さないよう適切な火力に調整する。
- ・火が接しても着火しにくい防炎処理されたエプロンやアームカバーを使う。

調理中に衣服に火がついてしまったら

- ・慌てずに落ち着いて水をかけて消火する。
- ・タオルなどで叩き消す。
- ・背中などで手が届かず、消火ができない場合は、その場に倒れて左右に転がり消す。

【参考】～過去5年間の市内火災件数より～

過去5年間の着衣着火火災	83件
過去5年間の着衣着火死者数	11名
死者のうち高齢者数	11名
死者の内訳	女性10名 男性 1名

令和5年町丁別火災発生状況

令和5年1月1日から同年9月30日(現在)

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町	3	2			1
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目	2	2			
	白根三丁目	1	1			
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目	1				1
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目	1	1			
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目	1		1		
	鶴ヶ峰本町一丁目					
14件	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
	本村町	1				1
	四季美台	1		1		
	今川町	2	1			1
	今宿東町					
4件	今宿西町					
	今宿南町	1				1
	さちが丘	1		1		
4件	東希望が丘	2	2			
	中希望が丘	1	1			
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
	善部町					
	川井本町	2	1	1		
4件	川井宿町					
	下川井町					
	都岡町	1				1
	上白根町	1	1			
	上白根一丁目					
	上白根二丁目					
	上白根三丁目					

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
2件	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作					
	左近山	2	2			
	万騎が原					
	大池町					
	柏町					
	上川井町	2	1			1
	若葉台一丁目					
4件	若葉台二丁目	1				1
	若葉台三丁目					
	若葉台四丁目	1	1			
	市沢町	1	1			
1件	三反田町					
	小高町					
	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笛野台一丁目	1	1			
	笛野台二丁目					
4件	笛野台三丁目					
	笛野台四丁目					
	中沢一丁目	2	2			
	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
	中尾一丁目					
	中尾二丁目					
	矢指町	1		1		

合計	33 件				
		建物	車両	林野	その他
		20	5	0	8

* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	9月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		1
白根地区町内会自治会連合会		3
旭北地区連合自治会		2
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会	1	1
川井地区町内会自治会連合会		6
若葉台連合自治会		2
笛野台地区連合自治会		1
希望が丘連合自治会		1
希望が丘東地区連合自治会		2

自治会・町内会	9月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		2
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		1
旭南部地区連合自治会		
左近山連合自治会		2
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等		9
合計		33

【お問合せ先】旭消防署総務・予防課 電話・FAX:951-0119

区連会 資料 1－3

令和 5 年 10 月 3 日

旭区自治会町内会長 各位

旭 消 防 署 長

令和 5 年秋の火災予防運動ポスターの掲出について(御依頼)

清秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、火災予防の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えることから、火災予防思想の一層の普及を図り、火災発生防止を目的として、全国一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。

つきましては、秋の火災予防運動ポスターを 10 月の自治だよりで配布いたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

1 秋の火災予防運動期間

令和 5 年 11 月 9 日 (木) から 11 月 15 日 (水) まで

2 掲出期間

令和 5 年 10 月下旬から「秋の火災予防運動」終了まで

3 2023 年度全国統一防火標語

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

4 地域における防災指導・消防訓練の実施につきましては旭消防署 総務・予防課 又は各消防出張所へ御相談ください。

旭消防署 総務・予防課 951-0119

さちが丘消防出張所 367-0119 都岡消防出張所 952-0119

南本宿消防出張所 353-0119 若葉台消防出張所 921-0119

市沢消防出張所 381-0119 今宿消防出張所 366-0119

【担当】

旭消防署 総務・予防課 三浦・松延
連絡先 (951) 0119 (内線 22・32)

秋の火災予防運動実施中

11月9日～11月15日のあいだ



区連会 資料2－1

市連会 10月定例会説明資料
令和5年10月12日
都市整備局国際園芸博覧会推進課

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の機運醸成について

1 共創キックオフ・ミーティングの開催について（【別紙1】9/27 博覧会協会記者発表）

博覧会協会、横浜市及び横浜商工会議所では、GREEN×EXPO 2027 の目標ビジョンや共創の姿を企業・自治体・大学など関係者の方々と共有し、出展等のご参加についてご理解いただく機会として、9月26日（火）にパシフィコ横浜ノースで「共創キックオフ・ミーティング」を開催しました。

当日は、650名を超える企業・団体等の方々にお集まりいただき、博覧会への参画を呼びかけました。今後、出展や協賛等に向けた対話や準備を本格的に進めていきます。

■博覧会協会公式ホームページ

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>

当日の資料やアーカイブ動画を公開しています。

2 公式アンバサダーの就任について（【別紙2】9/19 博覧会協会記者発表）

■博覧会協会公式ホームページ

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/ambassador/>

公式アンバサダーのプロフィールのほか、ビデオメッセージが掲載されています。

担当：都市整備局国際園芸博覧会推進課

連絡先：Tel 671-4627

メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

2023年9月27日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）

「共創キックオフ・ミーティング」を開催

～出展・協賛等に関する参加メニューを発表～

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和）は、横浜市及び横浜商工会議所と共に「GREEN×EXPO 2027 共創キックオフ・ミーティング」を、9月26日（火）にパシフィコ横浜ノースにて開催しました。本イベントには、企業、自治体、大学、花・みどり団体等、650名を超える多くの皆様にご参加いただきました。

第1部では、GREEN×EXPO ラボの涌井 史郎 チェアパーソンと隈 研吾 マスター アーキテクトのキックオフトーク、河村 正人 事務総長によるプレゼンテーションを通して、GREEN×EXPO 2027の目指すビジョンや共創の姿を共有しました。

第2部では、GREEN×EXPO 2027における出展・協賛等に関する参加メニューについての説明を行い、企業・団体等の皆様への参画を呼びかけました。

●当日の様子

◇キックオフトーク：「幸せを創る明日の風景」とは



隈 マスター アーキテクト × 涌井 チェアパーソン



◇プレゼンテーション：「GREEN×EXPO 2027が目指すもの」



河村 正人 事務総長

GREEN×EXPO 2027では、上瀬谷に残された貴重な自然資本と、自然特性を生かす「Nature-based Design=ありのままの自然環境を活用したデザイン」という考え方に基づいて会場の基盤を造り、国産木材を出来るだけ使用しながら、環境負荷低減、資材有効活用を目指したGREENサーキュラー建築を導入していきます。

また、会場内には、独自の取り組みとなるテーマ共創事業としてGXを実現する5つの「Village」を設けます。

多くの企業・団体等の皆様にGREEN×EXPOのテーマへ賛同いただき、「幸せを創る明日の風景」を共に創りたいと考えています。

●当日資料

「共創キックオフ・ミーティング」の資料、アーカイブ動画につきましては、2023年10月2日以降HPに公開予定です。

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>

次頁あり

●当日の様子

◇主催者挨拶（敬称略　登壇順）



横浜市長 山中 竹春



横浜商工会議所 会頭 上野 孝

2027年国際園芸博覧会協会
会長 十倉 雅和

◇関係機関挨拶（敬称略　登壇順）



国土交通副大臣 堂故 茂



農林水産大臣政務官 舞立 昇治



経済産業大臣政務官 石井 拓



神奈川県知事 黒岩 祐治

◇会場の様子



参加メニュー、今後のスケジュール

出展		その他の参加		
花・緑出展		Village出展		
園芸品種や庭園など 花き園芸や造園技術 を表現		Villageテーマに沿って 各企業等のビジョンや テクノロジーを表現		
営業参加		催事参加		海外出展協力
テーマ営業出店		一般催事参加		
一般営業出店		モビリティ運営		
場内輸送		観覧施設運営		
協賛		寄附金・人材支援		
展示や出展への 協賛		施設協賛・運営協賛	広報協賛	寄附金
協会展示協賛 (テーマ館・展示館)		社会実験	タイアップ	人材支援
Village協賛		植物・現物・設備等の提供	媒体枠等の提供	
催事協賛		催事協賛		
協会主催催事協賛				

各参加メニューの詳細は、2023年12月頃より、順次ホームページ等でお知らせする予定です。

《本件に関するお問合せ先》

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 企画調整部調整課（担当：古木）

Tel : 045-307-2068

ホームページ : <https://expo2027yokohama.or.jp/>

2027年国際園芸博覧会について

大阪花の万博以来37年ぶりに国内で開催されるA1クラスの国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」
持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する「新しいグリーン万博」

【開催概要】

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスボニゼロニーナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人・地域連携やICT(情報通信技術)活用などの多様な参加形態を含む ・有料来場者数: 1,000万人以上
テーマ	幸せを創る明日の風景 ~Scenery of the Future for Happiness~
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/

GREEN×EXPO 2027 会場

Nature-based Design

3つのゾーン

GREEN×EXPO 2027の骨格となる3つのゾーンを設けます。

国際出展ゾーン

世界各国や国際的な花き園芸・造園企業による出展。世界の園芸文化、食農文化の多様性に出会う国際色豊かなゾーンです。

シンボルゾーン

GREEN×EXPO 2027のテーマを発信するテーマ館のほか、花き品種、ガーデンデザインなどの多彩なコンペティションが展開される屋内出展施設を設けます。

日本ゾーン

日本政府による庭園及び屋内出展のほか、主催者による園芸文化展示、自治体等による出展が集結。日本の園芸文化の奥行きに触ることができます。



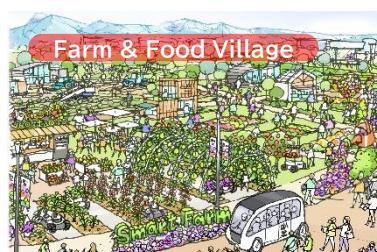
5つのVillage

GREEN×EXPO 2027独自の取り組みとなるテーマ共創事業としてGXを実現する5つの「Village」を設けます。主催者と参加者がテーマを共有しながら、「幸せを創る明日の風景」の創出に取り組みます。



GXが実現する未来都市の風景を提案します。カーボンニュートラルを中心に、自然の力を社会課題解決に活かす技術(NBs)を世界に発信します。

GX分野 | くらし/まちづくり・建築・交通/技術・産業/再生可能エネルギー



食と農が連携し、共存する「さと」の風景を提案します。心身が満たされ、健康であること。その豊かさを実感できるコンテンツを集積します。

GX分野 | 健康・食と農

※2023年9月現在の予定。
今後の調整状況により変更になる可能性があります。



土地に寄り添いながら多様な生業を生み出してきた日本の創意を継承。自然と共に存しつつ、新たな産業を生み出す未来の田園風景を提案します。

GX分野 | くらし/健康・食と農/生態系・自然環境



次代を担う子どもたちが自然と親しみ、楽しみながら学ぶことができるコンテンツを集積、誰もが笑顔になれる風景を提案します。

GX分野 | くらし



市民の森と美しい花を背景に、生物多様性や都市と農村の連携をテーマにした学びのプログラムを提供する、新たな里山の風景を提案します。

GX分野 | くらし/生態系・自然環境

2023年9月19日

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

GREEN × EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）公式アンバサダー俳優 芦田愛菜さんが就任。「一人でも多くの人の心に希望ある未来が描けるように」

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和）は、2027年国際園芸博覧会の公式アンバサダーに俳優 芦田愛菜（あしだ まな）さんが就任することを発表しました。

芦田さんは、これから未来を生きる世代の代表として幅広い世代から支持されており、「幸せを創る明日の風景」をテーマとした本博覧会のアンバサダーに相応しい方として、これから一緒に博覧会の魅力を発信していきます。

●2027年国際園芸博覧会 公式アンバサダー就任発表

公式アンバサダーに就任した芦田 愛菜さん

【就任コメント】

今回開催される国際園芸博覧会は、国や業種、世代を超えた方々が一丸となって地球の未来のために植物や自然の力を最大限に考え、その技術や美を世界に発信していきます。

この博覧会を通して、全ての生命は植物を中心につながっていること、そしてその植物の計り知れない能力と生命力を私たちが理解していくことが、メインテーマである「幸せを創る明日の風景」になるのだと私も感じています。

私も皆さんと一緒に楽しみながら学び、一人でも多くの人の心に希望ある未来が描けるよう、アンバサダーとしてGREEN EXPOの魅力を発信していきたいと思っています。

**登壇者一覧 ※敬称略・写真左から**

- GREEN × EXPO ラボ チェアパーソン 湧井 史郎
- 会長・一般社団法人日本経済団体連合会 会長 十倉 雅和
- 公式アンバサダー 俳優 芦田 愛菜
- 副会長・横浜市長 山中 竹春



任命書贈呈（十倉会長、芦田愛菜さん）



花咲くカード贈呈（湧井CP、芦田愛菜さん）

次頁あり

●登壇者コメント

【十倉会長コメント】

これからのお未来を生きる次世代の代表である芦田さんに博覧会の理念や魅力を広く伝えていただきたい。

本博覧会とともにこれからのお未来の社会を学び、考え、発信していくだけるよう、今後の活躍を大いに期待しています。

また、国民の皆様に愛され、親しまれるキャラクターの誕生を楽しみにしてもらいたい。

【中山市長コメント】

GREEN×EXPOは、「花や緑の自然環境」と「我々の生活や経済活動」との2つが共存し、持続可能な社会を提案する「新しいグリーン万博」。自然環境に負荷をかけるライフスタイルから、多くの方々が意識や行動を変えるきっかけとしたい。

芦田さんとともにこれらの理念を広く発信し、若い方々をはじめ、幅広い世代の皆様に共感していただくことで、機運を盛り上げたい。

【涌井CPコメント】

今日は、芦田さんに私たちの仲間に加わってもらった大変幸せな日です。記念品であるこのカードは種がすき込んであり、土に埋めると発芽し花が咲くカード。私たちの生活は、植物・自然の恵みによって支えられている。地球を守るために一人ひとりが立ち上がる必要。花咲くカードのように、地球の、明日の未来の風景が幸せになるような種をアンバサダーとして蒔いてもらいたい。

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）公式アンバサダー プロフィール



芦田 愛菜（あしだまな）

生年月日 2004/06/23
年齢 満19才

5歳で出演したドラマ「Mother」（日本テレビ/2010）で脚光を浴び、「大河ドラマ 江～姫たちの戦国～」（NHK/2011）に出演、「マルモのおきて」（フジテレビ/2011）では連続ドラマ初主演。主題歌を歌い、第53回日本レコード大賞特別賞を受賞。映画「ゴースト もういちど抱きしめたい」（2010）で第34回日本アカデミー賞新人俳優賞を受賞、映画「うさぎドロップ」（2011）と映画「阪急電車 片道15分の奇跡」（2011）で第54回 ブルーリボン賞 新人賞を史上年少で受賞、ほか第28回浅草芸能大賞新人賞など多数の賞を受賞。映画「パシフィック・リム」（2013）ではハリウッドデビューも果たす。また、「連続テレビ小説 まんぷく」（NHK/2018）では史上最年少で語りをつとめる。バラエティー番組「サンドイッチマン＆芦田愛菜の博士ちゃん」（テレビ朝日）にてMCとしてレギュラー出演、「大河ドラマ 麒麟がくる」（NHK/2020）で明智光秀の娘たま役で出演、映画「星の子」（2020）など数々の映画、ドラマ、CMなどで活躍。近年では映画「メタモルフォーゼの縁側」（2022）で第47回エランドール賞新人賞を受賞。ドラマ「最高の教師」（日本テレビ/2023）に鶴久森叶役で出演し、話題を呼んだ。

〈今後の活動予定〉

- ・2024年3月 公式マスコット発表・愛称募集記者会見
- ・2024年6月 公式マスコット愛称発表・1000日前イベント

《本件に関するお問合せ先》

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 広報部広報課 電話番号：045-307-2031（担当：野村）
<<公式アンバサダー オフィシャルページURL>> <https://expo2027yokohama.or.jp/about/ambassador>

市連会 10 月定例会説明資料
令和 5 年 10 月 12 日
資源循環局業務課

年末年始のごみと資源物の収集日程について

本年度の年末年始のごみと資源物の収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へお知らせをさせていただきます。（詳細は、裏面資料参照）

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示版へのチラシの貼付をお願いいたします。チラシの配布につきましては、11 月下旬に各自治会・町内会へ配達させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

1 年末年始の収集日程について

- (1) 12 月 31 日（日）から 1 月 3 日（水）まで、収集をお休みさせていただきます。
- (2) 「燃やすごみ」「資源物」について、年末は 12 月 30 日（土）まで、年始は 1 月 4 日（木）から通常の曜日どおり収集します。

2 広報について

- (1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出
※11 月下旬に各自治会町内会へ配達させていただきます。
- (2) 各集積場所に収集日程表を貼付
- (3) 広報よこはま 12 月号（市版）
- (4) ごみ収集車によるアナウンス
- (5) 市・局ホームページへの掲載
- (6) LINE・X（旧 Twitter）などへの掲載

3 資料（裏面）

年末年始のごみと資源物の収集日程

担当：業務課計画係（収集日程に関するお問合せ）

業務課運営係（広報に関するお問合せ）

電話：671-2551（計画係）、671-3815（運営係）

FAX：業務課 662-1225

年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(日)から1月3日(水)まで、
収集はお休みさせていただきます。**

- 年末も、ごみと資源物の分別と減量にご協力をお願いします。
- ごみと資源物は、各収集日の**朝8時まで**にお出しください。

(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)

- 収集がお休みの日は、ごみと資源物を絶対に出さないでください。
- 分別されていないものは収集できません。



収集日程を
お確かめの上、
ルールを守って
お出しください。



燃やすごみ・燃えないごみ
スプレー缶・乾電池

プラスチック製容器包装

缶・びん・ペットボトル
小さな金属類

		燃やすごみ・燃えないごみ スプレー缶・乾電池	プラスチック製容器包装	缶・びん・ペットボトル 小さな金属類
12月	28日(木)	通常の曜日どおり収集します		
	29日(金)	通常の曜日どおり収集します		
	30日(土)	通常の曜日どおり収集します		
	31日(日)	収集はお休みです		
1月	1日(月)	通常の曜日どおり収集します		
	2日(火)	通常の曜日どおり収集します		
	3日(水)	通常の曜日どおり収集します		
	4日(木)	通常の曜日どおり収集します		
	5日(金)	通常の曜日どおり収集します		
	6日(土)	通常の曜日どおり収集します		

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、
実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(日)から1月3日(水)までお休みします。



**※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。**



粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

横浜市 粗大ごみ
2次元コード

12月30日正午から1月3日までにお申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月4日以降になります。

区連会資料 2-3

市連会 10月定例会説明資料
令和5年10月12日
資源循環局

新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画（素案）」に関する パブリックコメントの実施について

1 趣旨

横浜市では、ごみ処理の基本計画である「横浜G30 プラン(2002~2010年度)」、「ヨコハマ3R夢プラン(2010~2025年度)」に替わる新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」の素案を策定しました。この計画を市民の皆様の御意見をふまえた計画とするため、パブリックコメントを実施します。



2 計画概要

別紙「パブリックコメント用リーフレット」を参照

計画(素案)冊子・リーフレットデータはこちら
(横浜市資源循環局政策調整課ウェブページ)

3 募集期間

令和5年10月12日(木) から 11月10日(金) まで

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

(1) 電子申請システム 【推奨】	①インターネットで横浜市電子申請システムと検索 ②ホーム画面の上部手続き一覧(個人向け)を選択 ③キーワード検索欄で一般廃棄物と検索 ④該当コメントを選択	
(2) 郵送	リーフレット付属のはがきをお送りください。(切手不要)	
(3) 電子メール	sj-newplan@city.yokohama.jp	
(4) FAX	045-550-4239	

※ 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭での御意見はお受け付けできません。

※ FAX・電子メールでお送りいただく場合は、「新たな計画への意見」である旨を明記してください。

5 リーフレット配架場所

リーフレット配架場所
○各区役所広報相談係、地域振興課
○横浜市立図書館・主要駅P Rボックス
○市民情報センター(横浜市庁舎3階)
○資源循環局政策調整課(横浜市庁舎23階)
○資源循環局収集事務所、焼却工場

6 今後の予定

令和5年10月12日～11月10日 パブリックコメントの実施

12月 パブリックコメント結果公表・原案策定

年度内 新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」開始

担当：横浜市資源循環局政策調整課 (計画全体について) 今井、木村(貴)
(パブリックコメントについて) 近藤、木村(充)

電話：671-2503

FAX：550-4239

素案

パブリックコメント募集

皆さまのご意見を
お聞かせください

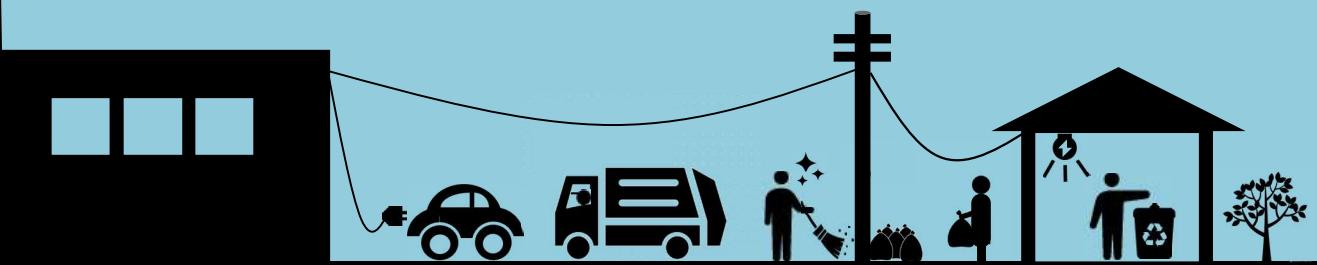
令和5年10月12日(木)
～11月10日(金)まで

廃棄物行政を取り巻く状況は時代とともに変化し、
SDGsの達成 や 脱炭素社会の実現など
様々な課題への対応が求められています。

こうした時代の変化に着実に対応していくため、
新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

新 横浜市一般廃棄物処理基本計画

を策定します





基本理念

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGsの達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者の皆様と共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

目標

燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2030年度までに 2万トン削減 (2022年度比)

具体的な取組

SDGsの達成と脱炭素社会の実現
【市民・事業者の皆様との取組】

政策1 プラスチック対策の推進

脱炭素社会の実現に向け、使い捨てプラスチックの削減や、適切な分別・リサイクルなど、市民・事業者の皆様による主体的な3R+Renewableの取組を促進し、温室効果ガスの排出量を削減します。また、プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応として、海洋流出防止に向けた取組を進めます。

- 発生抑制(リデュース)の推進
- 分別・リサイクルの推進
- 事業者等への働きかけ
- 海洋流出対策



発生抑制の推進
近隣市と連携した広域での
プラスチック海洋流出対策



分別ルールの変更
プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大
(詳細は裏表紙参照)

注目POINT!

政策2 食品ロス削減の推進

市民・事業者の皆様の間で「食」を大切にする価値観が醸成され、製造・流通・販売・消費のあらゆる場面における食品ロス削減に向けた具体的な取組の実践と定着につながるよう、働きかけを行うとともに、先進的な取組の波及・普及を図ります。

- 価値観の醸成ときっかけづくり
- 場面に応じた実践行動の推進
- 多様な主体との連携・共有
- 事業者への働きかけ
- 生ごみの減量・リサイクル



実践行動の推進



小盛りやテイクアウトの飲食店を認定する
「食べきり協力店」の利用促進

政策3 環境学習・普及啓発の推進

「誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいく」ため、市民・事業者の皆様がより一層環境に关心を持ち、3R行動などの具体的な取組の実践につながるよう、環境学習や普及啓発の取組を行います。

- 小学校や地域等との連携や出前講座等の実施
- 廃棄物処理施設における環境学習の充実
- 多様なツールや機会を活用した情報提供
- 3Rに関する表彰等の実施
- 環境プロモーションの実施



小学校向けの出前講座

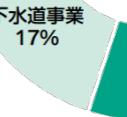


ポスタークンクール



どうして目標が
プラスチックごみの削減なの?

- ごみの処理に伴い発生する温室効果ガスは、市の事業全体の約4割を占め、そのうちの約9割がプラスチック類の焼却によるものです。
- プラスチックごみの焼却を減らすこと、温室効果ガスの排出量を削減し、脱炭素社会の実現を目指していきます!

市民ニーズへの対応と安定したごみ処理
【行政の取組】

政策4 多様な社会ニーズへの対応

誰もがごみことで困らない、住みよいまちに向けて、高齢化に伴うごみ出し支援やまちの美化、災害への備えなどに着実に対応していきます。また、デジタル技術の活用による行政サービスの向上や効率化等を進めます。

- 高齢化やごみ出しに関する課題への対応
- まちの美化の推進
- 災害への備え
- デジタル化の推進
- 廃棄物分野における国際協力
- 有料化の検討・廃棄物処理手数料の適宜見直し



円滑かつ迅速な
災害廃棄物の処理



DXによる
行政サービスの向上と効率化

政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

ごみ処理の安心・安全・安定を確保するため、家庭ごみ、し尿の安定的かつ効率的な収集運搬に努めるとともに、施設の適切な維持管理・補修を実施します。さらに、資源の有効利用を進め、環境負荷の低減を図ります。

- 家庭ごみの安定的な収集運搬と適正排出の推進
- 資源化の推進
- 環境に配慮した安定的なごみ処理の推進
- 事業系ごみの適正処理
- し尿処理



日々の家庭ごみ収集

リサイクルのために
缶・びん・ペットボトルを選別

政策6 将来を見据えた施設整備

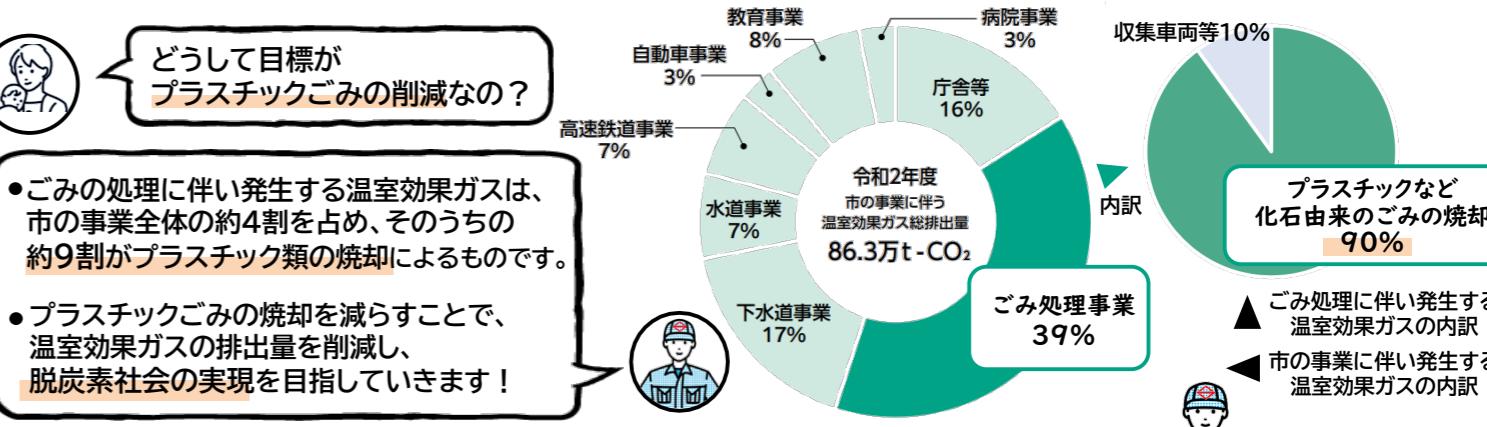
将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、老朽化が進む廃棄物処理施設の計画的かつ着実な整備を実施します。また、環境にやさしいエネルギーの創出や利活用等、市域内の脱炭素化や地域貢献に向けた取組を進めています。

- 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討
- 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献
- 省エネの推進・脱炭素技術等の研究



工場の新設・長寿命化工事

焼却工場のCO2回収
(CCUの実証試験)



計画策定までのスケジュール ※令和5年10月現在

令和5年
10月12日～11月10日
パブリックコメント募集

いただいた
ご意見を参考に
原案を策定

令和5年12月

パブリックコメント
の結果・原案の公表

令和5年度中
新計画始動

計画の特色

NEW !

ジーサンジュウ
G30プラン



スリム
3R夢プラン

分別・リサイクルの推進

分別・リサイクルに加え
リデュース・リユースの推進

新たな一般廃棄物処理基本計画

プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大
→ 脱炭素社会の実現へ

「燃やすごみ」を減らす

「ごみと資源の総量」を減らす

「燃やすごみに含まれるプラスチック」を減らす

2002～

2010～

2023～

2030 (年度)

プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について



食品トレイや洗剤の容器などの「プラスチック製容器包装」に加え、これまで燃やすごみとして処理してきたハンガーやバケツなどの「プラスチック製品」についても、分別・リサイクルを進めます。

現在の
分別区分

プラスチック製容器包装



このマークが目安です

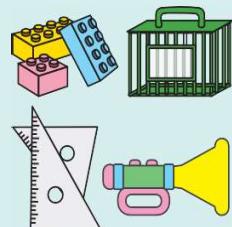


追加

プラスチック製品 (プラスチックのみでできているもの)



収納用品、風呂、洗面用具 など



文房具、おもちゃ など



調理用具、台所用品 など



屋外用品

「燃やすごみ」
ではなくなります

今後の
スケジュール

令和6年10月から9区※で先行実施し、令和7年4月から全市実施を予定しています。

※9区：中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

お問合せ先

横浜市資源循環局政策調整課



TEL :045-671-2503



FAX :045-550-4239



電子メール: sj-newplan@city.yokohama.jp



新たな一般廃棄物処理基本計画（素案）に対する あなたの御意見をお聞かせください ～パブリックコメントを実施します～【11月10日まで】

募集期間

令和5年10月12日(木)から11月10日(金)まで

提出方法

いずれかの方法で御意見をお寄せください。

①電子申請システム(推奨)

横浜市電子申請・届出システム > 手続き一覧(個人向け) > キーワード検索

電子申請システム▶



②郵 送 本リーフレット付属のハガキを切り取り、お送りください。
切手は不要です。

③電子メール sj-newplan@city.yokohama.jp

④F A X 045-550-4239



切り取り

郵便はがき

231-8790

0 0 5

(受取人)

横浜市中区本町

6丁目 50-10-23 階

資源循環局政策調整課

「パブリックコメント担当」行

料金受取人払郵便



差出有効期限

令和6年2月29まで

切手を貼らずに
お出しください。

留意事項

- ・御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭での御意見はお受け付けできません。
- ・頂いた御意見は、原案策定の参考にさせていただきます。個人情報を除き、本市の考え方と合わせて後日公表させていただきます。個別の回答は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・御意見の提出に伴い頂いた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- ・FAX・電子メールでお送りいただく場合は、「横浜市一般廃棄物処理基本計画 素案」への意見である旨を明記してください。

お問合せ先

横浜市資源循環局政策調整課

TEL :045-671-2503 FAX :045-550-4239

電子メール: sj-newplan@city.yokohama.jp

計画(素案)冊子は以下の場所で閲覧できます。

●横浜市資源循環局政策調整課ウェブページ

横浜市トップページ > 市の情報・計画 > 横浜市について > 市の組織 > 資源循環局の紹介 > その他 > 計画・方針 > 新たな一般廃棄物処理基本計画(仮称) > 新たな一般廃棄物処理基本計画



●各区役所 広報相談係・地域振興課

●市民情報センター(横浜市庁舎3階)

●横浜市立図書館

●資源循環局政策調整課(横浜市庁舎 23 階)

※ 冊子については閲覧のみとなっております。

紙での配布は行っておりませんのであらかじめご了承ください。

切り取り

新たな一般廃棄物処理基本計画(素案) への御意見をご記入ください

御意見のある項目に を入れてください。(複数選択可)

基本理念 目標 政策と具体的な取組 その他

- 政策1
プラスチック対策の推進
 政策3
環境学習・普及啓発の推進
 政策5
安定したごみの収集・運搬・処理・処分

- 政策2
食品ロス削減の推進
 政策4
多様な社会ニーズへの対応
 政策6
将来を見据えた施設整備

【ご意見】

区連会 資料 2－4

令和 5 年 10 月 18 日
健 康 福 祉 局 高 齢 健 康 福 祉 課
旭 区 高 齢 ・ 障 害 支 援 課

第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画) 素案及びパブリックコメント実施について

1 趣旨

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間とする「第 9 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第 9 期計画」という。）」の策定に向け、素案をまとめましたので、その内容及びパブリックコメントの実施について、御説明します。

2 第9期計画素案

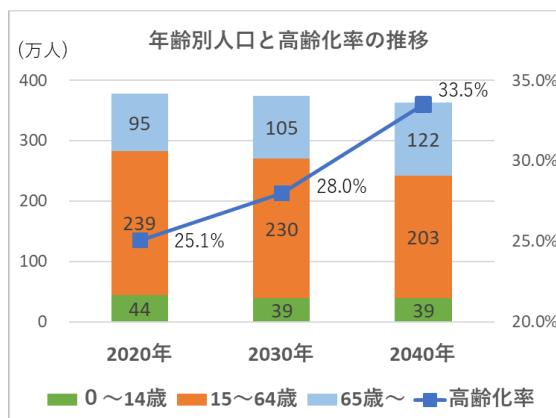
別紙 1：市民向けリーフレット

別紙 2：素案冊子

3 高齢者を取り巻く状況

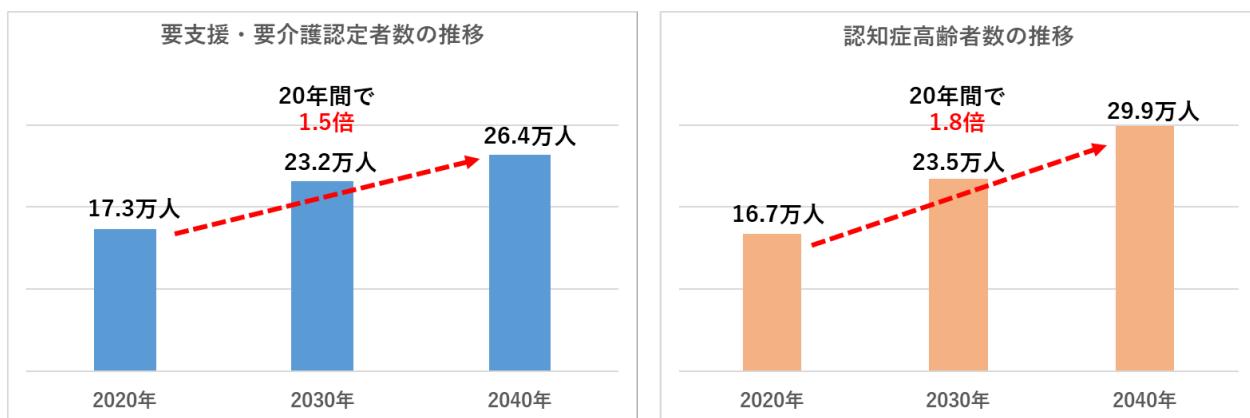
(1) 高齢者人口の増加

横浜市の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040 年には市内人口の 3 人に 1 人が高齢者になると推計されています。



(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数とともに増加が予想され、2040 年にかけて介護・医療ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスのさらなる充実が必要になります。



4 素案の概要

(1) 基本目標

第8期計画から引き続き、「ポジティブ エイジング」としました。

(2) 主な取組

ア 活き活きと暮らせる地域づくり

データに基づく高齢者ごとの健康課題に着目した支援、高齢者と地域活動等とのマッチング支援、高齢者の社会参加に対するインセンティブ付与を新たに行います。

イ 施設・住まいの整備

特別養護老人ホームについて、第8期計画期間は3年間で、1,350人分程度の新規整備を進めましたが、第9期計画期間の3年間では、700人分程度の新規整備とします。一方で、待機者数の縮小に向けて、医療的ケアが必要な方を積極的に受け入れた施設への助成を拡充するなどの取組を進めます。

ウ 介護人材の確保

介護の魅力発信に向けた広報の充実や、介護事業所におけるICT・介護ロボット等の導入支援、手続等のデジタル化、タスクシフティング(介護助手の活用)など、介護現場の生産性向上に向けた取組を推進します。

エ 認知症施策の一層の推進

市民の認知症に関するさらなる理解の促進や、認知症の方の社会参加促進、認知症バリアフリーの推進などに重点を置き、施策を進めていきます。

オ 介護保険料の設定

第9期計画においては、介護サービス利用者数の増加等により介護給付費が増え、保険料が大幅に上昇する見込みですが、介護給付費準備基金を活用することで上昇を抑制します。

この結果、現時点では保険料基準月額を6,600円～6,700円程度と見込んでいますが、最終的には介護報酬の改定や各種制度改正の影響等を踏まえ、令和6年度予算案とあわせて公表します。

第8期（R3～R5）
保険料基準月額
6,500円



第9期（R6～R8）
保険料基準月額
6,600円～
6,700円程度

5 計画の愛称

本計画を、市民の皆様にとって、覚えやすく親しみやすいものとするため、「よこはまポジティブエイジング計画」という愛称を新たに付けました。

6 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

令和5年11月1日（水）から12月1日（金）まで

(2) 意見募集及び周知方法

ア 素案の公表・意見提出方法

計画素案・素案説明動画をホームページで公表するとともに、窓口（※）で素案冊子・市民向けリーフレットを配布します。ご意見は、電子申請、郵便、FAX、電子メールで受け付けます。

※市役所・区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等

イ 関係団体等への説明

市・区町内会連合会、市・区民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、市医師会、市病院協会、市老人クラブ連合会等に対して説明を行い、ご意見を伺います。

ウ 市民説明会

（ア）開催日時

11月10日（金）14時から15時15分まで（13時30分受付開始）

（イ）開催場所

横浜市役所1階 横浜市市民協働推進センター スペースA・B

（ウ）説明会への申込（要事前申込）

10月23日（月）から申込受付開始。先着60人まで。

7 策定スケジュール（予定）

令和5年	10月23日（月）	計画素案公表
	11月～12月	パブリックコメントの実施、市民説明会の開催
令和6年	1月～2月	計画原案のとりまとめ、介護保険料の推計
	3月	計画策定、介護保険条例の改正
	4月	介護保険料の改定

【担当】

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

川添、武井、清水

電話：045-671-3412

メール：kf-keikaku@city.yokohama.jp

旭区高齢・障害支援課

國分、秦野

電話：045-954-6198

計画期間 2024 年度-2026 年度

よこはま ポジティブエイジング計画

～歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して～

(素案)

第9期 横浜市 高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

認知症施策推進計画

目 次

1. 計画の目的	P. 2
2. 横浜市の高齢者を取り巻く状況	P. 2
3. 横浜型地域包括ケアシステム～中長期的な将来像～	P. 4
4. 第8期計画の評価	P. 6
5. 第9期計画の基本目標と施策体系	P. 8
6. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開	P. 10
7. 認知症施策推進計画の施策の展開	P.39
8. 第9期計画の介護サービス量の見込み・保険料の設定	P.49
9. 計画策定の趣旨	P.51

1. 計画の目的

横浜市では、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、65歳以上の高齢者人口は、今後も増加が続く見込みです。2040年にかけては、85歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、医療・介護・生活支援などが必要になる市民が増大することが予想されます。

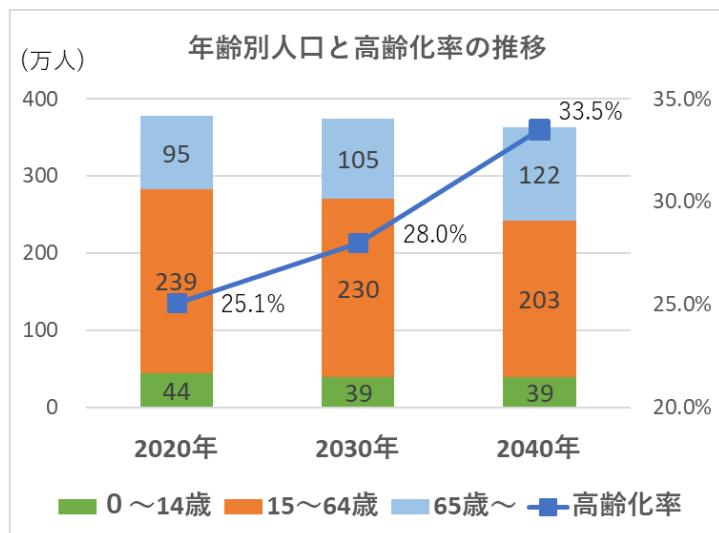
横浜市では、これらの課題に対して『ポジティブ エイジング』を基本目標とし、歳を重ねることをポジティブに捉え、高齢者の皆様がいつまでも自分らしい暮らしができる地域をつくりたい、という思いのもと、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

また、本計画が市民の皆様にとって、覚えやすく親しみやすいものとなるよう、新たに「よこはまポジティブエイジング計画」という愛称を付けました。

2. 横浜市の高齢者を取り巻く状況

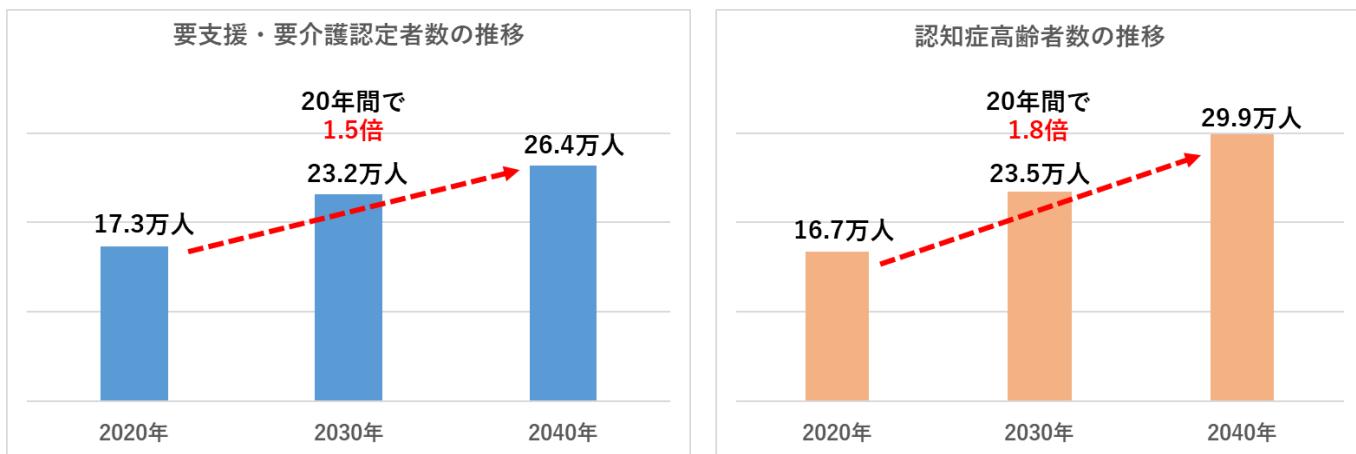
(1) 高齢者人口の増加

横浜市の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040年には市内人口の3人に1人が高齢者になると推計されています。



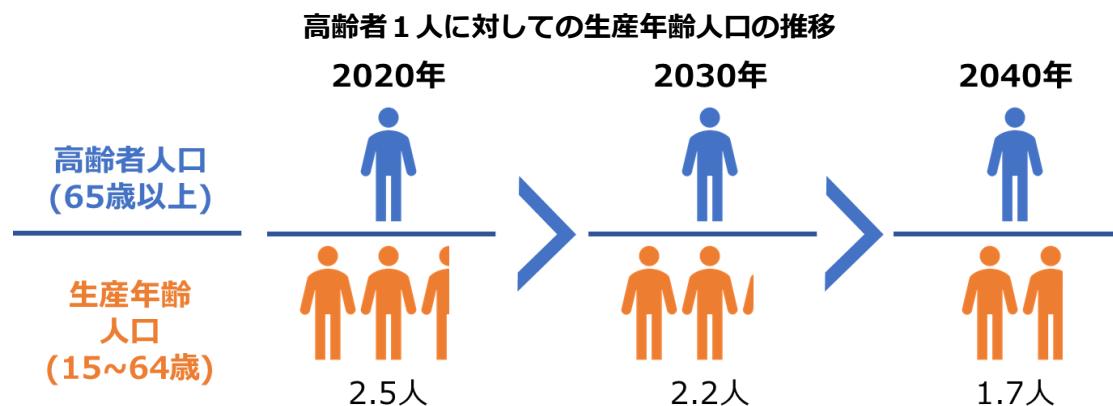
(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040年にかけて医療・介護ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスのさらなる充実が必要になります。



(3) 生産年齢人口の減少

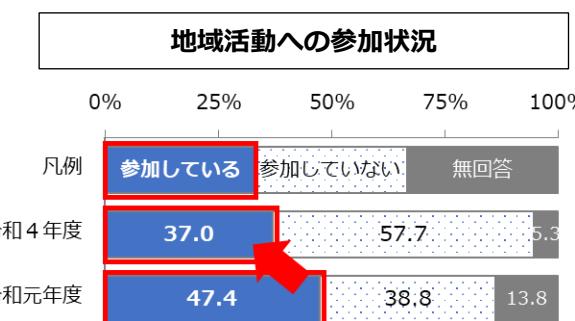
生産年齢人口は減少し、介護サービスや地域を支える担い手不足が深刻化する懸念があります。このため、介護人材の確保・定着支援とともに、地域における支え合いの仕組みづくりが重要です。



(4) 高齢者実態調査の結果（令和 4 年度 横浜市高齢者実態調査より）

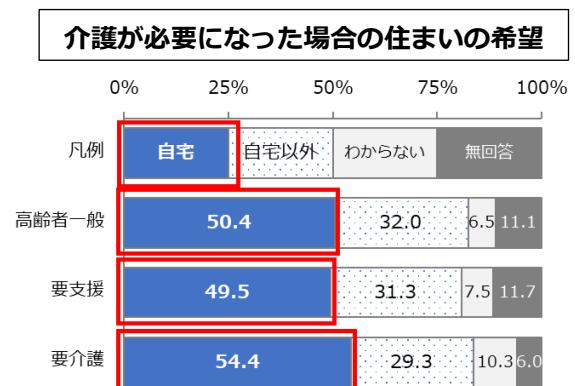
・地域活動への参加率の低下

前回調査に比べ、高齢者の地域活動への参加状況は、大幅に減少しています。これは、コロナ禍による外出控え等の影響が一因と考えられます。



・介護が必要になっても「自宅で暮らしたい」

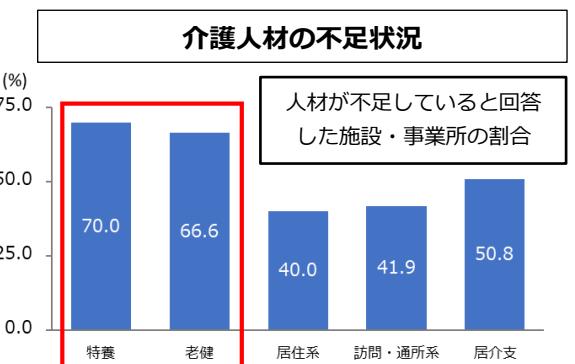
介護が必要になった場合の暮らし方について、多くの方が、介護サービスを利用しながら、できるだけ「自宅」での生活を継続することを希望しています。



・多くの介護施設・事業所で介護人材が不足

施設系・居住系・在宅系のあらゆる介護施設・事業所で人材が不足しています。

特に、施設系サービスでは約 7 割で人材が不足しており、今後の要介護認定者・認知症高齢者の増加を見据え、人材の確保・定着支援が必要不可欠です。



3. 横浜型地域包括ケアシステム～中長期的な将来像～

(1) 2025年・2040年を見据えた中長期的な将来像

中長期的な将来像

- 地域で支え合いながら、
- 医療・介護が必要になっても安心して生活でき、
- 高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる



横浜の強みを生かし、次の視点で「横浜型地域包括ケアシステム」を深化・推進します

視点 1

「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します

視点 2

活発な市民活動や企業との協働を進めます

視点 3

「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます

視点 4

医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進めます

視点 5

高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの人材確保・育成に取り組みます

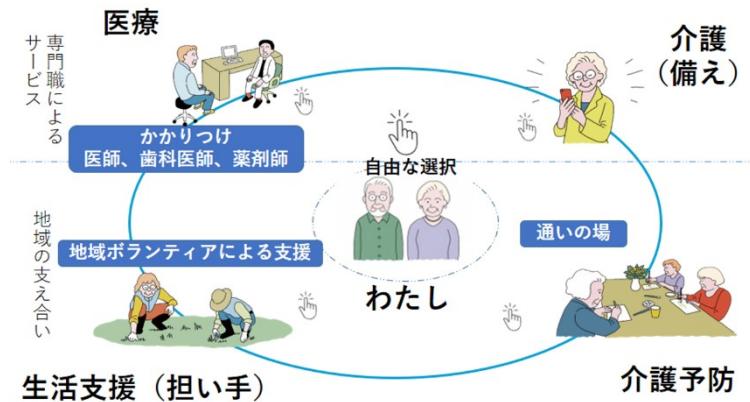
視点 6

データに基づく施策立案を進めるほか、デジタル技術を有効に活用することにより、介護現場における利便性や生産性の向上に取り組みます

状態像別にみた地域包括ケアシステム

健康で自立した生活のために

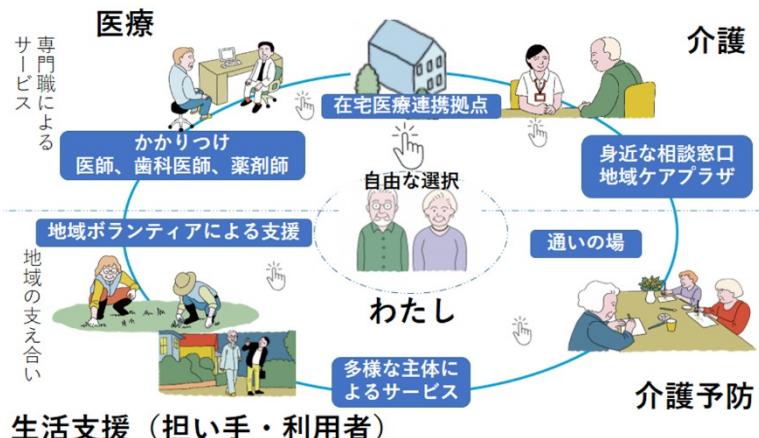
- ・身近な場所で、介護予防や健康づくりに取り組むことができます。
- ・知識や経験等を生かしたボランティア活動等に取り組むことができます。
- ・地域にかかりつけ医や薬局があります。
- ・医療や介護が必要になった時のために、必要な情報や相談窓口を知り、備えます。



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

心や体に変化を感じた時

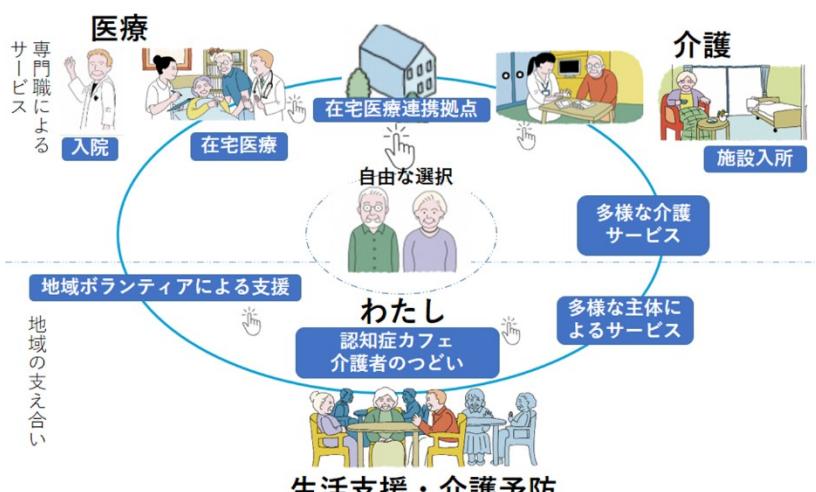
- ・身近な相談窓口やかかりつけ医等に相談できます。
- ・身近な場所に、状態像に合ったリハビリや地域とつながる機会があります。
- ・日常生活の支援を、ボランティアや企業など多様な主体が実施しています。
- ・認知症を早期に発見する機会があります。



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

医療や介護が必要になった時

- ・本人の状態や希望に合わせ、多様な介護サービス等を選択できます。
- ・医療と介護の連携があり、入退院後も安心して在宅での生活を続けることができます。
- ・身近な場所に、認知症の人やその家族の居場所や、介護者支援があります。



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

4. 第8期計画の評価

横浜市の第8期計画（計画期間：令和3（2021）～令和5（2023）年度）における各施策を評価するために設定した指標の達成状況や成果、課題は以下の通りです。

【達成状況の見方】達成状況は、2022年度末までの達成値により以下の基準で評価しています。

★★★★★	目標値以上の達成（100%以上）	★★★	達成度が50%以上	★	達成度が0%以上
★★★★	達成度が75%以上	★★	達成度が25%以上	—	計画時よりも低い

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
通いの場の参加者数（実人数）	47,000人	62,000人	89,764人	★★★★★
通いの場の参加率	5.0%	6.5%	9.6%	★★★★★
地域活動やボランティアに参加したことがある高齢者の割合	47.4%	50.0%	37.0%	—

【主な成果◆と課題◆】

- ◆ 多様な通いの場等に関する市独自の検討を踏まえ、情報収集や支援を行った結果、多くの市民が通いの場に参加しやすい環境づくりにつながりました。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域活動等をしている高齢者の割合が減少しました。通いの場等のさらなる充実や、コロナ禍で停滞した地域活動等の再開に向けた支援が必要です。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
在宅看取り率	23.9%	27.8%	33.1%	★★★★★
訪問診療利用者数	303,791人	378,000人	395,375人	★★★★★
地域包括支援ネットワークが構築されている割合	69.8%	80.0%	66.4%	—

【主な成果◆と課題◆】

- ◆ 在宅医療の充実や、医療と介護の連携が進んだことによって、高齢者が療養生活や人生の最終段階をどこで過ごすのかを選択できる体制が整ってきたと考えられます。
- ◆ 地域包括支援ネットワークが構築されている割合が低下しており、引き続き、区役所・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の連携を支援する必要があります。

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
特別養護老人ホームに入所した人の平均待ち月数	11か月	10か月	9か月	★★★★★
介護老人保健施設退所後の在宅復帰率	29.0%	33.0%	29.5%	★★★★

【主な成果◆と課題◆】

- ◆ 高齢者施設・住まいの相談センターによる出張相談の開催や特養入所待機者への個別アプローチを行ったことで、平均待ち月数を短縮できました。
- ◆ 介護老人保健施設の在宅復帰率が向上しない要因として、入所者及び家族等が在宅復帰よりも施設での入所継続を希望するといった事情等も関係していることが高齢者実態調査から判明しました。調査結果を踏まえ、介護老人保健施設の多様な役割に合わせた支援を引き続き行います。

IV 安心の介護を提供するために

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
外国人従事者の人数	497人	800人	1,477人	★★★★★
介護職員の離職率	15.6%	14.1%	14.8%	★★★★★

【主な成果✿と課題◆】

- ✿ 介護職員の住居借上支援事業や、外国人と受入介護施設等のマッチング支援事業の実施等により、一定の人才確保につながりました。
- ◆ 介護職員の離職率の低減に向けて、国の制度と連動した処遇改善を進めます。また、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減等を目的としたICT、介護ロボット等の導入・活用支援など、様々な取組を通じて、人材の確保・定着支援・専門性の向上・生産性の向上を図っていくことが必要です。

V 地域包括ケアの実現のために

【主な成果✿と課題◆】

- ✿ 高齢期の暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」において、高齢者の社会参加促進のための地域活動に関する情報を新たに掲載しました。
- ◆ 高齢者実態調査の結果、人生の最終段階に向けた意思表示をしている人の割合が低下しています。エンディングノートやもしも手帳など、本人の自己決定支援に係る取組の普及・啓発が必要です。

VI 自然災害・感染症対策

【主な成果✿と課題◆】

- ✿ 新型コロナウイルス感染症対策として、介護事業所が継続してサービスを提供できるよう事業継続に係る必要経費の助成を行うなど、事業所内での感染拡大防止に努めました。
- ◆ 高齢者施設等において、業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられましたが、令和4年度時点の策定率が低く課題となっています。各事業所がスムーズに策定できるような支援を行うなど、行政からのより一層の働きかけを行います。

認知症施策の推進

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
本人ミーティング参加者数	140人	250人	151人	★★★
認知症にとても関心がある人の割合	45.4%	55.0%	39.2%	—

【主な成果✿と課題◆】

- ✿ 若年性認知症に関わる相談支援の充実や関係機関との連携を推進し、若年性認知症支援コーディネーターを、市内1か所から4か所へ増配置しました。
- ✿ 本人ミーティングを年10回開催し、1回あたりの参加者数が増加しているほか、継続的に参加する方が多く、当事者同士の仲間意識や支え合いの力が高まっています。
- ◆ 若年性認知症支援コーディネーターを中心に、相談支援の充実や連携体制の構築、居場所の拡充をさらに進める必要があります。
- ◆ 認知症にとても関心がある人の割合が低下しており、引き続き、認知症施策について充実を図りつつ、高齢者をはじめとした市民への普及啓発を拡充する必要があります。

5. 第9期計画の基本目標と施策体系

【基本目標】

ポジティブ エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる
「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

I 自分らしい暮らしの実現に向けて

- 高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるように、市民意識の醸成に取り組みます。
- 高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手続のデジタル化など、市民の利便性向上を図ります。

II 活き活きと暮らせる地域づくりを目指して

- 地域との協働・共存を基盤に、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

III 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、一人ひとりの状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、一人ひとりの状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

V 安心の介護を提供するために

- 外国人介護人材の確保を推進するとともに、介護職のイメージアップのための啓発・教育活動を行い、介護人材の中長期的な確保を図ります。
- ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を図ります。

VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

- 持続可能な制度運営に向けて、介護給付の適正化や介護サービスの質の向上を図ります。
- 高齢者施設等における、災害や感染症などの緊急時に備えた体制を整備し、対応力を強化します。

介護サービス量の見込み

ポジティブ エイジングとは

- 誰もが歳を重ねる中で、積極的に活力ある高齢社会を作りたい、人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい、という思いを「ポジティブ エイジング」に込めています。
- 「ポジティブ エイジング」は、心身の状態が変化したとしても、地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質 (QOL ※Quality Of Life) の向上」につなげていくことを目指しています。



認知症施策推進計画の施策体系

認知症施策の3つの柱

共生

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症であってもなくとも同じ社会で共に生きる、という意味を示します。

備え

認知症を取り巻くあらゆる段階における、その状態に応じた個人、社会の心構えや行動を示します。

安心

認知症であっても希望を持ち、認知症の人や家族が安心して暮らせるという意味を示します。

1 正しい知識・理解の普及

○認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

2 予防・社会参加

○認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

3 医療・介護

○本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれから的生活に備えることのできる環境を整えます。

○医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

4 認知症の人の権利

○認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

5 認知症に理解ある共生社会の実現

○様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。

○若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。



・保険料の設定

6. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

I 自分らしい暮らしの実現に向けて

1 高齢期の暮らしに必要な情報の発信と啓発～ヨコハマ未来スイッチプロジェクト～

施策の方向性

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けて、あらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組みます。

高齢期の「自分らしい暮らし選び」応援サイト等の充実

拡充

事業内容	○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめた、高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」の充実に取り組みます。
	○知りたい情報が明確になっていない方にも、よくある困りごとや、体験談などから、様々な情報に触れ、高齢者の選択の幅が広がり、相談先をわかりやすくご案内できるよう、情報発信に取り組みます。
	○主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等による情報発信に取り組みます。

ポジティブ エイジングの実現に向けた、動画等を活用した広報

拡充

事業内容	○市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるよう、「ヨコハマ未来スイッチ」を活用した動画等により、市民が高齢期に必要な情報を入手しやすくなるような広報活動に取り組みます。



「ヨコハマ未来スイッチプロジェクト」

～ポジティブ エイジングの実現に向けて～

横浜市では、今後、ますます進展する超高齢社会に備えて、一人ひとりが、社会や自分自身の変化を理解したうえで「その人らしい生き方」をあらかじめ考え、具体的に行動いただけるよう「ヨコハマ未来スイッチ」（※）のコンセプトを掲げ、広報に取り組んでいます。

※「ヨコハマ未来スイッチ」には、「未来を意識する“スイッチをONにする”」という意味と「どことなく消極的に捉えてしまう、歳を重ねることへの考え方を“切り替える”」という2つの意味を込めています。



介護予防の普及啓発（フレイル予防等の推進）

新規

事業内容

- フレイル予防の4本柱である運動、オーラルフレイルの予防、低栄養の防止、社会参加に一体的に取り組める仕組みづくりを進め、市民がフレイルについて理解し、自身や周囲の人のリスクに気づき、フレイル予防に取り組む人が増えるよう支援します。
- フレイル予防の4本柱と併せて、こころの健康や認知機能の維持、疾病管理の3つの取組を推進します。
- 府内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。
- 民間企業と連携し、介護予防・フレイル予防や健康づくり、社会参加に関する取組を行い、幅広い対象者に普及啓発を行います。

「フレー！フレー！フレイル予防！」は横浜市のフレイル予防取組推進の愛称です▶



「フレイル」、「ロコモ」とは

「フレイル」

高齢期に体力や気力、認知機能など、からだとこころの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態をいいます。日頃の小さな変化から、からだ、こころ、社会生活面など、多面的な要素が相互に影響し、フレイルに至ります。



「ロコモ」

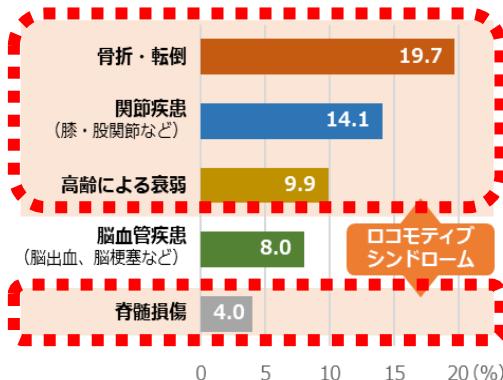
ロコモティブシンドロームの略称。「加齢に伴う筋力低下や骨・関節疾患などの運動器の障害が起こり、立つ、座る、歩くなどの移動能力が低下する状態」をいい、フレイルや、要支援認定を受ける方の代表的な状態像のひとつです。



ご存知ですか？介護が必要になった原因

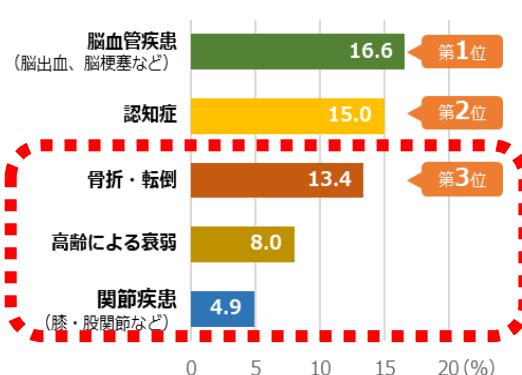
要支援 の認定理由、上位5位のうち、4つはロコモティブシンドローム

〈要支援になった要因〉 令和4年度横浜市高齢者実態調査



要介護 の認定理由の1位は脳血管疾患、2位は認知症、3位は骨折・転倒

〈要介護になった要因〉 令和4年度横浜市高齢者実態調査



本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○これまでの人生を振り返り、これから的人生を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図ります。○早い時期から自身のこれから的人生を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	--

コラム エンディングノート

～これから的人生を自分らしく生きるために～

エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、これから的人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートです。自分らしい生き方を選択し、大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを作成し、書き方講座を開催しています。

エンディングノートは、各区高齢・障害支援課の窓口にて説明をしながら配布しています。



18区のエンディングノート

■例ええばこんな内容を書くことができます

- 私のプロフィール
- 私の好きなこと
- 金銭的なこと
- これからやってみたいこと
- もしものときの医療・介護の希望
- 大切な人へのメッセージ

人生の最終段階の医療・ケアに関する検討・啓発

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有する「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：略称“ACP”）」の普及啓発を図ります。○もしものときの医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけとなることを目的に、「もしも手帳」の配布を進めます。
------	--



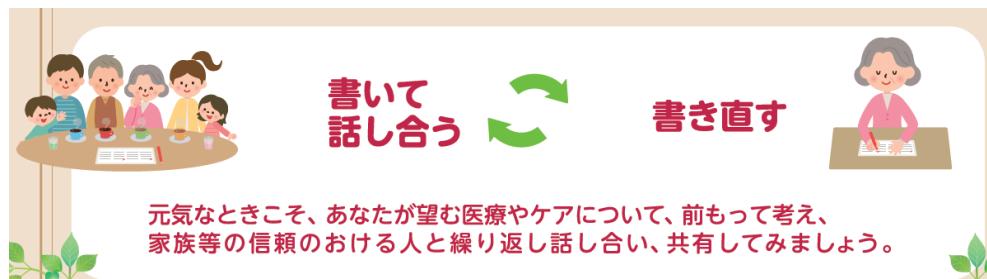
アドバンス・ケア・プランニング (ACP)

自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のことです。愛称は「人生会議」です。



「医療・ケアについての『もしも手帳』」

人生の最終段階での医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけや、本人の考えを家族等と話す際の手助けとなるよう、市民の皆様に「もしも手帳」を配布しています。“治療やケアの希望”、“代理者の希望”、“最期を迎える場所の希望”についてチェックする形式の簡単な内容です。



住まいの終活の促進

新規

事業内容	○住まいの終活を早い段階から進められるよう、居住中の高齢者世帯などに向けて、「空家にしない『わが家』の終活ノート」などを活用した普及啓発を推進します。
------	---

介護サービス情報の公表

事業内容	○利用者が介護事業所等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。
------	--

介護保険総合案内パンフレット及び介護サービス事業所リスト(ハートページ)の発行

事業内容	○介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子を民間企業と協働で発行します。 ○総合案内パンフレットを多言語に翻訳し、横浜市ホームページ等で提供します。
------	---



ふくまちガイド（横浜市福祉のまちづくり推進指針）

横浜市では、福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針として、ふくまちガイドを策定しました。

ふくまちガイドは、「誰もが生活しやすいまちとはどんなまちなのか」を考え、一人ひとりのアクションにつながるきっかけとなることを目的に、横浜市ホームページで公開しているほか、区役所などで配布しています。

2 相談体制の構築と市民の利便性向上

施策の方向性

高齢期のライフステージに応じた相談体制を構築するとともに、各種申請手続のデジタル化など、市民の利便性向上を図ります。

(1) 相談体制の構築

高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築

事業内容	○高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築に向け、市・区役所の福祉保健センターのほか、「地域の身近な福祉保健の拠点」である地域ケアプラザや、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行う高齢者施設・住まいの相談センターなど、様々な関係機関と連携して取り組みます。
------	--

(2) 市民の利便性向上

介護保険等の各種申請手続の利便性向上

新規

事業内容	○「横浜 DX 戦略」に基づき、 <u>要介護認定の申請や負担限度額認定証の発行など、介護保険業務にかかる各種申請手続のオンライン化を図り、スマートフォン等で手続が完結できるようにします。</u>
------	--

II 活き活きと暮らせる地域づくりを目指して

1 介護予防・健康づくりと自立支援

施策の方向性

高齢者の医療・介護・保健データを活用した、効果的な介護予防施策・事業の立案に取り組みます。

また、高齢者が積極的に介護予防や健康づくりに取り組み、身近な地域につながることができるよう、「一人ひとりの健康課題に応じたフレイル対策」と「高齢者の誰もが参加できる、通いの場等が充実した地域づくり」を共に推進します。

(1) 効果的な介護予防施策の立案

データに基づく介護予防施策の立案

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○高齢者の医療・介護・保健や社会参加状況等のデータを活用し、研究機関等との共同研究等を踏まえた多角的な分析を行います。○各種データの分析や地域情報等を積極的に活用した地域分析を行い、市や各地域の特性・健康課題を踏まえた介護予防・重度化防止の各種施策・事業を立案します。○健康づくり部門等と連携した地域分析や、健康づくりと介護予防が連動した取組を推進し、若い世代からの健康づくりの取組を将来の介護予防につなげます。
------	--

(2) 介護予防・健康づくりのための地域づくりの推進

高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策の展開

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○各種データの活用や地域活動等を通じて、生活機能の低下や生活習慣病の重症化など、フレイル状態にある高齢者やフレイルリスクが高い高齢者等の把握を行います。○フレイル状態にある高齢者やフレイルリスクが高い高齢者等に対し、状態像に応じ、生活機能の低下や疾病の予防等に着目した、各種医療専門職による支援（ハイリスクアプローチ）や、必要な情報提供等を行います。○高齢者が地域の中で他者とつながり、必要な支援を受けながら、介護予防や健康づくりに取り組めるよう、地域の活動等につなげる支援を行います。
------	---



横浜市のフレイル対策のポイント

フレイル状態にある人は、老化などが原因でストレスに対抗する潜在能力が低下しており、筋力や認知機能などの心身機能の低下や、生活習慣病や加齢に伴う病気の発症・重症化が起こりやすい状態になっています。

フレイルを改善し、自立した生活を送る力（生活機能）をできる限り維持していくためには、心身機能の維持・改善と、病気の発症予防や重症化予防の、両方の視点を持った取組を行うことが重要です。

横浜市では、各種データの活用等により、フレイル状態にある高齢者や、フレイルリスクが高い高齢者等を把握し、一人ひとりの健康課題に着目した医療専門職等による支援を行います。



あわせて、高齢者が社会とつながり、少しでも長く、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域の介護予防活動や助け合い活動など、各種取組につなげる支援にも取り組んでいきます。

地域介護予防活動の推進

拡充

事業内容	○地域ケアプラザや社会福祉協議会等、地域の関係機関と協力して地域の情報を分析し、地域の活動に必要な支援を実施します。
	○高齢者の興味や関心に応じた、また、身体機能や認知機能の低下など、どのような健康状態であっても参加できる社会参加の場（通いの場等）を多様な主体と連携し、充実させます。例えば、体操（運動）、茶話会、趣味活動、農作業、多世代交流のほか、デジタル技術の活用など、様々な活動内容の展開を支援します。
	○通いの場等に参加する個人の状態（健康状態・機能維持状態）の経年変化や、場の機能評価等の状況分析を行い、必要な支援を行います。
	○元気づくりステーションのグループ活動を広げるとともに、地域の中で役割を發揮できるよう支援します。
	○地域で介護予防やフレイル予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組みます。また、より効果的に人材育成ができるよう、研究機関等と協力し、教材の配布や研修の実施、効果測定等を行います。
	○通いの場等の活動に参加しなくなった高齢者の把握と専門職等による効果的な支援を行います。

高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○通いの場等への参加者に対し、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通いの場等への参加を促進します。○通いの場等への参加状況や参加者の健康状態等のデータを収集し、医療・介護・保健データと掛け合わせた多面的な分析を行い、介護予防施策へと反映します。
------	---

リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○高齢者が虚弱になっても役割を持ちながら継続して地域社会に参加できるよう、地域の通いの場等や地域ケア会議等にリハビリテーション専門職を積極的に活用します。○多様な専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等）による地域づくり支援の充実を検討します。○介護予防・自立支援を行う個別支援にリハビリテーション専門職を活用します。
------	--

（3）自立を目指した多様なサービスの充実

ボランティアや専門職によるサービスの充実

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○保健事業や介護予防の事業と連携し、地域での自立した生活を目指し、ボランティアや専門職によるサービスの充実及び支援を必要とする対象者の把握方法の検討を進めます。（サービスB・Cの見直し等）○サービスAについて、国による検討会による議論も踏まえ、課題の把握を進め、あり方を検討します。
------	--

(4) 健康寿命の延伸を目指した健康づくり

コラム 健康横浜21

～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～

健康横浜21は、横浜市民の最も大きな健康課題のひとつである生活習慣病の予防を中心とした総合的な健康づくりの指針です。生活習慣病の発症予防等に、市民・関係機関・行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指しています。

健康上の問題で日常生活を制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」を延ばすため、生活習慣の改善（栄養・食生活、歯・口腔、喫煙、飲酒、運動等）、生活習慣病の発症予防や重症化予防（健康診査、がん検診等）などの取組を進めています。

いつまでも自分らしく活躍できるように、無理なくできることから健康づくりに取り組んでみませんか。



横浜市健康診査～1年に1回、健診を受けましょう～

心臓病、脳卒中などの循環器疾患を中心とした生活習慣病予防対策のひとつとして、対象者の方に、年度に1度、横浜市健康診査を実施しています。下記の対象以外の方で40歳～74歳の方は、ご加入の健康保険で特定健康診査をご活用ください。

- 対象：横浜市に住所を有する神奈川県後期高齢者医療制度被保険者の方
40歳以上の生活保護受給の方及び中国残留邦人支援給付制度適用の方
- 費用：無料
- 受診方法：直接、実施医療機関に電話で予約申込みをしてください。
受診当日は、後期高齢者医療被保険者証をお持ちください。



食べる楽しみいつまでも♪～口から始める健康づくり・オーラルフレイル予防～

口は「食べる」「話す」など、とても大切な役割を担っていますが、加齢とともに歯の喪失などが原因で、噛む・飲み込むなどの機能が少しずつ低下してきます。「オーラルフレイル（お口の機能の衰え）」を予防することは、「フレイル」そのものを予防することにもつながります。

- 毎日の歯みがきで、むし歯・歯周病を予防し、お口の中を清潔に保ちましょう。
- かかりつけ歯科医をもち、適切なアドバイスを受けましょう。
- お口の体操で噛む力・飲み込む力・滑舌を鍛えましょう。

バタカラ体操

- 1.「パ」…唇をはじくように
- 2.「タ」…舌先を上の前歯の裏につけるように
- 3.「カ」…舌の奥を上顎の奥につけるように
- 4.「ラ」…舌をまるめるように



低栄養を予防しましょう～1日3食、しっかり食べて健康なからだづくり～

高齢期になると、食欲の低下による欠食、食事摂取量の低下などにより、気づかぬうちに栄養が足りていない状態になっていることがあります。

やせて、栄養が不足すると、抵抗力が低下し、フレイルにつながる可能性もあります。
粗食をやめ、毎日しっかり食べて、やせや栄養状態の低下（低栄養）を予防することが大切です。

低栄養を予防するための食事のポイント

- 1日3食、多様な食品を含むバランスの良い食事を心がけましょう。
- 筋力維持のために、筋肉を作るたんぱく質も忘れずにとりましょう。
- 10食品群（魚・脂質、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、いも、卵、大豆製品、果物）を毎日積極的に食べましょう。



2 社会参加

施策の方向性

高齢者がこれまでに培った知識・経験を生かし、「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

(1) ニーズやライフスタイルに合わせた社会参加

高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）【再掲】

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○通いの場等への参加者に対し、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通いの場等への参加を促進します。○通いの場等への参加状況や参加者の健康状態等のデータを収集し、医療・介護・保健データと掛け合わせた多面的な分析を行い、介護予防施策へと反映します。
------	---

(2) 就労等を通じた、社会参加の機会・情報の提供

高齢者の就業支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○公益財団法人横浜市シルバー人材センターにおいて、市内の事業所や家庭から高齢者に適した軽易な仕事の注文を受け、就業意欲のある高齢者（登録会員）に対し、経験や希望に合った仕事を紹介し、就業を通じた社会参加を支援します。
------	--

シニア×生きがいマッチング事業 よこはまポジティブエイジング（モデル事業）

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○高齢者個人のニーズに基づいて、企業や団体から切り出した活動へのマッチングを行うことで、高齢者の社会参加を促進します。○高齢者の役割を有した形での社会参加を促進することにより、地域活動やボランティア活動に参加する人材の発掘・育成を図ります。
------	---



シニア×生きがいマッチング事業 「よこはまポジティブエイジング」（モデル事業）

令和5年度よりモデル実施する「よこはまポジティブエイジング」は、シニア世代と地域団体・企業等でのボランティア活動をつなぎ合わせるプログラムです。

コーディネーターが高齢者個人のニーズを丁寧に把握し、本人の希望に沿った活動を地域団体や企業から活動を切り出して、マッチングします。

シニア世代の社会参加は、健康寿命の延伸にもつながります。住み慣れた地域でいつまでも元気で過ごすために、持っているスキルや経験を生かせる活動を通じて、地域などで活躍しましょう！

マッチングのイメージ



高齢者のニーズ

①把握



コーディネーター

地域団体・企業等

高齢者個人のニーズに沿った活動
例：事務補助、広報支援等
経験の生かせる活動



よこはまシニアボランティアポイントの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○活動者拡大のため、登録者への情報提供を継続的に行うとともに、活動対象の拡大や効果的な運営方法の検討を行います。○ボランティアの受入れに慣れていない受入施設に対して情報提供等を行い、ボランティアの受入れを支援します。
------	---

(3) シニアの生きがい創出

かがやきクラブ横浜（老人クラブ）への支援による高齢者の生きがい創出

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○会員加入の促進・減少防止のために、老人クラブ活動の周知の強化に加え、区老連のIT化支援や、未設置地域の加入希望者への広域的なクラブの設立支援、ニュースポーツ等の取組支援を行います。○新たなるリーダーの養成や30人未満クラブの支援を拡大し、クラブの維持・存続を図るとともに、非会員も参加することのできる「横浜シニア大学」を開催して高齢者の仲間づくりを支援します。
------	--

敬老バスを利用した高齢者の外出支援（敬老特別乗車証交付事業）

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○高齢者等外出支援の観点で、敬老バスのICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、地域の総合的な移動サービスを検討する中で、敬老バス制度も検討していきます。
------	--

3 生活支援・助け合い

施策の方向性

高齢者一人ひとりができるることを大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

地域のニーズや社会資源の把握・分析

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化し、地域づくりに生かします。○医療・介護・保健のデータベースの拡充を図り、より多角的に地域分析を行うとともに、地域分析結果を地域等と共有します。
------	--

多様な選択肢による個別ニーズとのマッチングの支援

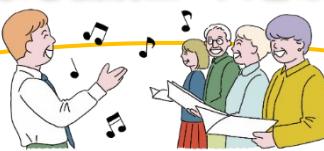
新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○多様化する個別ニーズに応えるため、「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等により、地域活動・サービスを選択できる環境を整備し、個別のニーズと取組のマッチングを支援します。○介護予防・社会参加に取り組む機会を提供するなど、生きがいや役割を持って活き活きと暮らせる地域づくりを支援します。
------	--



多様な選択肢による個別ニーズとのマッチングの支援

さがせる！



みつかる！

横浜市では、主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」で身近な地域活動情報を公開しています。

地域活動（サロン、趣味活動の場、生活支援等）をお探しの方、地域の担い手として活躍したいと考えている方や高齢者を支援するケアマネジャーなど、幅広い方に活用いただけます。



横浜 地域活動ナビ

検索



住民主体による活動の支援

事業内容	○区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等に配置されている生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。
------	--

空家の高齢者向け活動支援拠点等としての活用支援

事業内容	○空家所有者と活用希望者とのマッチング、専門相談員の派遣、改修費補助などにより、空家の高齢者向け活動支援拠点等への活用を総合的に支援します。
------	--

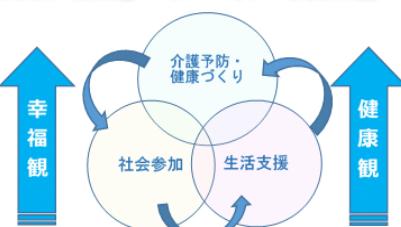
多様な主体間の連携体制の構築

事業内容	○NPO 法人、社会福祉法人及び民間企業等の多様な主体と連携・協働する場（協議体等）を通じて、地域ニーズや課題等から目指す方向性を共有し、必要な生活支援の活動・サービスの創出・持続・発展させる取組を支援します。 ○身体的な衰え等により買い物や地域サロン等への移動が困難な方のために、多様な主体と連携した買物支援や移動支援等の取組を支援します。
------	--



「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」の一体的推進

高齢者の運動機能や栄養状態などの心身機能の改善や病気の管理だけではなく、居場所づくりや社会参加の場の充実など、高齢者本人を取り巻く環境を整えることも含め、幅広い視点に立った「介護予防・健康づくり」の取組により、地域の中で生きがいや役割を持って自立した生活を送ることができる地域の実現を目指します。



今後、更なる高齢化に伴い単身世帯等が増加することにより、高齢者の買物や掃除などの「生活支援」の必要性が増していきます。支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズに応えるため、地域住民や多様な主体が連携した支援体制の充実を図ります。その中で、高齢者は支えられる側だけでなく、支え手となることも目指し、高齢者の「社会参加」を推進します。

地域とつながりを持って社会的役割を担うことにより、支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズを満たしていくと同時に、活動への参加、社会とのつながりを通して介護予防の効果を高める相乗効果を目指し、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めます。

4 地域づくりを支える基盤

施策の方向性

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域づくりの中心的な役割を担う地域ケアプラザ等の機能強化を図ります。※地域ケアプラザの機能強化については、25ページ参照



地域ケアプラザ～地域の身近な福祉保健の拠点～

地域ケアプラザは、「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていく役割を担っています。

横浜市では、地域包括支援センターは原則として地域ケアプラザに設置されています。その強みを生かし、地域包括支援センター配置の保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等と生活支援コーディネーター及び地域活動交流コーディネーターが連携して個別課題から地域の課題をとらえ、地域の力を生かしながら取組を進めます。

地域ケアプラザ ※1

- ・福祉保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
- ・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手を育成

地域包括支援センター ※2

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など、介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

地域ケアプラザの主な職員

- 所長
 - 保健師等
 - 社会福祉士等
 - 主任ケアマネジャー等
 - 生活支援コーディネーター
 - 地域活動交流コーディネーター
- など



※1 地域ケアプラザではこの他に、居宅介護支援事業を実施しています。また、一部を除き、高齢者デイサービス等を実施しています。

※2 地域包括支援センターは、地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置しています。

老人福祉センター

事業内容

- 各区に設置している老人福祉センターにおいて、健康寿命の延伸を目指し、元気なシニアが生涯を通して活躍できるよう、「健康づくり」「体力づくり」「介護予防」や、「社会参加」につながるメニューを充実します。
- 公共施設の適正化に向けた市民利用施設全体のあり方検討の中で、老人福祉センターのあり方や運営の効率化等についても検討を進めます。

III 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

1 在宅介護

施策の方向性

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に24時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

介護保険の在宅サービスの充実

事業内容	○訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションなど、介護保険の在宅サービスを提供する事業所の新規指定・更新事務を実施するとともに、適正な運営を支援します。
------	---

24時間対応可能な地域密着型サービスの推進

事業内容	○今後増加する在宅要介護高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護、または、看護小規模多機能型居宅介護について、おおむね日常生活圏域に1か所以上の整備を進め、看護小規模多機能型居宅介護については、各区1か所以上の整備を進めます。 ○日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。 ○在宅で医療と介護の両方のニーズを持つ要介護者に対して必要なサービスが提供できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めます。
------	--



24時間対応可能な地域密着型サービス

『小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護』

小規模多機能型居宅介護は、本人の様態や希望に応じて、「通い」を中心に、「宿泊」「訪問介護」サービスを柔軟に組み合わせて、「在宅で継続して生活するために」必要な支援を行います。

「通い」で顔なじみになった職員が「宿泊」や「訪問介護」の際にも対応するため、環境の変化に敏感な高齢者（特に認知症の方）の不安を和らげることができます。

看護小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心に、「宿泊」「訪問介護」に加え「訪問看護」を組み合わせて、看護と介護を一体的に提供するサービスです。退院直後の在宅生活へのスムーズな移行、がん末期等の看取り期、病状不安定期における在宅生活の継続などのニーズに対応します。



2 在宅医療・看護

施策の方向性

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するために、在宅医療連携拠点を軸とした医療・介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

(1) 医療・介護連携の強化

在宅医療連携拠点

事業内容	○横浜市医師会と協働して運営する「在宅医療連携拠点」において、病気があっても住み慣れた自宅等で、安心して在宅医療と介護を受けることができるよう、在宅医療や介護に関する相談支援や、医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所等の関係事業者間での多職種連携、市民啓発を推進します。
------	---

在宅療養に多く見られる疾患・課題への対応

新規

事業内容	○多職種が連携して、高齢期に多く見られる糖尿病、誤嚥性肺炎、心疾患、緩和ケアなど療養上の課題の解決に向けた支援体制の構築を図ります。
------	--

(2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成

医療・介護従事者的人材育成研修

事業内容	○より多くの医師が在宅医療に取り組めるよう、医師会と連携して研修を実施し、在宅医を養成します。 ○在宅医療・介護サービスを一体的に提供するために、医療・介護従事者がより質の高い連携をとれるよう、研修を実施します。また、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。
------	--

(3) 在宅医療の普及・啓発

在宅医療を推進するための市民啓発

事業内容	○在宅医療についての講演会等を開催し、市民等の理解を促進するとともに、在宅医療の普及・啓発を進めます。 ○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめた、高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」の充実に取り組みます。【再掲】
------	--

(4) 医療につながるための支援

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及

事業内容	○横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近な医療機関を紹介するなど、かかりつけ医の普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。 ○かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能の維持・向上や摂食嚥下機能障害などの専門的ケアを定期的に受けることの啓発を進めます。 ○服薬状況を継続的に把握し、重複投薬や相互作用の防止等の役割を担う、かかりつけ薬局・薬剤師の必要性について啓発を進めます。
------	--

3 保健・福祉

施策の方向性

一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加に対し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を適切に把握し相談につながるよう、地域ケアプラザの機能強化、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

(1) 地域ケアプラザの機能強化

地域ケアプラザの強化（質の向上）

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○職員向け研修の充実や事例の共有を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化等、地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。○高齢者等の生活課題の解決に向けて、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などとのネットワークを構築します。また、地域の状況に合わせた多様な活動の創出・支援を行います。○夜間の利用方法を見直し、夜間時間帯勤務の職員を可能な範囲で日中勤務することで、近年件数が大きく増加している日中の相談支援の充実・強化を図ります。○利用者の利便性や満足度の向上を図るため、オンラインによる相談対応や事業実施等に取り組みます。
------	---

(2) 高齢者の権利擁護

成年後見制度等の利用促進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である、よこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及・啓発を進めます。○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談を行います。○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。
------	--

高齢者虐待防止

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組みます。○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。
------	--



成年後見制度の利用促進に向けて

成年後見制度は、認知症高齢者の方や知的障害や精神障害のある方などが安心して生活できるように保護し、支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら本人に代わり財産の管理や介護サービスの契約等を行います。

成年後見制度には、「後見」「保佐」「補助」と3つの類型に応じて家庭裁判所が本人に適切な方を選任する「法定後見制度」と、あらかじめ自分で選んだ代理の方と支援の内容について契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

成年後見制度を必要とされる方の数は、今後ますます多くなることが見込まれています。

横浜市における成年後見制度の中核機関であるよこはま成年後見推進センターでは、制度の効果的な広報や、権利擁護に関わる相談支援機関への支援等、横浜市にふさわしい成年後見制度の利用促進に向けて、中心となって取組を進めています。

成年後見制度について詳しく知りたい場合は、よこはま成年後見推進センター、区役所、区社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センターでパンフレットを配布しています。お気軽にご相談ください。

■よこはま成年後見推進センターホームページ

<https://www.yokohamashakyo.jp/ansin/yokohamaseinenkoken/>



(3) 介護者に対する支援

相談・支援体制の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○区福祉保健センターや地域包括支援センターは、介護に関する高齢者や家族の相談を受けて、介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供も含め、適切な支援・調整を行います。○住み慣れた地域での暮らしを支えるために、本人、介護者等の自主的な活動を支援します。○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を行なながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。
------	---

介護者のつどい

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護の経験者同士が、情報交換や交流を通じて介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、介護者や家族を対象としたつどいやセミナー等を開催します。
------	---

(4) 身寄りのない高齢者の支援

身寄りのない高齢者の支援

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○安心して高齢期の生活を送ることができるよう、身寄りのない一人暮らしの高齢者等に関する課題について、<u>関係部署間で連携しながら、必要な支援策の検討を進めます。</u>
------	---

4 医療・介護・保健福祉の連携

施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。

また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

地域ケア会議

事業内容

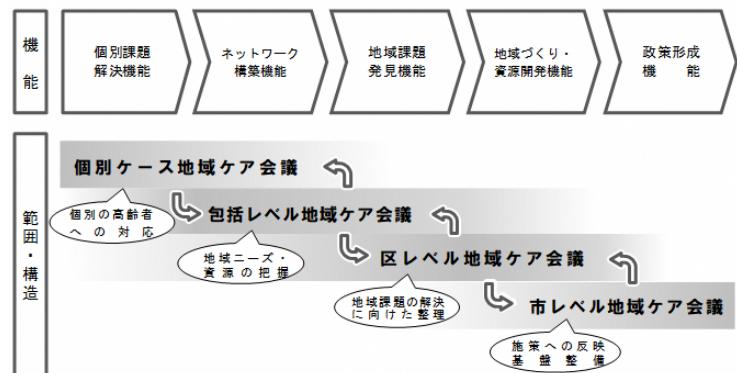
- 多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤の整備につなげます。



地域ケア会議

地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成されます。

各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることで、地域づくりや政策形成にまでつなげていく仕組みです。



ケアマネジメントスキルの向上

事業内容

- 自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、区役所、地域包括支援センター、ケアマネジャーが連携して課題や意識の共有を図り、ケアマネジメント技術の向上を目指します。
- 相談技術向上のため、新任のケアマネジャーに対する研修や、連絡会等を活用した自主的な研修を支援します。

多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

事業内容

- ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供やケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。
- 高齢者が地域とのつながりを持って生活できるよう、介護サービスのみではなくインフォーマルサービスを活用したケアマネジメントが実施できるよう地域包括支援センター職員・区職員等に向けた研修等を行います。
- 地域包括支援センター圏域内のケアマネジャーとの定期的な連絡会や研修会を開催するとともに、区単位、近隣区、市単位での情報交換や関係機関との連携が推進されるよう支援します。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

1 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給

施策の方向性

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設・住まいを整備します。

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	上段：年度末の定員数 下段：年度中の増減 (単位：人)		
				R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	17,011 (262)	17,555 (544)	18,150 (595)	18,457 (307)	19,540 (1,083)	20,140 (600)
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	6,011 (125)	6,122 (111)	6,257 (135)	6,482 (225)	6,707 (225)	6,932 (225)
特定施設（介護付有料老人ホーム等）	15,785 (485)	15,933 (148)	16,430 (497)	16,730 (300)	17,030 (300)	17,330 (300)
介護老人保健施設	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)
介護医療院等	272 (0)	272 (0)	183 (△89)	233 (50)	283 (50)	333 (50)
	第 8 期計画の実績(R 5 年度は見込み)			第 9 期計画の見込み		

(1) 施設や住まいの整備

特別養護老人ホームの整備（地域密着型含む）

事業内容	○特別養護老人ホームは、第 9 期計画期間中に新規整備 700 人分程度を公募します。 ○ショートステイから特別養護老人ホームへの転換を 200 人分程度実施します。
------	--

特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み（新たな待機者対策を含む）

拡充

事業内容	○特別養護老人ホームの入退所指針に基づき、入所を必要とされる方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。 ○新たな待機者対策として、以下の取組を進めます。 (ア) 経済的な理由でユニット型施設への入所ができない方への対策 ○新たな施設居住費助成の創設を検討します。 (イ) 認知症の周辺症状(自傷・他害行為、徘徊等)により入所が難しい方への対策 ○認知症周辺症状のある方を新たに受け入れた施設への助成を検討します。 (ウ) 医療的ケアを必要とする方への対策 ○特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、医療機能の充実した介護医療院の整備促進策を検討します。また、既存の医療対応促進助成を拡充し、医療的ケアを必要とする方の受入れをさらに促進します。
------	--

介護老人保健施設

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護老人保健施設は一定の整備水準に達していることから、第9期計画期間においては新たな整備は行いません。○在宅生活への復帰を目指すリハビリ支援や、認知症高齢者への対応などのノウハウを生かした機能分担を充実させ、在宅復帰や在宅生活を支援するための施設としての役割を強化します。
------	--

介護医療院

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、医療機能の充実した介護医療院の整備促進策を検討します。【再掲】
------	---

認知症高齢者グループホーム

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症高齢者が増加し、グループホームを必要とする方も増えると見込まれることなどから、年間225人分程度を整備します。○日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。
------	---

特定施設・有料老人ホーム

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○特定施設（介護付有料老人ホーム等）については、第9期計画期間中の3年間で900人分程度を整備します。○特定施設の整備については、比較的低額な料金及び医療ニーズへの対応など、横浜市が期待する役割やニーズに対応した施設の整備の誘導を進めます。
------	---

（2）高齢者向け住まいの整備・供給促進

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○立入検査等を通して、整備運営指導指針に則した適切なサービス提供が行われる良質な住宅の供給を促進します。また、サービス付き高齢者向け住宅を引き続き特定施設の公募対象とします。
------	---

(3) 安心して住み続けられる環境の整備

緊急通報装置等による見守り

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談や助言、安否確認、緊急時の対応を行います。 ○高齢化率が高く福祉的対応が必要な一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。 ○一人暮らし高齢者等を対象に、緊急事態が発生した場合に近隣の方等へすぐ連絡が取れるよう、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与します。 ○デジタル技術を活用した見守り手法を検討します。
------	---

健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅の普及促進

拡充

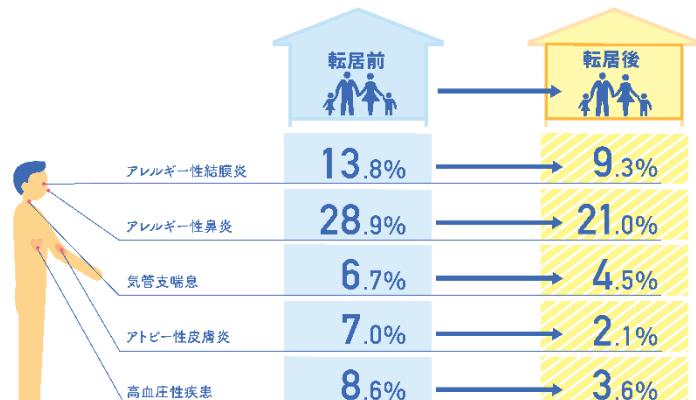
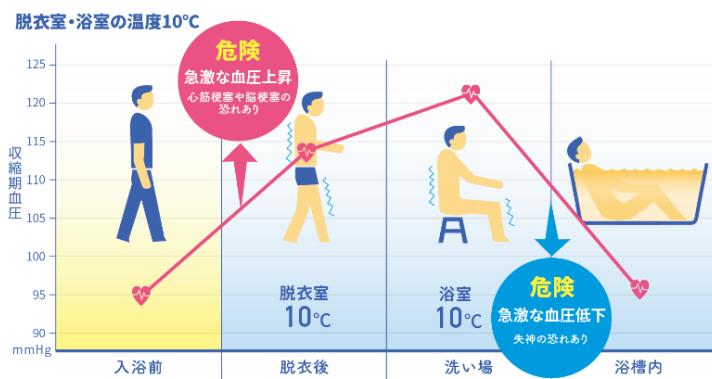
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○冬季のヒートショックや夏季の室内熱中症など、高齢者の住まいにおける健康リスクの軽減に寄与する最高レベルの断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進します。
------	--

コラム 健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅

ヒートショックによる年間死者数は、交通事故死による死者数を上回っています。

暖かい部屋から寒い脱衣所や浴室に入ると血圧が急上昇し、心筋梗塞や脳梗塞を引き起こす危険性が高まります。さらに、お湯につかると血圧が急降下し、失神を起こし溺死する恐れもあります。このため、住宅の断熱化などにより、部屋と脱衣所や浴室との温度差を小さくすることが効果的です。

また、高気密・高断熱な省エネ住宅は少ないエネルギーで室内外温度差を小さくすることができ、結露を減らし、カビ、ダニの発生を抑制することで、アレルギー性疾患の原因を減らし、アレルギー症状の緩和が期待できます。



資料：「なっとく！省エネ住宅を選ぶべき6つの理由」（横浜市建築局）

(4) 高齢者の賃貸住宅等への入居支援

住宅セーフティネット制度の推進

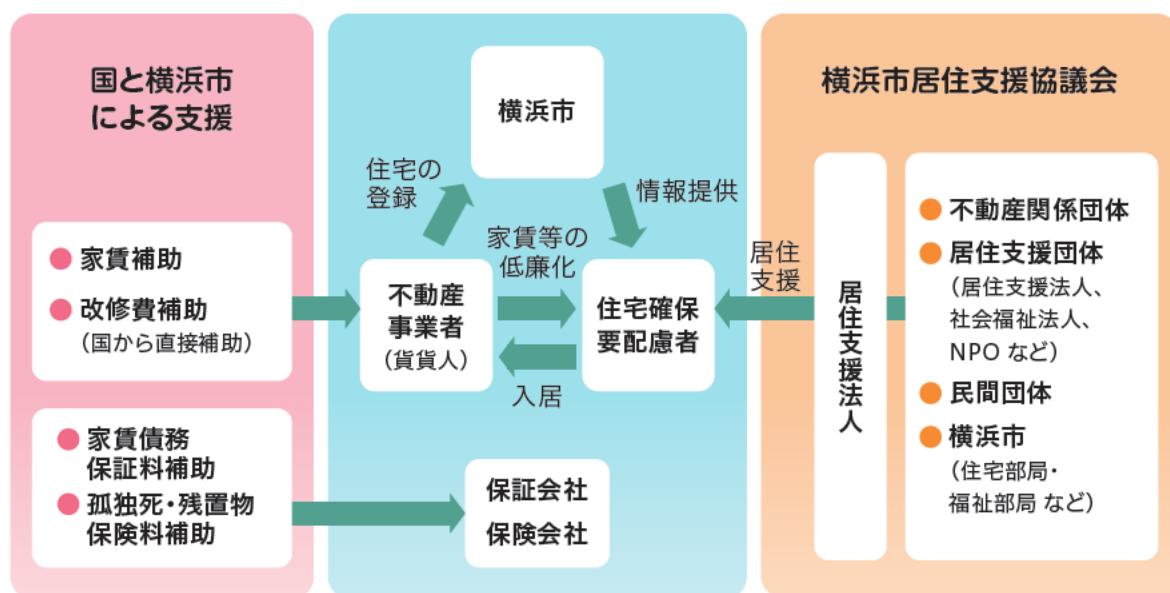
拡充

事業内容	○高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅の空き室などを活用して、高齢者等の受入れを拒まない「セーフティネット住宅」の供給を促進します。
	○住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅のオーナー等に対する経済的支援として、家賃、家賃債務保証料、孤独死・残置物保険料の減額補助及び単身高齢者等への見守りサービスに対する補助を実施します。
	○居住支援を行う不動産事業者や福祉支援団体などを、横浜市居住支援協議会が「センター」として登録し、住宅確保要配慮者の状況に応じたきめ細やかな支援を進めます。

コラム 住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度は、賃貸住宅の空き室などを活用し、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることを目的とした制度です。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録（セーフティネット住宅）、入居者の経済的な負担を軽減するための家賃などへの補助、住宅確保要配慮者に対する居住支援（横浜市居住支援協議会）の3つの仕組みから成り立っています。



国交省説明会資料に基づき作成

2 相談体制・情報提供の充実

施策の方向性

高齢者施設や住まいに関する総合相談窓口である「高齢者施設・住まいの相談センター」などにおいて、専門の相談員がきめ細やかな相談対応や情報提供を行います。

施設・住まいの相談体制や情報提供の充実

事業内容	(ア) 高齢者施設・住まいの相談センター <ul style="list-style-type: none">○特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行うとともに、区役所や地域ケアプラザなど、より身近な場所で相談対応や情報提供を行います。○相談者の利便性向上を図るため、引き続き、土日相談やオンライン相談を実施します。
	(イ) 施設のコンシェルジュ <ul style="list-style-type: none">○特別養護老人ホームの入所申込者の個々の状況に適したサービスの選択につながるよう、高齢者施設・住まいの相談センターに施設のコンシェルジュを配置します。
	(ウ) 横浜市「住まいの相談窓口」 <ul style="list-style-type: none">○横浜市居住支援協議会の相談窓口や、「住まい・まちづくり相談センター 住まいのイン」など、住まいの相談窓口において、不動産関係団体や福祉支援団体等と連携して、民間賃貸住宅への入居・居住相談や、高齢者住替え相談などを行います。



高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話、オンラインでの個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などさまざまな情報を提供します。

提供している情報：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム など



住所 港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィス14階
月～金 9:00～17:00 (土日祝休日、12/28～1/4は休み)
※第2・第4土曜日は予約相談を受付します
電話 045(342)8866 FAX 045(840)5816

相談は予約の方が優先になります。ぜひ『予約』をお電話かFAXでご連絡ください。

V 安心の介護を提供するために

1 新たな介護人材の確保

施策の方向性

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

介護職経験者の復職支援

新規

事業内容

- 潜在介護福祉士等の介護職経験者を対象に、復職前研修や職場体験等により復職を支援します。

資格取得と就労支援

拡充

事業内容

- 介護未経験の求職者などを対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援します。
- 高校生を対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、将来の介護人材の確保・育成につなげます。
- これまで介護との関わりがなかった方などを対象に、介護に関する入門的研修をeラーニング動画により実施するとともに、就労支援を行うことで、多様な人材の参入につなげます。

住居確保の支援

拡充

事業内容

- 新たに市内で介護職員となる者を雇用する法人に対し、当該介護職員用住居の借上げを実施するための経費を補助することで、介護人材の確保につなげます。
- より利用しやすい補助金となるよう、補助要件を緩和します。

高校生の就労準備支援

事業内容

- 高校生を対象に、介護施設での有給職業体験プログラム（職業体験＋アルバイト）を実施して介護職のやりがいや魅力を伝えるとともに、高校生向けにアレンジした介護職員初任者研修を行い、介護施設等への就職をサポートします。

介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発

拡充

事業内容

- 小・中学生を対象に、介護職員の仕事内容や介護現場で働くことの魅力を、介護職員等が直接伝える出前授業の実施を拡充します。
- 小・中学校の教職員を対象に「介護に関する入門的研修」の受講を奨励し、介護職への理解を深めます。また、定年退職前の市職員等も対象とすることで介護分野への参入促進を図ります。
- 介護の魅力向上につながるコンテンツ（動画・PRサイト・パンフレット等）を作成します。

外国人活用に向けた受入促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○横浜市の介護現場での就労を希望する外国人や、介護福祉士養成施設への留学を希望する外国人を発掘し、介護事業所及び介護福祉士養成施設とのマッチングを行い、外国人介護人材の導入を促進します。○海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費を補助します。○日本語学校卒業後に通学する介護福祉士専門学校の学生を対象に、神奈川県社会福祉協議会の奨学金では不足する学費を補助します。
------	--

コラム 外国人介護職員の活躍を紹介

外国人介護職員の活躍動画を横浜市ホームページで公開しています。

【ベトナム編】

【インドネシア編】

【中国編】

海外から介護インターンとして来日しました!!



日本の介護と日本語を勉強するため、
ベトナムから来たハンさんとホアさん。
2人が日本に来た想いとは・・・。



2 介護人材の定着支援

施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

外国人介護職員等への支援

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○市内の介護事業所に就労している外国人介護職員の定住・仲間づくりを目的とした交流会を実施します。○市内で働く外国人介護職員の質の向上及び定着のため、介護の現場で必要とされる日本語等の研修を実施します。○介護福祉士国家資格の取得支援の実施方法を見直し、外国人介護職員のさらなる定着につなげます。
------	--

介護事業所向けのハラスメント対策

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護事業所向けにハラスメント対策の知識・応対スキルを習得できる研修の実施や、実際のハラスメント等への対応を相談できる「ハラスメント相談センター(仮称)」を設置し、介護職員をハラスメント被害から守り、安心して働くことができるよう支援を進めます。
------	--

3 専門性の向上

施策の方向性

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

介護事業所のための質の向上セミナー

事業内容

- 介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。
- 介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。

経営者向け研修

事業内容

- 介護施設向けに施設運営に係る幅広いテーマの研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

事業所単位表彰制度

事業内容

- 高齢者の生活の質の向上につながるような、優れた自立支援の取組等を実施している介護事業所を評価し、事業所単位の表彰を行います。
- 市内事業所全体のサービスの質が向上していくよう、表彰事業所の取組を他の事業所へ広く周知します。
- 介護事業所にとってより魅力的な制度となるよう、事業内容や実施手法等について再検討を行います。

4 介護現場の生産性向上

施策の方向性

ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を図ります。

中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援

拡充

事業内容

- 市内の介護事業所における介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助し、介護現場の生産性向上を促進します。
- 補助要件や周知方法等について、より利用しやすい補助金となるよう見直しを行います。

タスクシフティング

新規

事業内容

- 好事例の横展開やセミナーの実施等により、いわゆる介護助手等の多様な働き方の導入を促進します。
- 介護職員が担う業務の明確化と役割分担を図り、介護現場の生産性向上につなげます。

申請手続等のデジタル化

新規

事業内容

- 介護事業所の業務負担軽減に向けて、申請・届出等の手続を電子化します。
- ケアマネジャーの業務負担軽減に向けて、AI ケアプランの好事例の情報提供や、試験的導入の検討を行います。

VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

1 介護サービスの適正化・質の向上

施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務執行の実施や事業所の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

(1) 介護給付の適正化

要介護認定の適正化

事業内容	○要介護認定の平準化・適正化を図るために、認定調査員・審査会委員を対象に研修を実施します。 ○要介護認定事務センターの運用により、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組み、認定事務の効率化を進めます。
------	--

ケアプラン点検

拡充

事業内容	○自立支援に資する適切なケアプランとなるよう、ケアマネジャーとともにケアプラン点検を実施します。ケアマネジャーの気づきを促しケアマネジメントの質の向上を支援するとともに地域の社会資源や課題等を共有します。
------	--

コラム 「ケアマネジメントの質向上のためのケアプラン点検」

令和4年度より、横浜市内で活躍している介護支援専門員を対象に、日頃作成しているケアプランについて、対話の中で様々な考えに触れることで悩み等を共有し、新たに「気づき」を得ることを目的として、職能団体と協働で点検を行っています。



居宅介護支援事業所と横浜市が力を合わせ、市全体のケアマネジメントの質の向上を目指し、健全な介護給付につなげます。

第9期計画においても、より多くの介護支援専門員に参加いただけるよう拡充します。

(2) 介護事業所の質の向上、指導・監査

介護事業所に対する指導・監査の強化

事業内容	○介護事業所に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。 ○定期的に介護事業所等の運営状況を確認するため、外部委託による運営指導を行うなど、効率的・効果的な指導・監査を実施します。
------	--

(3) 苦情相談体制の充実

苦情相談対応の充実

事業内容	○利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センターの窓口等、利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。
------	--

2 緊急時に備えた体制整備

施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

自然災害・感染症発生時相互応援助成事業

事業内容	○特別養護老人ホーム等での自然災害の発生時や感染症発生による施設職員の自宅待機時等における業務継続を図るため、職員派遣に協力した施設等に対して協力金を支給することで、高齢者施設等間での相互応援体制を構築します。
------	---

福祉避難所の協定締結

事業内容	○高齢者施設等の社会福祉施設との間で、福祉避難所の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要援護者の受け入れを行います。
------	---

福祉避難所への備蓄物資の配付

事業内容	○福祉避難所に対し、災害時に応急的に必要と考えられる食糧や飲料水、生活必需品、段ボールベッド等の備蓄物資を配付します。
------	---

業務継続計画（BCP）策定の推進

事業内容	○高齢者施設等において感染症及び大規模災害に備えた業務継続計画（BCP）に基づく必要な研修や訓練が円滑に実施できるよう支援を行います。
------	---

コラム 避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの区域内では、洪水や土砂災害等の災害発生時に迅速かつ円滑に避難する必要があります。そのため、その区域内に所在する高齢者施設等は、火災や地震に対する計画だけではなく、災害情報の入手方法、避難場所、避難方法、災害時の人員体制や指揮系統など、災害の種別に応じた避難に関する計画を作成します。また、その計画に基づいた訓練を実施します。

災害時要援護者支援

拡充

事業内容	○災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支え合いの取組を支援します。 ○個別避難計画作成の検討などの取組を通じて、本人含め、支援者、地域、関係機関等と連携した支援を進めていきます。
------	--

住宅の地震対策の推進

事業内容	○旧耐震基準※の住宅について、耐震診断や耐震改修、除却（木造に限る）にかかる費用を補助するほか、防災ベッドや耐震シェルターといった減災対策についても設置費用の補助を行い、居住者が安心して暮らせるための支援を推進します。 (※昭和 56 年 5 月末以前の基準)
------	---



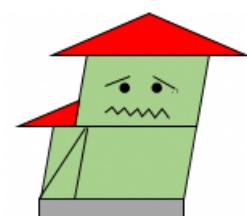
大地震が起きる確率

文部科学省が管轄する地震調査研究推進本部によると、横浜市において、今後 30 年以内に高い確率で震度 6 弱以上の大地震が発生すると言われています。（令和 3 年 3 月公表「全国地震動予測地図」より）

※震度 6 弱とは、

人間：体感・行動としては立っていることが困難

木造建物：耐震性の低い住宅では、倒れるものがあり、耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。



出典：気象庁震度階級関連解説表

3 防災・感染症予防対応力の向上

施策の方向性

平時からの準備と自然災害・感染症発生時に適切な対応ができるよう、研修等を行います。

高齢者施設の感染症発生防止に向けた取組

事業内容	○特別養護老人ホーム等における感染症の発生を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、施設管理者及び感染症担当者等を対象とした研修を実施します。
------	---

7. 認知症施策推進計画の施策の展開

認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

1 正しい知識・理解の普及

施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

(1) 認知症に関する理解促進

認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○働き世代など認知症に関わりの少ない層も含め、全世代が認知症を我が事としてとらえられるよう、認知症サポーターキャラバンをはじめとした認知症の理解促進に向けた取組について官民協働を推進するとともに、公共交通機関、図書館、インターネット、SNS等の様々な媒体を効果的に活用した啓発を行います。○「認知症の日（毎年9月21日）及び認知症月間（毎年9月）」の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。
------	--

認知症サポーターキャラバンの推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。特に小売業をはじめとした認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業等での養成講座を推進します。○小・中・高等学校や大学において、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための福祉教育や高齢者との交流活動等を推進します。○認知症サポーター養成講座のオンライン開催を支援するなど、新たな層の受講促進を図ります。
------	---

キャラバン・メイトの活動充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症サポーター養成講座を推進するために、講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実を図ります。特に小売業・金融機関・公共交通機関等の認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業向けにキャラバン・メイト養成講座を実施し、企業内で認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進します。
------	--

コラム 認知症サポーター

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守り、自分でできる身近なところから考え、手助けをする応援者です。

認知症サポーターキャラバン
マスコットキャラクター：ロバ隊長



◆認知症サポーターの活動

- 地域** 近所に気になる人がいればさりげなく見守る、認知症になつても友人付き合いを続けていく、認知症の人と暮らす家族の話し相手になることなども、認知症の基本を学んだサポーターだからこそできる活動です。その他、認知症カフェなど地域の活動にも参加をしています。
- 職域** 警察や消防、金融機関、スーパー・マーケット・コンビニをはじめとする商店、交通機関など生活に密着した業種の人たちが多数、認知症サポーターとなっています。認知症が疑われる人と接する際にも、適切な対応をとることができ、また最寄り自治体の関係機関と連携を図り、見守りや早期発見・早期対応に貢献しています。

★まずは認知症サポーターから始めよう!!



横浜市では地域住民、小・中・高等学校、大学や企業での認知症サポーターの養成を推進し、地域でも幅広い年齢層の認知症サポーターが活躍しています。認知症サポーター養成講座は各区で開催しています。

(2) 相談先の周知

認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）の活用

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）を積極的に活用し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスの利用につなげます。○早期発見・早期対応の重要性等を周知するとともに、地域包括支援センター、区役所及び認知症疾患医療センターなどの相談先・受診先の利用方法について支援が必要な方に届くように周知を行います。○区役所や認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用します。
------	--

(3) 認知症の本人からの発信支援

本人発信の場の拡大

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○本人からの発信の機会が増えるよう、イベントや地域における講座等での発信を、地域で暮らす認知症の人とともに進めています。○認知症の人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。○本人ミーティングの場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。○本人発信の場を本人の身近で開かれた場所で持ち、認知症についての普及啓発に努めます。
------	--

2 予防・社会参加

施策の方向性

認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

(1) 介護予防・健康づくり

身近な地域における認知症予防に資する可能性のある取組の普及啓発【再掲】

事業内容	○府内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。
------	---

軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防の正しい理解推進

拡充

事業内容	○軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防について、普及啓発媒体を活用し正しい理解を促進します。 ○軽度認知障害（MCI）と診断された人が認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。
------	---

コラム 軽度認知障害（MCI）

認知機能は、加齢とともに少しずつ低下していくと言われています。軽度認知障害（以下、MCI）とは、正常（年齢相応）と認知症の中間の状態で、軽い認知機能の低下があって、難しい作業に支障は生じても基本的に日常生活は送ることができる状態の段階を指します。

運動や社会参加、適切な食事などの様々な生活習慣が、認知機能の維持や、認知機能の低下を緩やかにすることにつながると考えられています。

■認知機能の維持・介護予防に役立つ4つのヒント！

ヒント1 生活習慣病等の体調管理・治療

ヒント2 適切な運動

ヒント3 バランスの良い食事

ヒント4 社会参加・メリハリのある生活

詳しい内容は、MCIに関するリーフレット「認知症予防につながる早い気づきと4つのヒント」でご紹介しています。

MCIに関するリーフレットや「認知症予防大作戦（社会保険出版社）」の冊子を区役所や地域包括支援センターで配布しています。



「認知症予防につながる
早い気づきと4つのヒント」



「認知症予防大作戦」

(2) 地域活動・社会参加

本人や家族の居場所の充実

拡充

事業内容	○認知症の人、家族、関係者が集える場を増やすとともに、身近な場所で行われていることを周知します。運営者に対して、参加者が気軽に参加できる場となるよう、研修を行います。また、介護者のつどい等の運営支援や広報を行います。
	○認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。【再掲】
	○認知症カフェについて、認知症の人やその家族が地域の人や専門職等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場であることを周知します。また、 <u>認知症カフェ</u> 同士の横の情報共有が行える体制づくりを推進します。

コラム 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所です。

横浜市内には 100 か所を超える認知症カフェがあります。

また、認知症カフェが居心地の良い安心できる場所だと感じていただけるように、認知症カフェの運営者向けの研修を開催するなどの支援をしています。

○認知症カフェの参加者は何を目的に集まっているの？

「同じ立場の人と話をしてみたい」、「利用できる制度の情報が欲しい」など、一人ひとりが違った目的で利用しています。



○認知症カフェではどのようなことをしているの？

茶話会やミニ講座、健康体操など場所によって様々な取組をしています。



○認知症カフェはどこで開催されているの？

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。

市内の「認知症カフェの一覧」は、横浜市ホームページをご覧ください。



本人が主体的に社会参加できる場の充実

拡充

事業内容	○認知症になってもこれまでの地域との関係が保たれ、住民同士の支え合いができるように、地域活動団体や担い手への認知症理解の啓発を図ります。
	○認知症の人が、支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持つて生活ができるよう、地域活動やサロン、認知症カフェの運営等に参画する取組を推進します。
	○チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。
	○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。

コラム チームオレンジ

「チームオレンジ」とは、認知症の人が自分らしく過ごせる地域づくりを進める取組です。認知症の人及び家族の困りごとや希望に沿って、認知症の人や家族、地域の住民、地域の関係機関などがチームを組んで、様々な活動に取り組んでいます。

■チームオレンジの活動の具体例・・・

- ・認知症カフェの開催後に、参加者の声や様子を共有し、認知症の人が活躍できる機会について話し合った。
- ・地域に認知症の人が集まる場所がなかったのでキャラバン・メイトや民生委員などの関係者が話し合って、当事者のつどいを立ち上げた。
- ・地域の見守り活動団体が主体となり地域のイベントでブースを設置し、認知症の見守り活動について啓発を行い、地域住民が自分事として認知症について考えるきっかけづくりをした。など



チームオレンジが実現するとこんな街！



3 医療・介護

施策の方向性

本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることができる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

(1) 早期発見・早期対応

もの忘れ検診による早期発見・早期対応の推進

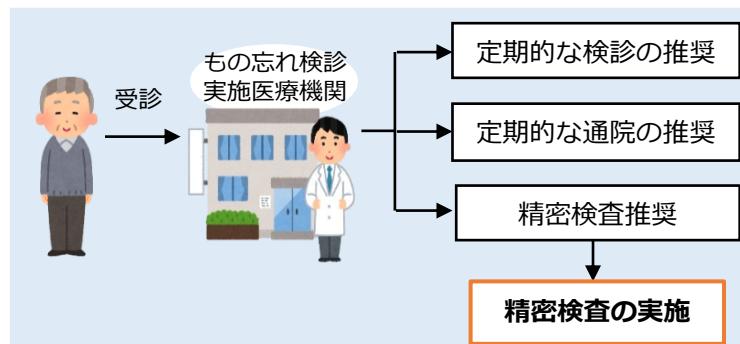
拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（MCI）に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が必要なときに適切な機関へ相談できるようにします。○身近な医療機関で受けられる「もの忘れ検診」をさらに周知し、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。○軽度認知障害（MCI）と診断された人が認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。【再掲】
------	---

もの忘れ検診

認知症の疑いがある人を早期に発見し、早期の診断と治療につなげることで、認知症の重症化予防を図ることを目的としています。

対象者は、50歳以上の市民で、認知症の診断を受けていない方です。



多機関連携による早期対応や相談支援の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○区役所や地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、高齢者や家族の認知症に関する相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。○運転免許の自主返納又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に關し、神奈川県警察と連携を図り、認知症の疑いがある人等の早期発見・早期対応を推進します。
------	---

認知症初期集中支援チームの活用と連携強化

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症初期集中支援チームの効果的な活用のため、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業所等と連携を図ります。○認知症初期集中支援チーム間の情報共有や研修を通じて、チーム活動の活性化を図ります。○認知症初期集中支援チーム活動の評価等を通して、活動の充実を図り、積極的な活用につなげます。
------	--

(2) 医療体制の充実

認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症支援の充実

事業内容	<p>○認知症疾患医療センターについて外部評価制度を導入することで、専門医療機関としての機能、地域連携拠点としての機能等について、質の向上を図ります。</p> <p>○認知症疾患医療センターが地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の医療・介護資源等を有効に活用するためのネットワークを構築します。</p> <p>○認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、B P S D ※や身体合併症に対する急性期医療、B P S D・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行います。</p> <p>○診断直後の本人・家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行います。</p> <p>※ B P S D : 認知症の行動・心理症状のことで、記憶障害などの中核症状が元になり、本人の性格や素質、周囲の環境や人間関係などが影響して出現する症状</p>
------	--

コラム 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、地域における認知症医療提供体制の拠点としての役割を担う専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、B P S D と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを行っているほか、地域保健医療・介護関係者等への研修を開催しています。



(3) 医療従事者等の認知症対応力向上の推進

医療従事者等に対する認知症対応力向上研修の実施

拡充

事業内容	<p>○かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の病院勤務の医療従事者等に対する認知症対応力向上研修や、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施します。また、<u>認知症サポート医の地域での活動状況を踏まえたフォローアップ研修</u>を実施します。</p> <p>○かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施により、研修を受講した医師が、認知症の疑いがある人や認知症の人に対し、適切に対応し、必要がある場合は、適切な専門医療機関等へつなげられるようにします。</p>
------	---

(4) 介護従事者の認知症対応力向上の推進

介護事業所のための質の向上セミナー【再掲】

事業内容	<p>○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。</p> <p>○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。</p>
------	--

4 認知症の人の権利

施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

(1) 自己決定支援

本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○これまでの人生を振り返り、これから的生活を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図ります。○早い時期から自身のこれから的生活を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	--

(2) 権利擁護

成年後見制度等の利用促進【再掲】

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である、よこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及・啓発を進めます。○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談を行います。○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。
------	--

(3) 虐待防止

高齢者虐待防止【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組みます。○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。
------	--

5 認知症に理解ある共生社会の実現

施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

(1) 認知症バリアフリーのまちづくり

認知症バリアフリーの推進

拡充

事業内容	○認知症の人への対応について、交通事業者や金融機関等の接遇研修等への導入を働きかけ、認知症の人と関わる機会が多いことが想定される職域での認知症への理解を深めます。
	○日常生活や地域生活における様々な生活の場面で、認知症になっても利用しやすい生活環境の工夫や改善、支援体制づくりを進めます。認知症の人のニーズに沿って、関係機関が連携して取り組みます。
	○スローショッピングの周知や取組を進めます。
	○チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。【再掲】
	○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。【再掲】

(2) 見守り体制づくり

認知症の人の行方不明における早期発見等の取組の充実

事業内容	○認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。また、行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、SOSネットワークの取組を推進します。
	○見守りシールについて、多方面への周知を行うことにより、認知度を上げるとともに利用者数の増を図ります。
	○厚生労働省のホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方公共団体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるよう周知します。

コラム 行方不明時の早期発見の取組

認知症高齢者等 SOS ネットワーク

関係機関が連携し、行方不明の認知症の人の発見・保護に協力する仕組みです。



認知症高齢者等 見守りシール

行方不明になった認知症の人が早期にご自宅に戻れるよう、個人情報を守りながら身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

〈見守りシール見本〉

衣服やよく持ち歩くものに貼って使用します。



(3) 介護者支援の充実

介護者のつどいや介護セミナー等の開催、情報発信の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護者の視点から、より参加しやすい介護者のつどいの開催方法や関心のある内容について、支援機関向けに研修等を行います。○認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービスと連携し、介護方法等の情報提供や相談などの介護者支援に取り組みます。○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を行なながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。【再掲】
------	--

相談支援の実施

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○区役所や地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、高齢者や家族の認知症に関する相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。【再掲】○介護経験者や専門職等が対応するコールセンターを運営し、介護の悩みへの対応や、介護方法・医療情報の提供などの相談支援を行います。○幅広い世代の介護者へ、相談窓口や各種制度等についての情報を届けるため、インターネット等効果的な媒体を活用した周知を行います。
------	---

(4) 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人や家族の居場所の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○若年性認知症について、早期に気づき、相談や医療につながるよう市民へ幅広く啓発を進めます。○若年性認知症についての正しい理解、本人の雇用継続の一助となるよう、企業や産業保健分野への普及啓発を行います。○発症初期の段階から、症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援が受けられるようになります。○本人や家族に対する理解を深め、本人や家族のニーズに沿った支援を行うため、支援者を対象とした研修を実施します。○若年性認知症の人が通所できる介護事業所や障害事業所等を増やし、社会参加できる場を拡充します。○本人や家族がお互いに安心して情報交換や相談ができる、思いが発信できる場の充実を図ります。
------	---

若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。【再掲】○若年性認知症の人の受け入れについて、介護事業所や障害事業所等へ周知や調整を図ります。○若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワーク作りを推進します。○若年性認知症支援コーディネーター間の情報共有や研修を通じて、支援の充実を図ります。
------	---

8. 第9期計画の介護サービス量の見込み・保険料の設定

第9期計画期間の介護サービス見込量等については、要介護認定者数(利用者数、サービスの利用実績)や、在宅・居住系・施設サービスの施策の方向性等を踏まえて推計します。

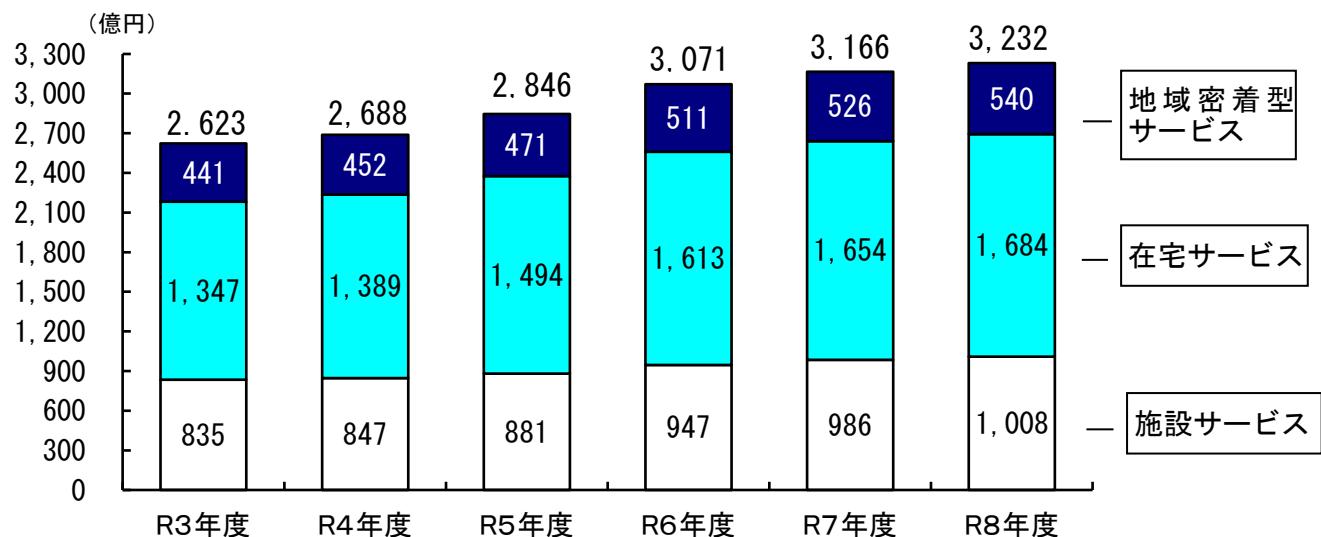
1 主な在宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス等の見込量

(単位:人／月)

サービスの種類		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	第9期計画期間
在宅	訪問介護(ホームヘルプ)	29,800	30,300	31,900	33,100	34,100	34,700	
	通所介護(デイサービス)	21,900	22,400	23,600	24,500	25,200	25,700	
	訪問看護	25,100	26,600	28,100	29,200	30,000	30,600	
	通所リハビリテーション	9,100	9,000	9,500	9,900	10,200	10,400	
	福祉用具貸与	61,600	64,200	67,700	70,300	72,300	73,600	
	短期入所(ショートステイ)	6,000	6,300	6,600	6,900	7,100	7,200	
	特定施設(有料老人ホーム等)	11,500	11,900	13,800	14,000	14,200	14,400	
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	900	800	900	900	900	900	
	小規模多機能型居宅介護	2,600	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	
	認知症高齢者グループホーム	5,600	5,700	5,900	6,100	6,300	6,500	
	地域密着型通所介護	13,700	14,700	15,500	16,100	16,600	16,900	
施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	15,600	15,800	17,100	17,600	18,600	19,200	
	介護老人保健施設	8,100	8,100	8,000	8,200	8,200	8,200	
	介護医療院等	400	300	300	300	400	400	

- ・特定施設及び介護老人福祉施設は地域密着型を含みます。
- ・在宅サービスは月平均の人数、施設サービスは月当たり平均利用者数。
- ・令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度以降は見込量。
- ・現時点での見込みであり、今後、介護報酬改定の影響等により変動することがあります。

2 介護保険給付費

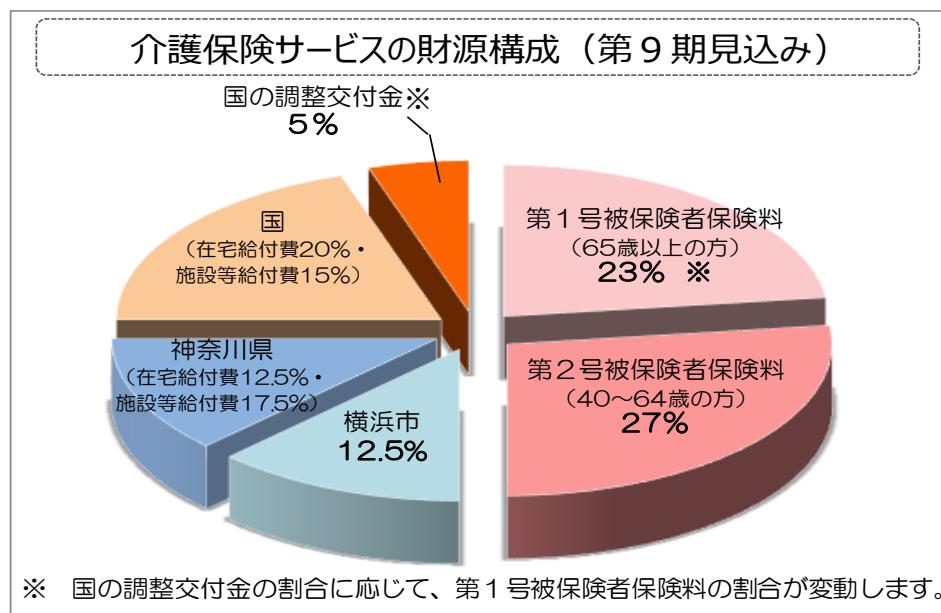


- ・その他の費用として、補足給付、高額介護サービス費等があります。
- ・令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度以降は見込値。
- ・現時点での見込みであり、今後、介護報酬改定の影響等により変動することがあります。

3 第9期計画の保険料の見込み

(1) 保険料の仕組み

介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分を公費（税金）で、残りの半分を40歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。

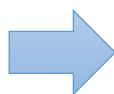


(2) 保険料基準額

第9期計画においては、介護サービス利用者数の増加等により介護給付費が増え、保険料が大幅に上昇する見込みですが、介護給付費準備基金を活用することで上昇を抑制します。

この結果、現時点では保険料基準月額を6,600円～6,700円程度と見込んでいますが、最終的には介護報酬の改定や各種制度改正の影響等を踏まえ、令和6年度予算案とあわせて公表します。

第8期（令和3～5年度）
保険料基準月額
6,500円



第9期（令和6～8年度）
保険料基準月額
6,600円～6,700円程度

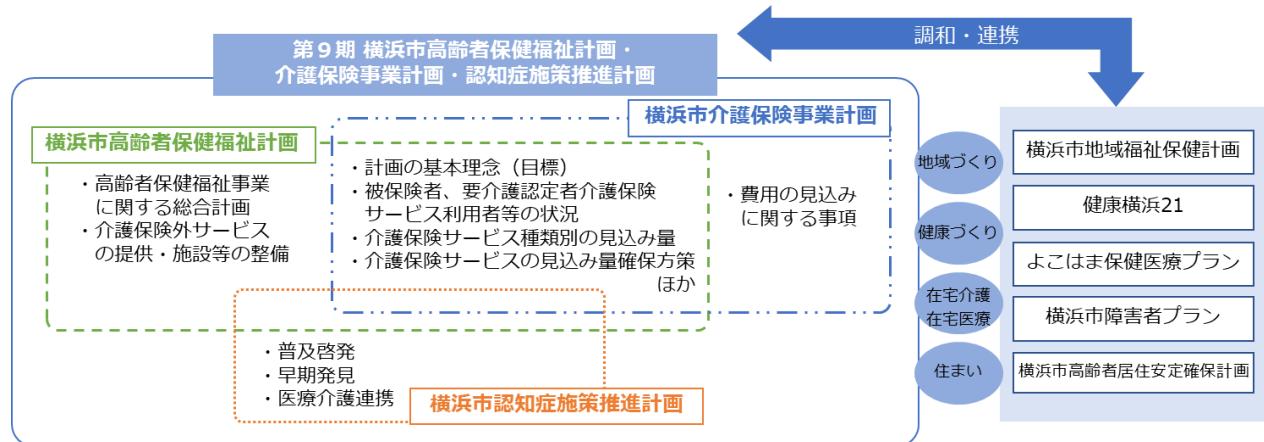
	第8期 (平均値)	第9期 (平均値)	第8期⇒第9期 伸率
総人口	377.9万人	377.4万人	▲0.1%
第1号被保険者数	93.5万人	95.6万人	2.2%
65～74歳	42.6万人	38.8万人	▲8.9%
75歳以上	50.9万人	56.8万人	11.6%
要介護認定者数	18.5万人	20.3万人	9.7%
介護保険給付費	2,719億円	3,156億円	16.1%
保険料（基準月額）	6,500円	6,600円～ 6,700円程度	-

- 令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度以降は推計値。（総人口は、令和2年国勢調査を基準とした横浜市将来人口推計）
- 第1号被保険者数、要介護認定者数は10月の値かつ各期の平均値。
- 介護保険給付費には補足給付、高額介護サービス費、地域支援事業費等は含んでいません。
- 現時点での試算額であり、今後、介護報酬改定等の影響により変動することがあります。

9. 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

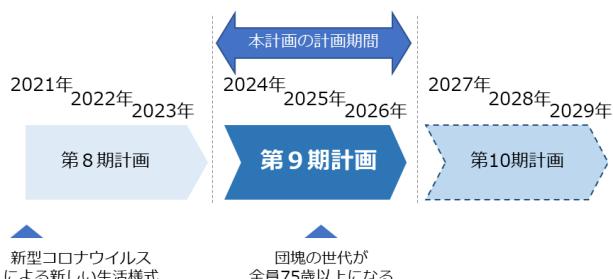
本計画は、「横浜市地域福祉保健計画」や「よこはま保健医療プラン」などの他の関係計画と調和を取りながら、高齢者の生活と、それを取り巻く地域を包括的に支える計画として定めています。



(2) 計画期間

第9期計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年計画です。

この計画に基づき、3か年の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の水準を決定します。



計画へのご意見・ご提案などをお書きください。

あなたのご意見をお寄せください。

この計画は、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施、認知症施策の推進に関する総合的な計画として、3年ごとに策定しています。

この素案をもとに、ご意見やご提案をいただきながら、今年度中に計画を策定します。

パブリックコメントを実施しています。
皆様のご意見・ご提案をお寄せください。
11月1日（水）～12月1日（金）

ご意見・ご提案の提出方法

この冊子の内容に対する皆様のご意見・ご提案を募集しています。
次のいずれかの方法でご意見・ご提案をお寄せください。

郵便

⇒ 下記のハガキをご利用ください。

FAX

⇒ 045-550-3613

電子メール

⇒ kf-keikaku@city.yokohama.jp

携帯電話
スマートフォン
パソコン

⇒ 電子申請ホームページをご利用ください。

（二次元コードまたは下記 URL からアクセスできます。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/9kikeikaku.html>



差出有効期間
令和5年12月
28日まで
(切手不要)

郵便はがき
231-8790
005

＜受取人＞

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局
高齢健康福祉課 計画調整係 行

氏名

住所（居住区）

電話番号

年代

a.40歳未満

b.40～64歳

c.65～74歳

d.75歳以上

■ いただいたご意見等・個人情報に関するご案内

- ・ いただいたご意見等は、今後の計画策定や高齢者施策の参考とさせていただきます。
- ・ いただいたご意見等の概要と、それに対する横浜市の考え方をまとめ、後日、横浜市ホームページで公表します。ご意見等への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ・ ご意見等を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見等は受け付けておりません。
- ・ ご意見等の提出に伴い取得した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、「第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」策定に関する業務にのみ利用します。

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

TEL : 045-671-3412

FAX : 045-550-3613

E-mail : kf-keikaku@city.yokohama.jp

令和5年10月発行

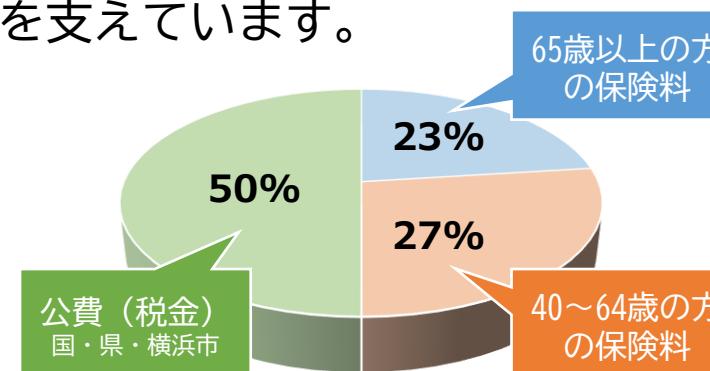
▶介護保険料

社会全体で「介護保険」を支えています。

介護保険は、「公費」と、40歳以上の方が納める「保険料」を財源として運営しています。

介護保険料は、介護が必要な方の介護保険サービス費用などをまかなうために使われます。

金額は、3年間のサービスの給付額等の見込みに基づいて算定します。



令和6年度～8年度の保険料基準額

第8期（令和3～5年度）
保険料基準月額
6,500円



第9期（令和6～8年度）
保険料基準月額
6,600円～6,700円程度

▶ご意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見・ご提案をお寄せください。

なお、よこはまポジティブエイジング計画(素案)の詳細については、横浜市役所・各区役所・地域ケアプラザ・老人福祉センター・地区センターで素案冊子を配布している他、市のホームページでも公開しています。

パブリックコメント実施期間
< 11月1日（水）～12月1日（金） >

- ⇒ 市役所・区役所・地域ケアプラザ等で配布している「素案冊子」に付属のハガキをご使用ください。
- ⇒ 045-550-3613
- ⇒ kf-keikaku@city.yokohama.jp
- ⇒ ホームページの素案をご覧ください。
(二次元バーコードまたは下記のキーワードで検索)



郵便
FAX
電子メール
携帯電話
スマートフォン
パソコン

横浜市 ポジティブ 検索

※いただいたご意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。

ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。なお、第三者の利益を害する恐れるあるものなど内容により公表しない場合があります。

※ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見は受け付けておりません。

※ご意見の提出に伴い取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、本案に対する市民意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

問合せ先

横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉課 計画調整係

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(横浜市庁舎16階)

☎045-671-3412 fax045-550-3613 kf-keikaku@city.yokohama.jp

市民意見 (パブリックコメント) 募集

高齢者に関する保健福祉事業・介護保険制度・認知症施策に関する総合的な計画を策定します。
皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

<募集期間>

令和5年11月1日（水）～12月1日（金）

計画期間2024年度-2026年度

よこはま ポジティブエイジング計画 ～歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して～ (素案)

第9期 横浜市 高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
認知症施策推進計画

ポジティブ エイジング
POSITIVE AGING とは？

横浜市は、次のような思いを
「ポジティブ エイジング」に込めています。

誰もが歳を重ねる中で、

- ▶積極的で活力ある高齢社会を作りたい
- ▶人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、
その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい

心身の状態が変化したとしても、

- ▶高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、
一人ひとりの「生活の質（QOL）の向上」につなげていきたい

健康で自立した生活のために



介護予防・健康づくりと自立支援

○フレイル※の予防・改善に向け、民間企業等と連携した幅広い普及啓発と、高齢者一人ひとりに合った介護予防の支援を行います。

※高齢期にからだとこころの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高い状態。

▶ 素案11、15ページ

○通いの場等への参加者に、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通いの場等への参加を促進します。

▶ 素案17ページ

知識や経験を生かした社会貢献活動の推進

高齢者一人ひとりのニーズと、地域活動や企業等での有償・無償ボランティア活動のマッチングを行う「シニア×生きがいマッチング事業」を実施します。

▶ 素案19ページ

地域活動・サービス情報の充実

ウェブサイト「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」で、身近な地域活動を紹介します。

▶ 素案20～21ページ

将来に備えるための支援

○元気なうちからこれから的人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記す「エンディングノート」を配布し、活用講座を実施します。

▶ 素案12ページ

○もしものときにどのような医療やケアを望むかを話し合うきっかけになる「もしも手帳」の配布を進めます。

▶ 素案12～13ページ

○認知症をはじめ、自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用を支援します。

▶ 素案25～26ページ

心や体に変化を感じた時



相談先の充実

○かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及を促進します。

▶ 素案24ページ

○地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。

▶ 素案22、25ページ

認知症の早期発見・早期対応

身近な医療機関で受けられる、「もの忘れ検診」（認知症の簡易検査）を広く周知します。

▶ 素案44ページ

地域での支え合いの推進・多様なサービスの提供

地域住民やボランティア、NPO法人、民間企業等と連携し、居場所づくり、掃除、買い物、配食、見守り等の生活支援を充実します。

▶ 素案17、21ページ

医療や介護が必要になった時



介護保険サービス等の充実

○住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう介護保険サービス等を充実します。

▶ 素案23ページ

○特別養護老人ホーム等、ニーズに応じた施設・住まいの選択を支援します。

▶ 素案28～32ページ

在宅医療・介護の連携推進

必要な時に適切な医療・介護サービスが受けられ、疾病の重症化や介護の重度化が予防できるよう、医療と介護の連携を進めます。

▶ 素案24ページ

認知症の人や家族の居場所の充実

○認知症の本人、家族、関係者が気軽に参加できる身近な居場所を充実します。

○認知症の方が自身の希望等を語り合える「本人ミーティング」の開催や、本人・家族・地域住民等がお互いを理解しあう場である「認知症カフェ」の支援を行います。

▶ 素案42ページ

身近な相談窓口・役立つ情報のご案内

地域ケアプラザ

「地域の身近な福祉保健の拠点」です。（おおむね中学校区に1か所あります）

誰でも利用でき、専門職や地域活動などに詳しいコーディネーターが、高齢者等の地域での生活の困りごと等に関する相談受付や支援を行っています。

▶ 素案22、25ページ

高齢期に必要な情報

○ふくしらべ
高齢者福祉の情報をまとめたサイトです。

▶ 素案10ページ

○ハートページ
介護保険の総合案内パンフレットです。

▶ 素案13ページ

高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まい※に関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話、オンラインでの個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などの情報を提供します。

※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホームなど

▶ 素案32ページ



区連会 資料 2－5

区連会 10月定例会説明資料
令和5年 10月 18日
環境創造局
みどりアップ推進課・政策課
財政局税務課・税制課

横浜みどりアップ計画[2019-2023] 4か年 (2019(令和元)～2022(令和4)年度) の実績と 「これからの緑の取組[2024-2028] (原案)」の報告について

1 横浜みどりアップ計画[2019-2023] 4か年 (2019(令和元)～2022(令和4)年度) の実績について
横浜みどりアップ計画につきましては、平成21年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、推進しています。令和元年度からは、5か年計画に取り組んでおり、令和5年度はその最終年度となります。

このたび、令和4年度までの4か年を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたのでご報告いたします。

【配布資料】

- ・横浜みどりアップ計画[2019-2023] 4か年の実績概要リーフレット
- ・「横浜みどり税」の説明チラシ
- ・【参考資料】 4か年[2019(令和元)～2022(令和4)年度]の区別実績

2 「これからの緑の取組[2024-2028] (原案)」について

令和6年度以降、重点的に取り組む「これからの緑の取組[2024-2028]」について検討を進めています。昨年12月から本年1月にかけ、「これからの緑の取組[2024-2028]」の素案に対する市民意見募集を実施し、その結果を踏まえ、原案をまとめましたのでご報告いたします。

なお、令和5年度は、横浜みどり税の最終年度でもあることから、令和6年度以降の横浜みどり税を含む財源のあり方について、「これからの緑の取組[2024-2028] (原案)」をもとに、今後検討していきます。

【配布資料】

- ・これからの緑の取組[2024-2028] (原案) 概要版

【問合せ】

□横浜みどりアップ計画の実績に関すること
環境創造局みどりアップ推進課 TEL:671-2712 FAX:224-6627

□これからの緑の取組 (原案)に関すること
環境創造局政策課 TEL:671-4214 FAX:550-4093

□横浜みどり税に関すること
財政局税務課 TEL:671-2253 FAX:641-2775
税制課 TEL:671-2252 FAX:641-2775

効果的な広報の展開

緑に関するイベントへの出展や、「広報よこはま」等への記事掲載、SNSなど様々な手法を用いて、幅広い年齢層にみどりアップ計画の取組を知っていただけるよう広報を展開しています。



マスコットキャラクターを活用した広報



広報よこはま 令和4年10月号

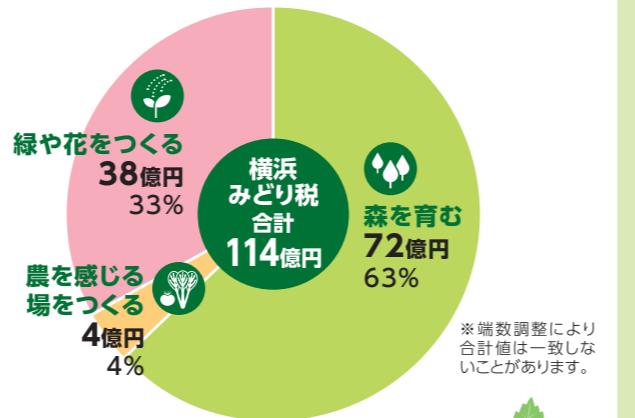
計画の事業費と横浜みどり税(4か年の累計)

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、2019(令和元)年度からの4か年の事業費365億円のうち、横浜みどり税を114億円充当し、市内の樹林地の買取り・維持管理等をはじめとした緑の保全・創出・育成に取り組みました。

横浜みどり税の課税方式

【個人】市民税の均等割に年間900円を上乗せ
※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く
【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

計画の柱ごと の活用額



／みどりアップを楽しもう！／ イベント・体験のスポットをご紹介します



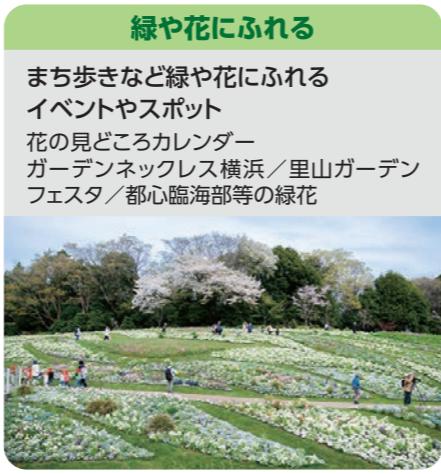
森にふれる

散策など森にふれる
イベントやスポット
ウェルカムセンター(5か所)
市民の森／ふれあいの樹林
市民の森ガイドマップ／森づくり体験会



農にふれる

農畜産物の直売など農にふれる
イベントやスポット
収穫体験農園／市民農園
直売所／マルシェ
よこはま地産地消サポート店



緑や花にふれる

まち歩きなど緑や花にふれる
イベントやスポット
花の見どころカレンダー
ガーデンネックレス横浜／里山ガーデンフェスタ／都心臨海部等の緑花

横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている附属機関です。横浜みどりアップ計画の取組の検証や、現地調査を行い、評価・提案を報告書にまとめているほか、広報誌「YokohamaみどりアップAction」を発行しています。

お問い合わせ

「横浜みどりアップ計画」について

環境創造局政策課 TEL.045-671-4214 FAX.045-550-4093

「横浜みどりアップ計画」の各事業について

環境創造局みどりアップ推進課 TEL.045-671-2712 FAX.045-224-6627

「横浜みどり税」について

【個人市民税】各区役所税務課または財政局税務課 TEL.045-671-2253 FAX.045-641-2775

【法人市民税】財政局法人課税課 TEL.045-671-4481 FAX.045-210-0481

横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

4か年の実績 概要 [2019(令和元)～2022(令和4)年度の実績]



緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら、「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」を進めています。

このリーフレットは、2019(令和元)～2022(令和4)年度に実施した事業の実績を概要としてまとめています。





計画の柱1

市民とともに次世代につなぐ森を育む

樹林地の保全の進展

4か年で144haの樹林地を新たに緑地保全制度により指定しました。



市民が森に親しむための取組の展開

市民が気軽に森の中に入り、森に親しむことができるよう、市民の森などの整備を進めました。

▶ 保全した樹林地の整備 312か所



整備した園路
今井・境木市民の森 / 保土ヶ谷区



整備した柵など
東寺尾ふれあいの樹林 / 鶴見区

保全した樹林地の良好な維持管理や安全の確保を市民協働で推進

市が管理する樹林地の安全を確保しながら、緑の機能が発揮されるような森づくりを進めました。

▶ 森の維持管理 樹林地636か所、公園150か所
▶ 維持管理の助成 525件



森づくり体験会
池辺市民の森 / 都筑区



土地所有者による維持管理への支援
作業前後 / 戸塚区



計画の柱2

市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な農景観の保全の推進

市内の水田面積の約9割を保全し、農地縁辺部の植栽等により良好な農景観を維持・形成しました。

▶ 水田保全面積 111.9ha



保全された水田 / 栄区



農地縁辺への植栽 / 都筑区

農とふれあう場や機会の増加

気軽に農体験ができる収穫体験農園や、自分で考え自由に耕作できる農園付公園など、市民ニーズに合わせた農園の開設を進めるとともに、市民が農について学ぶイベントや講座を実施しました。

▶ 様々なニーズに合わせた農園の開設 17.5ha



収穫体験農園の開設 / 泉区



市民農業大学講座 / 保土ヶ谷区

地産地消の拡大

市民が身近なところで地産地消を実感できるよう、直売所・青空市等の支援を行ったほか、野菜を購入できる自動販売機の設置などを支援しました。

▶ 直売所・青空市等の支援 196件



みなとみらい農家朝市 / 西区



杉田野菜直売所 / 磯子区



計画の柱3

市民が実感できる緑や花をつくる

市民が実感できる緑と花の空間づくりの推進

公共施設や公園、保育園など、市民の身近な場所で実感できる緑を創出しました。

▶ 公共施設・公有地での緑の創出 34か所
▶ 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出 168か所



中本牧コミュニティハウス敷地内
こどもの遊び場 / 中区



六角橋四丁目公園 / 神奈川区



新横浜駅周辺 / 港北区



日本大通り / 中区

緑や花による街の賑わいづくりの推進

多くの市民が集まる都心臨海部の公共空間などで、緑や花による空間演出を集中的に展開し、街の魅力の向上、賑わいづくりを進めています。

▶ 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくりと維持管理 58か所



ひまわり栽培交流 / 港南区



オープンガーデン / 瀬谷区

全区での市民や企業との協働による緑と花の取組の展開

地域緑のまちづくりで、その地区ならではの緑のまちづくりを推進しました。オープンガーデンなどの市民が緑や花に親しむ取組を各区で推進しました。

▶ 緑や花を身近に感じる各区の取組 18区で推進



子どもを育むみどりの取組



森に関わるきっかけや環境を学ぶ機会として、市内大学と連携した「よこはま森の楽校」や、市内7館の図書館と連携した「森の中のプレイパーク」などのイベントを開催しました。

参加者の声

森を探検し、ふしぎなことをたくさん調べることができ、いい経験になったと思う。



よこはま森の楽校
東洋英和女学院大学 / 緑区



森の中のプレイパーク
南図書館 / 南区



横浜ふるさと村や恵みの里において、農家団体が実施する農体験教室等のイベントの開催を支援しました。

参加者の声

横浜でもこういった農体験ができるところがあるのはうれしい。



田植え体験
田奈恵みの里 / 青葉区



じゃがいも掘り体験
舞岡ふるさと村 / 戸塚区



保育園・幼稚園・小中学校において園庭・校庭の芝生化や生き物とふれあい学べるビオトープの整備、花壇づくり、屋上や壁面の緑化など、多様な緑を創出する取組を推進しました。

参加者の声

学校にビオトープを導入することで、生き物に興味・関心を持つ生徒が増えてきました。



芝生化した園庭
幼稚園 / 旭区



ビオトープの整備
保育園 / 港北区



横浜みどり税

「横浜みどり税」は
「横浜みどりアップ計画」を進めていくために
ご負担いただいています。

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失わると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様に「横浜みどり税」をご負担いただいています。

いただいた「横浜みどり税」は、樹林地・農地の確実な担保、身近な緑化の推進などに活用しています。

横浜みどり税の
税額

個人市民税均等割に年間
900円を上乗せ



横浜みどりアップ 葉っぴー

横浜みどり税の
使いみち

- 1 樹林地・農地の確実な担保
- 2 身近な緑化の推進
- 3 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- 4 ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

横浜みどりアップ計画



計画の理念

5か年の目標

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともに豊かな暮らしを実現します



計画の柱1

市民とともに

次世代につなぐ森を育む

5か年の主な取組

- 300ha の樹林地を新規指定
- 指定した樹林地における維持管理の支援
- 森に関わるきっかけとなるイベントや広報を実施



保全した市民の森



計画の柱2

市民が身近に

農を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- 水田の継続的な保全を支援
- 様々な農園を開設するなど、農とふれあう機会を提供
- 市民や企業と連携した地産地消の推進



保全した水田



計画の柱3

市民が実感できる

緑や花をつくる

5か年の主な取組

- 地域で愛されている並木を再生
- 地域緑のまちづくりや地域に根差した各区での取組を推進
- 緑や花による魅力ある空間づくりを推進



魅力ある空間づくり



この3つの計画の柱と合わせ、効果的な広報の展開に取り組みます



森林環境税（国税）と横浜みどり税



Q 国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？



目的と使いみちが異なります。

A 森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の推進を図るほか、今後本格化する学校建替事業の財源として活用ていきます。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、目的と使いみちが異なります。

● 森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

趣旨（目的）	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間 1,000 円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和 6 年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与（令和 6 年度までは、地方公共団体金融機構の準備金を活用）
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

【お問い合わせ】

● 「横浜みどり税」について

▶ 財政局税務課

電話 : 045-671-2253 FAX : 045-641-2775

● 「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」について

▶ 環境創造局政策課

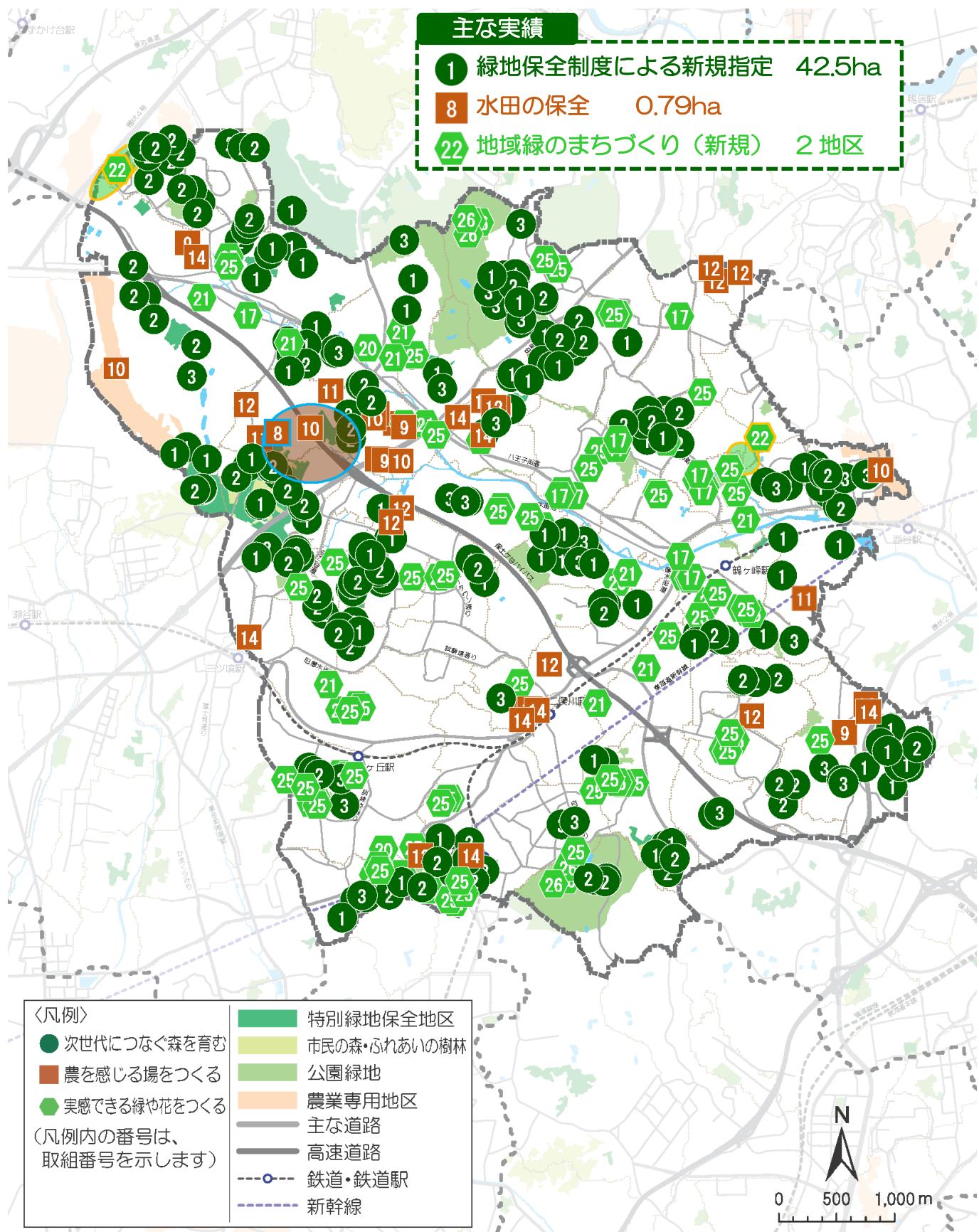
電話 : 045-671-4214 FAX : 045-550-4093

● 「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」の各事業について

▶ 環境創造局みどりアップ推進課

電話 : 045-671-2712 FAX : 045-224-6627

旭区



計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

○緑地保全制度による新規指定 42.5ha

・特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区

2019年度 17.1ha 今宿西町特別緑地保全地区、市沢町特別緑地保全地区（指定拡大）、追分特別緑地保全地区（指定拡大）、上白根町小池特別緑地保全地区（指定拡大）、白根五丁目特別緑地保全地区

2020年度 0.5ha 上白根町後谷特別緑地保全地区（指定拡大）

2021年度 4.8ha 上白根町小池特別緑地保全地区（指定拡大）、川井本町特別緑地保全地区（指定拡大）、中希望が丘特別緑地保全地区

2022年度 0.3ha 上白根町小池特別緑地保全地区（指定拡大）

・市民の森等

2019年度 1.2ha （仮称）市沢市民の森（指定拡大）、追分市民の森（指定拡大）

・緑地保存地区

2020年度 0.8ha 今宿町、今宿二丁目、白根二丁目、中希望が丘

2021年度 0.2ha 川島町

2022年度 0.2ha 今川町

・源流の森保存地区

2019年度 2.0ha 上川井町、上白根町、川島町、西川島町（3件）

2020年度 2.5ha 今宿一丁目、今川町、上川井町、上白根町、川井本町

2021年度 10.1ha 今川町、上白根町、川井宿町、善部町

2022年度 1.9ha 今川町（2件）、上川井町、川井宿町

・その他

2019年度 0.4ha 市沢町緑地

2021年度 0.3ha 今宿1号緑地、今宿7号緑地

2022年度 0.2ha 今宿3号緑地

○市による買取り

・特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区

2019年度 5地区 市沢町特別緑地保全地区、今川町特別緑地保全地区、川島町二ノ沢特別緑地保全地区、上川井町露木谷特別緑地保全地区、上白根町後谷特別緑地保全地区

2020年度 4地区 市沢町特別緑地保全地区、追分特別緑地保全地区、上川井町露木谷特別緑地保全地区、上白根町小池特別緑地保全地区

2021年度 2地区 市沢町特別緑地保全地区、追分特別緑地保全地区

2022年度 2地区 川井本町特別緑地保全地区、市沢町特別緑地保全地区

・市民の森等

2021年度 2地区 追分市民の森、南本宿市民の森

・公園樹林部

2019年度 1地区 南本宿公園

2020年度 2地区 四季美台ふれあい公園、南本宿公園

○保全した樹林地の整備	37 か所
2019 年度 11 か所	上川井町堂谷特別緑地保全地区、下川井町特別緑地保全地区、都岡町特別緑地保全地区、中沢二丁目特別緑地保全地区、三保特別緑地保全地区（旭区内）、（仮称）市沢市民の森、追分市民の森、柏町市民の森（2 か所）、白根ふれあいの樹林、上白根二丁目緑地
2020 年度 9 か所	今川町特別緑地保全地区、上川井町堂谷特別緑地保全地区、上白根町小池特別緑地保全地区、川井本町特別緑地保全地区、鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区、中沢二丁目特別緑地保全地区、市沢市民の森、柏町市民の森、白根ふれあいの樹林
2021 年度 6 か所	上白根町後谷特別緑地保全地区、上白根町小池特別緑地保全地区、川井本町特別緑地保全地区、川島町二ノ沢特別緑地保全地区、市沢市民の森、猪子山緑地
2022 年度 11 か所	今川町特別緑地保全地区、上白根町後谷特別緑地保全地区、上白根町小池特別緑地保全地区、川井本町特別緑地保全地区、川島町二ノ沢特別緑地保全地区、市沢市民の森、今宿市民の森、追分市民の森、柏町市民の森、南本宿市民の森、白根ふれあいの樹林

2 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

○森の維持管理 117 か所	
・保全管理計画の策定（樹林地）	
2019 年度 1 か所	柏町市民の森
2021 年度 2 か所	上川井市民の森、鶴ヶ峰ふれあいの樹林
・維持管理（樹林地）	
2019 年度 19 か所	猪子山特別緑地保全地区、川井特別緑地保全地区、川島町二ノ沢特別緑地保全地区、今宿市民の森、追分市民の森、柏町市民の森、南本宿市民の森、矢指市民の森、市沢ふれあいの樹林、白根ふれあいの樹林、鶴ヶ峰ふれあいの樹林、猪子山緑地、今宿第二緑地、上白根南の森、笹野台緑地、笹野台三丁目緑地、二俣川ニュータウン緑地、若葉台一丁目緑地、若葉台四丁目緑地
2020 年度 22 か所	上川井町中田谷特別緑地保全地区、上川井町堀谷特別緑地保全地区、上白根町小池特別緑地保全地区、川島町二ノ沢特別緑地保全地区、善部町特別緑地保全地区、今宿市民の森、追分市民の森、柏町市民の森、上川井市民の森、南本宿市民の森、矢指市民の森、市沢ふれあいの樹林、白根ふれあいの樹林、鶴ヶ峰ふれあいの樹林、猪子山緑地、今宿第二緑地、上白根南の森、笹野台緑地、笹野台三丁目緑地、二俣川ニュータウン緑地、若葉台一丁目緑地、若葉台四丁目緑地
2021 年度 25 か所	猪子山特別緑地保全地区、上川井町中田谷特別緑地保全地区、上川井町堀谷特別緑地保全地区、上白根町小池特別緑地保全地区、川井町特別緑地保全地区、川島町二ノ沢特別緑地保全地区、善部町特別緑地保全地区、中沢二丁目特別緑地保全地区、市沢市民の森、今宿市民の森、追分市民の森、柏町市民の森、上川井市民の森、

5 各区の実績 旭区

		南本宿市民の森、矢指市民の森、市沢ふれあいの樹林、白根ふれあいの樹林、鶴ヶ峰ふれあいの樹林、今宿第二緑地、上白根南の森、笹野台緑地、笹野台三丁目緑地、二俣川ニュータウン緑地、若葉台一丁目緑地、若葉台四丁目緑地
2022 年度	28 か所	猪子山特別緑地保全地区、上川井町堂谷特別緑地保全地区、上川井町中田谷特別緑地保全地区、上白根町小池特別緑地保全地区、川井特別緑地保全地区、川井本町特別緑地保全地区、川島町二ノ沢特別緑地保全地区、下川井町特別緑地保全地区、善部町特別緑地保全地区、中沢二丁目特別緑地保全地区、市沢市民の森、今宿市民の森、追分市民の森、柏町市民の森、上川井市民の森、南本宿市民の森、矢指市民の森、市沢ふれあいの樹林、白根ふれあいの樹林、鶴ヶ峰ふれあいの樹林、猪子山緑地、今宿第二緑地、上白根南の森、笹野台緑地、笹野台三丁目緑地、二俣川ニュータウン緑地、若葉台一丁目緑地、若葉台四丁目緑地
・維持管理（公園）		
2019 年度	5 か所	大貫谷公園、こども自然公園、四季美台ふれあい公園、桧山公園、若葉台公園
2020 年度	5 か所	大貫谷公園、こども自然公園、四季美台ふれあい公園、桧山公園、若葉台公園
2021 年度	5 か所	大貫谷公園、こども自然公園、四季美台ふれあい公園、桧山公園、若葉台公園
2022 年度	4 か所	希望が丘水の森公園、こども自然公園、四季美台ふれあい公園、若葉台公園

3 指定した樹林地における維持管理の支援

○維持管理の助成 42 件

2019 年度	9 件	市沢町、今宿西町、今宿南町、上白根町、川島町、桐が作、白根二丁目、善部町（2件）
2020 年度	11 件	市沢町、今宿南町（2件）、上川井町、上白根町、川井本町、下川井町（3件）、中希望が丘、都岡町
2021 年度	10 件	市沢町、今川町、上白根町、川井本町、川島町（2件）、白根二丁目、善部町、二俣川1丁目、万騎が原
2022 年度	12 件	今川町、今宿西町、今宿南町（2件）、上川井町、上白根町、川井本町、川島町、桐が作、下川井町、中希望が丘、万騎が原

計画の柱2 市民が身边に農を感じる場をつくる

8 水田の保全

- 水田保全面積 0.79ha
 - 2019年度 0.79ha 下川井町、矢指町
 - 2020年度 0.79ha 下川井町、矢指町
 - 2021年度 0.79ha 下川井町、矢指町
 - 2022年度 0.79ha 下川井町、矢指町

9 特定農業用施設保全契約の締結

- 特定農業用施設保全契約の締結 5件
 - 2019年度 2件 市沢町、下川井町
 - 2020年度 1件 下川井町
 - 2022年度 2件 上川井町、下川井町

10 農景観を良好に維持する活動の支援

- まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援
 - ・集団農地維持 31.6ha
 - 2019年度 21.7ha 西谷農業専用地区協議会（保土ヶ谷区・旭区）、上川井農業専用地区協議会
 - 2020年度 21.3ha 西谷農業専用地区協議会（保土ヶ谷区・旭区）、上川井農業専用地区協議会
 - 2021年度 31.9ha 西谷農業専用地区協議会（保土ヶ谷区・旭区）、上川井農業専用地区協議会、下川井農地整備組合
 - 2022年度 31.6ha 西谷農業専用地区協議会（保土ヶ谷区・旭区）、上川井農業専用地区協議会、下川井農地整備組合
 - ・農地縁辺部への植栽 4件
 - 2019年度 1件 都岡地区恵みの里運営協議会
 - 2020年度 1件 都岡地区恵みの里運営協議会
 - 2021年度 1件 都岡地区恵みの里運営協議会
 - 2022年度 1件 都岡地区恵みの里運営協議会
 - ・土砂流出防止対策 1件
 - 2020年度 1件 下川井農地整備組合
- 周辺環境に配慮した活動への支援
 - ・牧草等による環境対策 2.10ha
 - 2019年度 1.03ha 今宿南町（2か所）、下川井町、矢指町（2か所）
 - 2020年度 0.65ha 上白根町、川井本町、下川井町（2か所）
 - 2021年度 0.42ha 上白根町、川井本町、下川井町、矢指町
 - ・たい肥化設備等の支援 2件
 - 2020年度 2件 市沢町、下川井町

11 多様な主体による農地の利用促進

- 遊休農地の復元支援 0.88ha
2019年度 0.64ha 今宿西町、下川井町（2か所）
2022年度 0.24ha 川島町

12 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

- 様々なニーズに合わせた農園の開設 1.32ha
- ・収穫体験農園
2019年度 0.27ha 下川井町
2020年度 0.07ha 今宿西町
2021年度 0.09ha 今宿一丁目、今宿西町
2022年度 0.02ha 今宿一丁目
 - ・市民農園
2020年度 0.66ha 小高町、上白根町、白根町、本村町
2021年度 0.13ha 下川井町、白根町（2か所）
2022年度 0.08ha 善部町

14 地産地消にふれる機会の拡大

- 直売所・青空市等の支援 12件
- ・直売所・加工所
2019年度 1件 市沢町
2020年度 1件 今宿西町
2021年度 2件 市沢町、笹野台一丁目
2022年度 4件 柏町、上川井町（2件）、今宿西町
 - ・青空市・マルシェ等
2019年度 1件 横浜農協二俣川直売所
2020年度 1件 横浜農協二俣川直売所
2021年度 1件 横浜農協二俣川直売所
2022年度 1件 横浜農協二俣川直売所

計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

17 公共施設・公有地での緑の創出・育成

○緑の創出 4か所

2020年度 3か所 旭台中央公園、帷子川親水護岸、ふるさと尾根道緑道

2021年度 1か所 ふるさと尾根道緑道

○緑の維持管理 13か所

2019年度 3か所 旭区庁舎、旭土木事務所、旭図書館

2020年度 3か所 旭区庁舎、旭図書館、旭土木事務所

2021年度 4か所 旭区庁舎、旭図書館、旭土木事務所、ふるさと尾根道緑道

2022年度 3か所 旭区庁舎、旭図書館、ふるさと尾根道緑道

18 街路樹による良好な景観の創出・育成

○良好な維持管理

2019年度 県道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）、水道道プロムナードほか
計720本

2020年度 今宿南郵便局通り、ニュータウン通りほか 計665本

2021年度 ニュータウン通り、県道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）ほか
計535本

2022年度 今宿南郵便局通り、ニュータウン通りほか 計594本

20 建築物緑化保全契約の締結

○建築物緑化保全契約の締結 5件

2019年度 5件 川井本町、四季美台、善部町（3件）

21 名木古木の保存

○名木古木の保存

・新規指定

2020年度 7本 川井宿町（7本）

2021年度 2本 東希望が丘（2本）

・維持管理の助成

2019年度 1本 下川井町

2020年度 8本 今宿西町（2本）、上川井町、白根六丁目（3本）、本宿町（2本）

2021年度 8本 今川町、川井宿町（3本）、下川井町（3本）、本宿町

2022年度 3本 川井本町（3本）

5 各区の実績
旭区

22 地域緑のまちづくり

○地域緑のまちづくり事業に関する協定の締結 2 地区

・新規

2019 年度 1 地区 若葉台もみじ自治会周辺地区

2021 年度 1 地区 白根二丁目地区

・継続

2020 年度 1 地区 若葉台もみじ自治会周辺地区

2021 年度 1 地区 若葉台もみじ自治会周辺地区

2022 年度 2 地区 白根二丁目地区、若葉台もみじ自治会周辺地区、

23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり

○緑や花を身近に感じる各区の取組

2019 年度 里山ガーデンでのあさひくん花壇づくり

2020 年度 区民利用施設（13か所）における花壇整備、区内公園の花壇整備及び花苗支援

2021 年度 区内公園における花壇・プランターの設置

2022 年度 笹野台北公園・大原西公園における花壇の植栽、区民まつりにおける花苗の配布

○地域の花いっぱいにつながる取組

2019 年度 花苗などの配布（鶴ヶ峰公園ほか 13 か所）

2020 年度 球根などの配布（二俣川二丁目第三公園ほか 38 か所）

2021 年度 球根などの配布（旭台中央公園ほか 93 か所）

2022 年度 球根などの配布（旭台中央公園ほか 85 か所）

24 人生記念樹の配布

○人生記念樹の配布 1,805 本

2019 年度 444 本

2020 年度 471 本

2021 年度 535 本

2022 年度 355 本

※過年度の報告書から本数を修正しました。

25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

○緑の創出 8 か所

2019 年度 3 か所 鶴ヶ峰幼稚園、柏保育園、中沢小学校

2020 年度 3 か所 笹野台小学校、白根小学校、万騎が原中学校

2021 年度 2 か所 柏保育園、不動丸小学校

○緑の維持管理 67 か所

2019 年度 17 か所 柏保育園、左近山保育園、市沢小学校、今宿小学校、今宿南小学校、上白根小学校、川井小学校、希望ヶ丘小学校、さちが丘小学校、善部小学校、鶴ヶ峰小学校、東希望ヶ丘小学校、二俣川小学校、南本宿小学校、旭中学校、上白根中学校、南希望ヶ丘中学校

2020 年度 13 か所	柏保育園、左近山保育園、鶴ヶ峯幼稚園、今宿小学校、今宿南小学校、希望ヶ丘小学校、さちが丘小学校、善部小学校、鶴ヶ峯小学校、東希望が丘小学校、不動丸小学校、南本宿小学校、南希望が丘中学校
2021 年度 16 か所	柏保育園、左近山保育園、中希望が丘保育園、鶴ヶ峯幼稚園、今宿小学校、今宿南小学校、上白根小学校、川井小学校、希望ヶ丘小学校、さちが丘小学校、善部小学校、鶴ヶ峯小学校、東希望が丘小学校、不動丸小学校、南本宿小学校、南希望が丘中学校
2022 年度 21 か所	柏保育園、左近山保育園、中希望が丘保育園、今宿小学校、今宿南小学校、上白根小学校、川井小学校、希望ヶ丘小学校、笹野台小学校、さちが丘小学校、善部小学校、都岡小学校、鶴ヶ峯小学校、中沢小学校、東希望が丘小学校、不動丸小学校、本宿小学校、万騎が原小学校、南本宿小学校、上白根中学校、南希望が丘中学校

26 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

○緑花による空間づくりと維持管理 8 か所

2019 年度 2 か所	こども自然公園、里山ガーデン
2020 年度 2 か所	こども自然公園、里山ガーデン
2021 年度 2 か所	こども自然公園、里山ガーデン
2022 年度 2 か所	こども自然公園、里山ガーデン

5 各区の実績
旭区



1 緑地保全制度による新規指定
源流の森保存地区（川井宿町）



2 森の維持管理
(希望が丘水の森公園)



8 水田の保全
(矢指町)



12 収穫体験農園の開設
(今宿一丁目)



17 公共施設・公有地での緑の創出・育成
(旭図書館)



26 緑花による空間づくりと維持管理
(こども自然公園)

(単位:億円)

	事業費	国費	市債	一般財源
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	302	60	133	110
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	34	-	12	23
柱3 市民が実感できる緑や花をつくる	77	0.5	6	71
効果的な広報の展開	0.8	-	-	0.8
これからの緑の取組[2024-2028] (原案) 総事業費	415	60	150	204

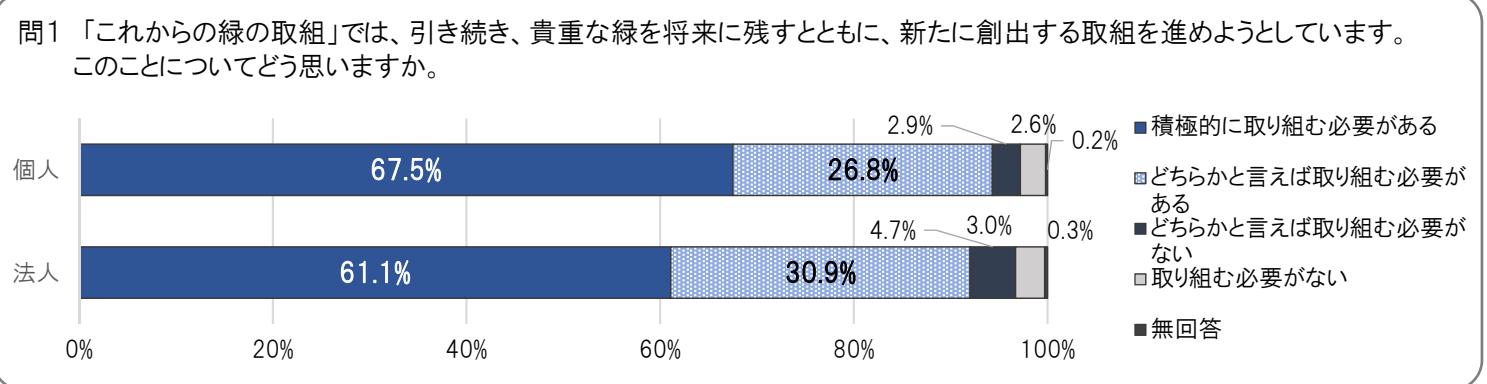
※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。

素案に対する市民意見募集の結果(概要)

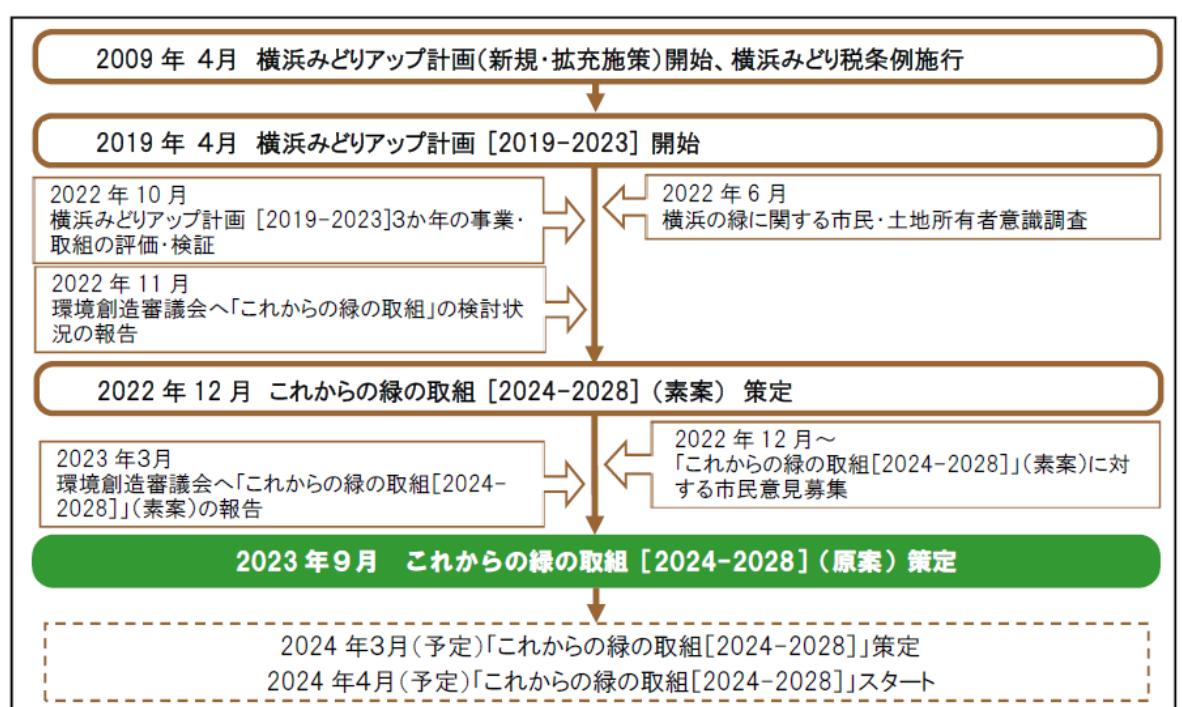
	アンケート方式	公募型自由記述方式
実施期間	2022(令和4)年12月23日(金)から2023(令和5)年1月31日(火)まで	
実施方法	無作為抽出の個人5,000人、法人5,000社に対し調査票を送付	素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Webフォーム、電子メール、FAX
回収数	個人:1,281人 法人:939社	43通(意見総数:93件)

アンケート方式の回答結果

目標・取組について、個人・法人とも、8~9割の方に「積極的に取り組む必要がある」または「どちらか言えば取り組む必要がある」とお答えいただきました。



これからの緑の取組[2024-2028] 策定の流れ



これからの緑の取組[2024-2028]

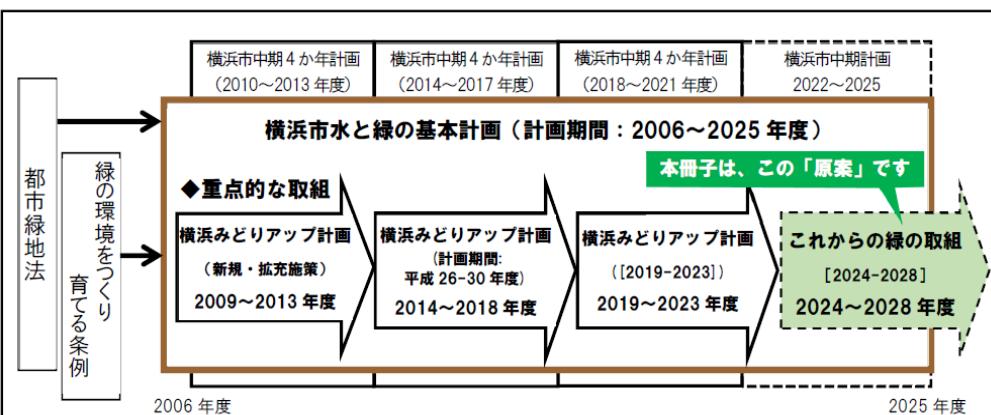
(原案概要版)

横浜みどりアップ計画

これからの緑の取組[2024-2028]

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009(平成21)年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023(令和5)年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間かけて継続的に取り組む必要があります。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2024(令和6)年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組[2024-2028]」の原案をとりまとめました。



5か年の目標

○ 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展など

○ 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など緑の多様な機能や役割を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上など

○ 市民と緑との関わりを増やし、緑とともに豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加など

取組のポイント

- 緑地保全制度により指定した民有樹林地の維持管理負担を軽減するための支援を拡充
- 市民が様々ななかたちで森に親しみ、楽しむことができる多様な活用を推進
- 都心部から郊外部まで、農とふれあう機会の全市的な展開を推進
- 地域が主体となって取り組む地域緑のまちづくりをはじめ、地域での緑や花の取組を推進

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む <本編P.16-P.23> 約302億円

施策1 まとまりのある樹林地の保全・活用

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り 約252億円

(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

-主な取組内容-
・緑地保全制度による新規指定:180ha
(市による買取りの想定面積:100ha)
・保全した樹林地の整備:推進



事業② 良好的な森の育成 約46億円

(1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進
(2) 指定した樹林地における維持管理の支援

-主な取組内容-
・森の維持管理:推進
・維持管理の助成:750件



事業③ 森に関わる多様な機会の創出 約5億円

(1) 森づくりを担う人材の育成
(2) 森づくり活動団体への支援
(3) 森に関わるきっかけづくり
(4) 森の多様な楽しみづくり

-主な取組内容-
・森づくり活動団体への支援:175団体
・地域における多様な森の利活用:推進



柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる <本編P.24-P.34> 約34億円

施策1 農に親しむ取組の推進

事業① 良好的な農景観の保全 約11億円

(1) 水田の保全
(2) 特定農業用施設保全契約の締結
(3) 農景観を良好に維持する活動の支援
(4) 多様な主体による農地の利用促進

-主な取組内容-
・水田保全面積:115ha
・遊休農地の復元支援:3.0ha



事業② 農とふれあう場づくり 約20億円

(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
(2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進

-主な取組内容-
・様々なニーズに合わせた農園の開設:19.5ha
・横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施:450回



施策2 「横浜農場」の展開による地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進 約2億円

(1) 地産地消にふれる機会の拡大

-主な取組内容-
・直売所・青空市等の支援:285件
・情報発信・PR:情報誌などの発行35回

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開 約0.7億円

(1) 地産地消を広げる人材の育成・支援
(2) 市民や企業等との連携

-主な取組内容-
・はまふうどコンシェルジュ・よこはま地産地消サポート店の活動支援:150件
・市民や企業等との連携:75件



柱3 市民が実感できる緑や花をつくる <本編P.35-P.43> 約77億円

施策1 市民が実感できる緑や花の創出・育成

事業① まちなかでの緑の創出・育成 約33億円

(1) シンボル的な緑の創出・育成
(2) 街路樹による良好な景観づくり
(3) 公開性のある緑空間の創出支援
(4) 建築物緑化保全契約の締結
(5) 名木古木の保存

-主な取組内容-
・シンボル的な緑の創出:5か所
・街路樹による良好な景観づくり:18区で推進

施策2 ガーデンシティ横浜の更なる推進

事業② 緑や花があふれる地域づくり 約12億円

(1) 地域緑のまちづくり
(2) 地域に根差した緑や花の楽しみづくり
(3) 人生記念樹の配布

-主な取組内容-
・地域緑のまちづくり:35地区
・緑や花を身近に感じる各区の取組:18区で推進

事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成 約4億円

(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

-主な取組内容-
・緑の創出:100か所

事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成 約27億円

(1) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

-主な取組内容-
・緑花による魅力づくり:推進



効果的な広報の展開 <本編P.44> 約0.8億円

取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者に理解されるとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、広報媒体の特性を生かし、効果的な情報発信を進めています。

事業① 市民の理解を広げる広報の展開 約0.8億円

«緑の取組の認知を高め参画につなげていく広報»

- ・イベント・体験スポットの紹介
- ・市民が活用できる制度のご案内
- ・美しい横浜の緑や花、アニメーションによる動画配信



森にふれる

農にふれる

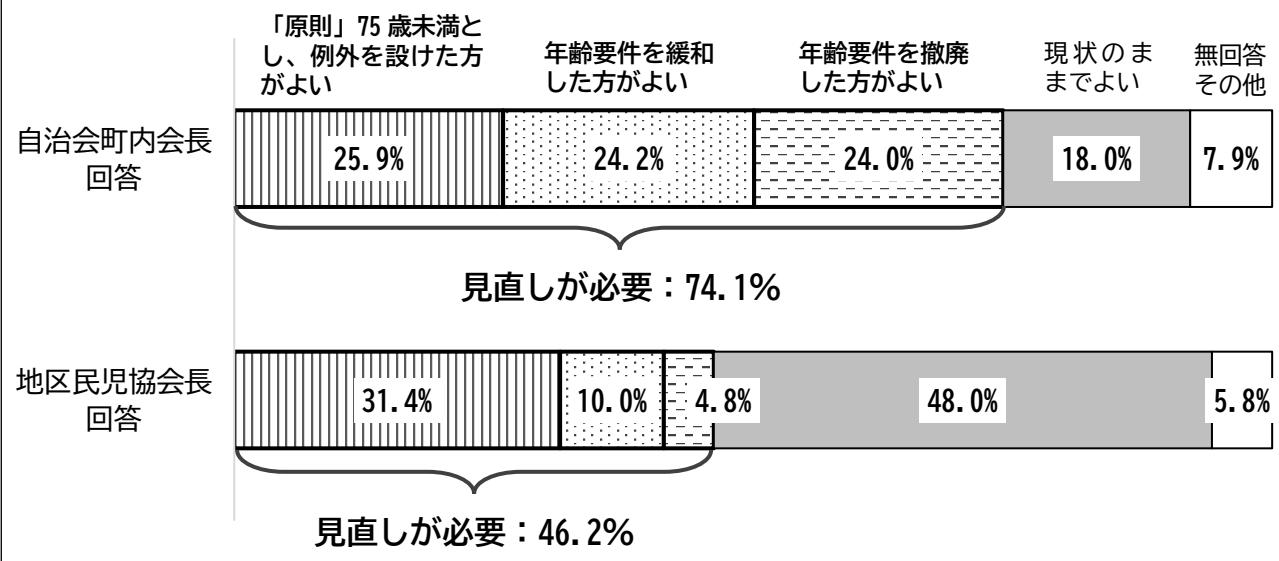
緑や花にふれる

民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討状況に関する報告について

1 趣旨

少子高齢化の加速や生活スタイルの変化等により、民生委員・児童委員の担い手確保が課題となっており、年齢要件に関して、自治会町内会アンケートでは74.1%、地区民児協会長アンケートでは46.2%が「見直しが必要」というご意見をいただいています。さらに、次期一斉改選時（令和7年12月）には、団塊世代が75歳以上となることからも、一層担い手の確保は厳しくなると予想されています。これらの状況を踏まえて、次期一斉改選に向けて、現在、市民児協等と年齢要件について意見交換を行っていますので、ご報告します。

また、今年度からモデル区（都筑・戸塚・栄）と健康福祉局によるプロジェクトを中心に、民生委員・児童委員の活動支援策や推薦事務の改善等について検討を進めていますので、検討状況について報告します。

【参考】自治会町内会長・地区民児協会長アンケート（令和4年11月～令和5年1月）
「年齢要件について」

2 年齢要件の検討にあたっての考え方

- (1) 自治会町内会長アンケート及び地区民児協会長アンケートの結果を踏まえて、市民児協等と意見交換を進めていますが、年齢要件に関する検討は、民生委員・児童委員の皆さまのご理解をいただきながら進めています。
- (2) 単に年齢要件の見直しだけでは、担い手確保に向けた根本的な解決には至らないと考えております。民生委員・児童委員の活動支援強化や負担軽減を進めていく必要があります。このため、モデル区と健康福祉局によるプロジェクトを中心に検討を進めており、年齢要件の見直しの有無に関わらず、次期一斉改選に向けて活動しやすい環境づくりを推進していきます（可能な取組から速やかに実施します）。
- (3) 推薦手続きの改善についても、年齢要件の見直しの有無に関わらず、次期一斉改選時に反映できるよう検討を進めます。

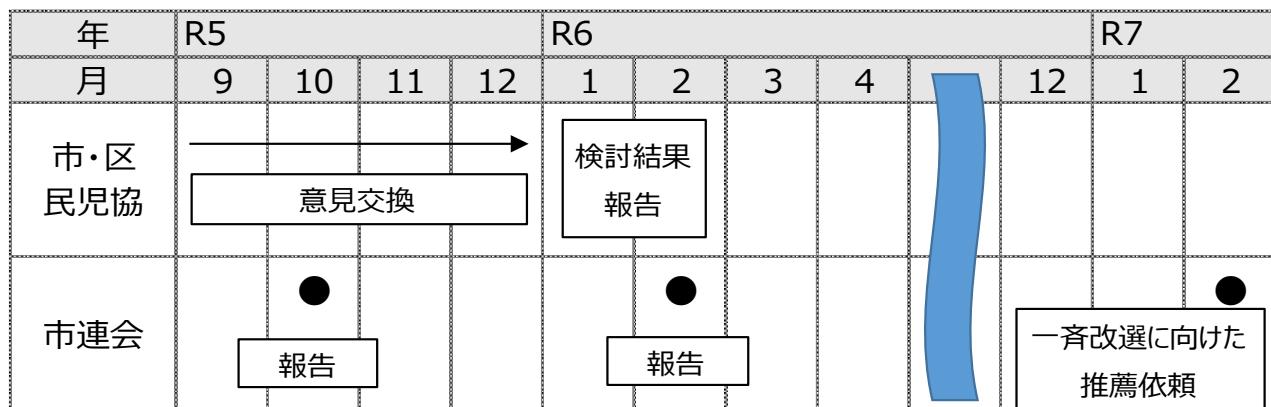
3 年齢要件に関する検討のたたき台

次期一斉改選時において年齢要件を変更する場合、次の表を案として、民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を行っています。この案は、自治会町内会長・地区民児協会長アンケート結果において、「年齢要件の見直しが必要」とする回答の中で最も多かった『「原則」75歳未満とし、例外を設けた方がよい』を基本としたものです。

現行	案
新任 原則 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができます。	新任 原則 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができます。
再任 75歳未満	再任 <u>原則 75歳未満。ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u> 【条件】 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①本人の同意があり、健康状態も良好 ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。

4 今後のスケジュール（予定）

9月の市・区民児協に本案をたたき台として説明を行い、12月にかけて民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を進めます。意見交換結果を踏まえて、行政として次期一斉改選時における年齢要件に関する結論を出していきます。



5 民生委員・児童委員活動支援と推薦事務の改善等に関する検討状況について

今年度から、局・モデル区を中心に、民生委員・児童委員の活動支援策等について検討を進めています。

(1) 委員活動の負担軽減及び活動支援策について

民生委員の活動及び付帯する業務について、「業務量の軽減の観点から取り組むもの」、「負担感の軽減の観点から取り組むもの」などに分類・可視化し、それぞれの負担軽減策や活動支援策を検討しています。また、モデル区では、民生委員との懇談会や退任した民生委員へのアンケートを実施し、大変だったことや負担に感じていることなどを把握・整理したうえで、今年度下半期から活動のスリム化や支援策に関するモデル実施を予定しています。

(2) 推薦手続きの簡素化について

推薦手続きに必要な書類の様式の簡素化や、再任として推薦いただく場合の手続きの簡素化などを検討しています。

(3) ターゲット・目的別広報の充実

毎年5月の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」にあわせて、パネル展示やラジオ放送、広報よこはまへの記事掲載等を行うなど活動PRを実施しています。

今後も、認知度向上や現任委員の意欲向上を図るための広報の充実を進めていきます。

担当	当 : 健康福祉局地域支援課 村山
電話	話 : 045-671-4046
電子メール : kf-chiikishien@city.yokohama.jp	

帷子川で時間降雨量 60mm 対応の河川整備に着手します

～高まる自然災害リスクに対応、更なる治水安全度の向上を目指します～

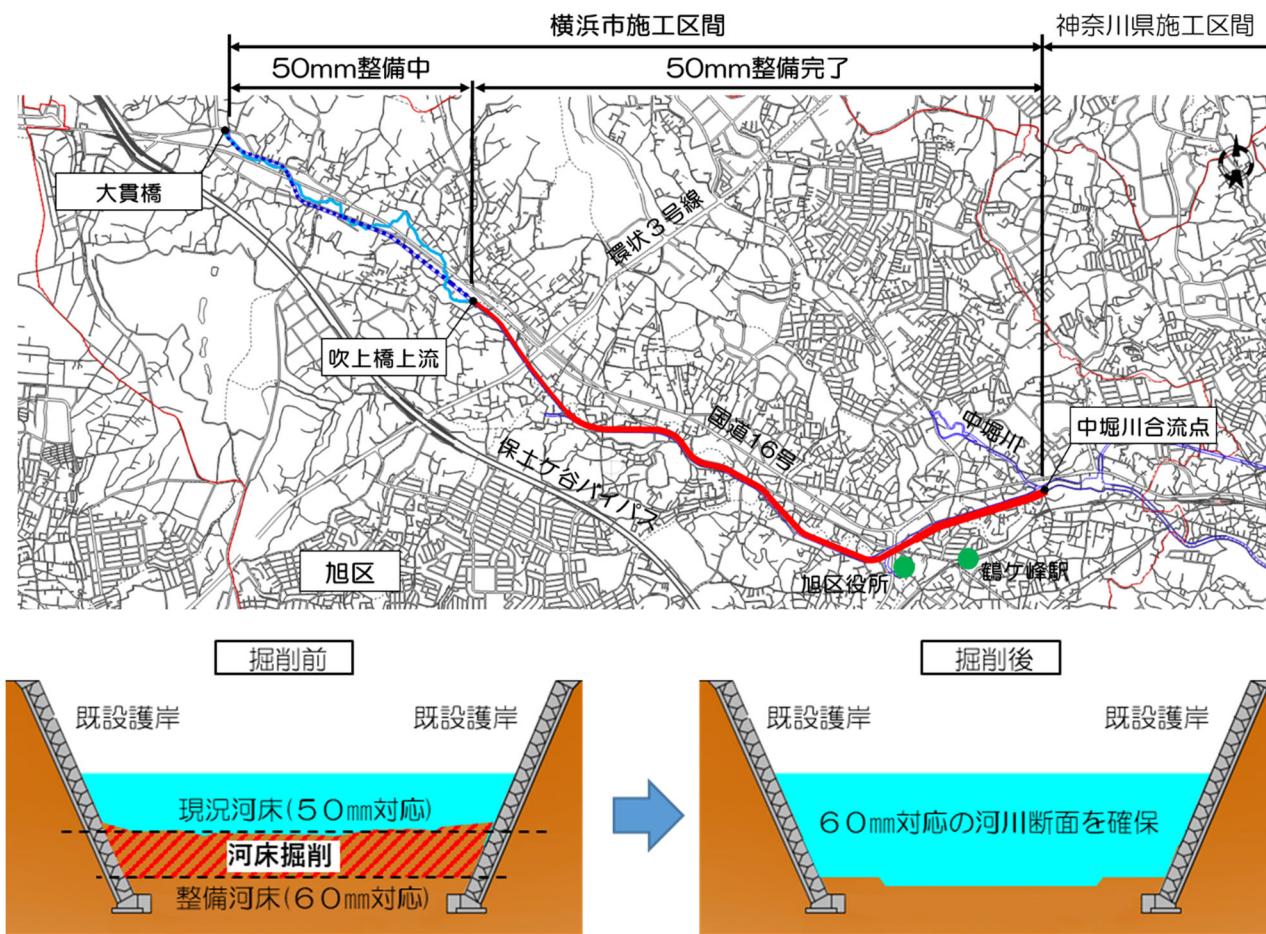
近年の気候変動により大雨が増加し、自然災害リスクが高まっています。このため、令和2年度より全国の河川で治水対策を充実させるために「流域治水」の考えが国より示され、令和3年度には市内河川においても「流域治水プロジェクト※」が策定されました。

流域治水プロジェクトでは時間降雨量 60mm 対応を進める位置づけており、さらなる治水安全度の向上に向けて、市内河川の整備水準を 50mm 対応から 60mm 対応に引き上げる必要があります。

この度、帷子川（かたびらがわ）において 60mm 対応の整備に着手することについて、下流区間の河川管理者である神奈川県との協議が令和5年9月末に整いましたので、次のとおりお知らせします。

1 整備の概要

- ・県市の施工境である中堀川合流点から上流に向かって、順次川底を掘り下げ、時間降雨量 60mm の流量に対応できる断面を確保します。まずは、既に 50mm 対応の整備が完了している区間から着手します。
- ・50mm 整備中区間については引き続き 50mm 対応の整備を進めていきます。
- ・令和5年度は工事用車両等が川底へ下りるための斜路の整備に着手します。



2 帷子川の概要

帷子川は、旭区若葉台を源として、相鉄線に沿って流れ、横浜駅西口付近で分派しながら横浜港に注ぐ、延長約17kmの二級河川です。

昭和33年の狩野川台風による災害を契機に本格的な河川改修工事が始められ、横浜市の事業区間は、中堀川合流点より大貫橋までの6.17kmです。

また、帷子川は「アユが遡上する街、ヨコハマ」のモデル河川として、魚道整備や生息環境の改善などに取り組んできました。川底を掘り下げる際には、遡上するアユなどの生態系にも十分配慮して進めます。



帷子川で確認されたアユ



中堀川合流点の状況

※「流域治水プロジェクト」とは

令和2年7月に国の社会資本整備審議会河川分科会から「関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」への転換」について答申がなされ、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を示した「流域治水プロジェクト」を一級河川及び二級河川水系で作成することになりました。

市域では、鶴見川水系、帷子川水系、大岡川水系、境川水系にて、「流域治水プロジェクト」を策定し、流域治水対策を推進しています。

お問合せ先

道路局河川事業課長 時尾 嘉弘 Tel 045-671-3981

2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせ

2027年国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、旧上瀬谷通信施設地区の一部を会場として活用し、開催するものです。本博覧会の環境影響評価について、横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）の手続きを進めていますが、同条例による説明会を開催しますので、お知らせします。

1 説明会の開催について

【会場及び日時】

日	時間	会場	定員
10月27日（金）	18時30分～20時30分 (18時15分開場)	瀬谷公会堂	先着430名
10月28日（土）	18時00分～20時00分 (17時45分開場)	旭区役所新館2階大会議室	先着80名
10月29日（日）	18時30分～20時30分 (18時15分開場)	瀬谷公会堂	先着430名
10月30日（月）	18時30分～20時30分 (18時15分開場)	旭公会堂	先着460名

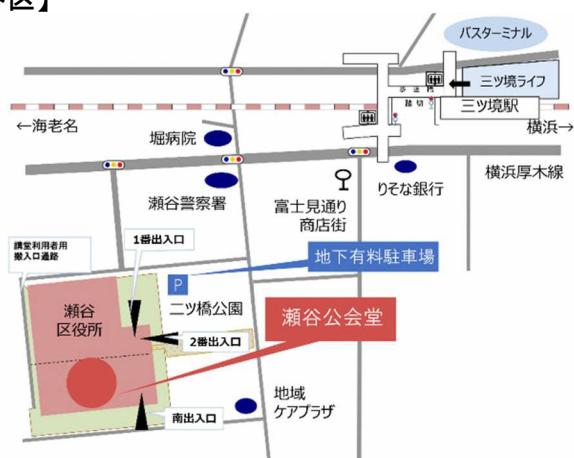
- 各回とも内容は同じです。説明後、質疑応答を行います。
- 申し込みは不要です。当日、会場へお越しください。
- 手話通訳をご希望の方は当日受付でお申しつけください。
- 旭区役所新館、旭公会堂及び瀬谷公会堂は有料駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。
- 準備書の概要を本博覧会の会場周辺の皆様に各戸配布を予定しています（10月25日以降）。
- 会場での説明内容と同様の「説明動画」を10月25日以降に2027年国際園芸博覧会協会ホームページ（右のQRコード参照）にて公開を予定しています。



【旭区】



【瀬谷区】



2 準備書の縦覧及び意見書の提出について

（1）準備書の縦覧について

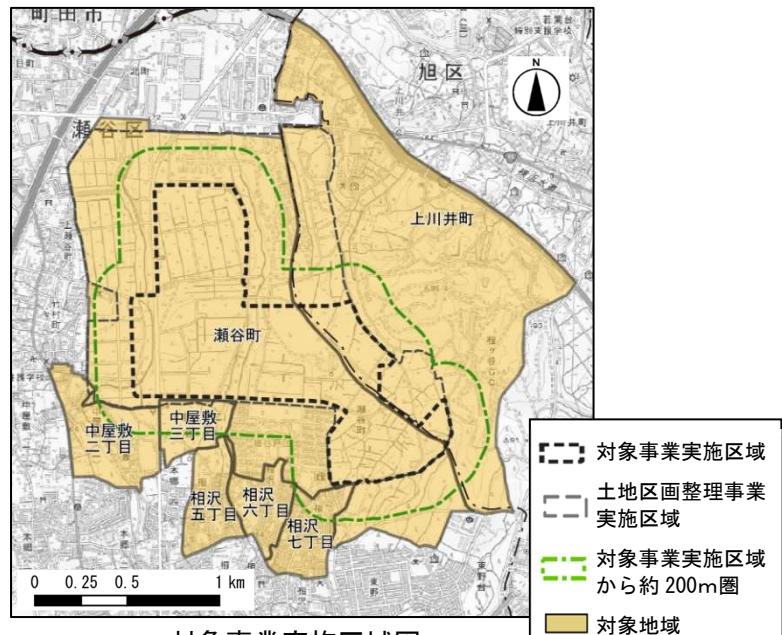
- 縦覧期間：令和5年10月25日（水）から12月8日（金）まで（土・日・祝日を除く）
- 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課、旭区役所区政推進課広報相談係、瀬谷区役所区政推進課広報相談係

（2）意見書の提出について

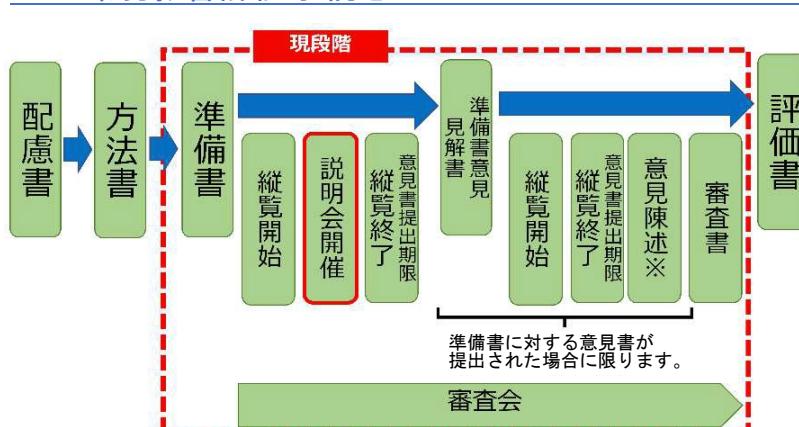
準備書について環境の保全の見地からご意見のある方は、意見書を提出することができます。提出期間は、縦覧期間と同じです。意見書用紙に記入し、環境創造局環境影響評価課に持参又は郵送による提出、もしくは電子申請で行うことができます。

3 対象事業の概要について

事業者の 氏名	公益社団法人 2027年国際園芸 博覧会協会 事務総長・代表理事 河村 正人
対象事業の 名称	2027年国際園芸博覧会
対象事業の 種類、規模	開発行為に係る事業（第1分類事 業）、対象事業実施区域の面積： 約 118.1ha(会場区域 約 75.2ha、 駐車場及びバスターミナル 約 42.9ha)
対象事業 実施区域	横浜市旭区上川井町、瀬谷区瀬谷町



4 環境影響評価手続きについて



〈環境影響評価（環境アセスメント）制度〉

事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度

〈準備書〉

方法書等に基づき、環境の事前調査及び影響の予測・評価をした結果などを記載したもの

※意見陳述は、対象地域内に居住する方、及び対象地域内に事務所又は事業場を有する方又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限ります。）に限られます。

【問い合わせ先】公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会整備課 花本、有賀（TEL：045-307-2047）

区連会 資料 3－3

区連会 10月説明資料
令和5年 10月 18日
都市整備局上瀬谷整備推進課

自治会町内会長 各位

都市整備局 上瀬谷整備推進課長

「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース第3号」の発行について(依頼)

日頃から市政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「旧上瀬谷通信施設地区」の一部で開催される GREEN×EXPO 2027 の会場計画や、「観光・賑わい地区」のテーマパーク等を核とした複合施設の事業予定者、交通基盤整備などについて、広く区民の皆様にご案内するために、「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース第3号」を発行いたしました。

つきましては大変お手数ですが、班回覧の実施が可能な自治会町内会の皆様については、自治会での班回覧について可能な範囲でご協力を賜りますようお願いいたします。班回覧での実施が難しい場合は、単位町内会の定例会等を活用した情報共有など周知にご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 依頼事項

「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース 第3号」の班回覧

2 送付資料

「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース 第3号」 A3 二つ折り

※班回覧に必要な部数を送付いたします。

3 参考

市ウェブサイトでの確認方法

「横浜市 旧上瀬谷通信施設地区 まちづくりニュース」で検索

※ 第1号、第2号もご覧いただけます。



<担当>

都市整備局 上瀬谷整備推進課 村木、永田

TEL:045-671-2061、FAX:045-550-4098

E-mail:tb-kamiseyasuishin@city.yokohama.lg.jp

Q: どのような渋滞対策を行うの?

A: 旧上瀬谷通信施設地区は、東名高速道路や、保土ヶ谷バイパスなどの広域的な幹線道路と隣接しているため、自動車交通の利便性が高い一方で、現在も、交通の集中による渋滞が発生しています。

GREEN×EXPO 2027会場へのアクセスは、周辺4駅(瀬谷駅、三ツ境駅、十日市場駅、南町田クランベリーパーク駅)からのシャトルバス、空港や主要ターミナル駅からの直行バス、貸切バス、自家用車の利用が見込まれます。また、テーマパークを始めとしたその後のまちづくりに向けて、環状4号線や、八王子街道などの道路の拡幅整備や改良等を進めていく予定です。

(詳細は、まちづくりニュース第2号をご覧ください)。



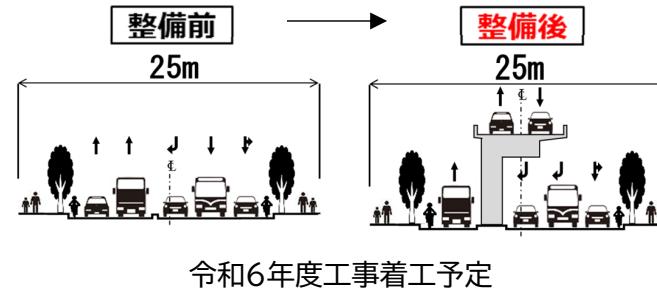
上瀬谷 まちづくりニュース

検索

今回、新たに環状4号線と八王子街道が交差する目黒交番前交差点の立体交差化を行うことになりました。

◆目黒交番前交差点の立体化

環状4号線を一部高架化します。

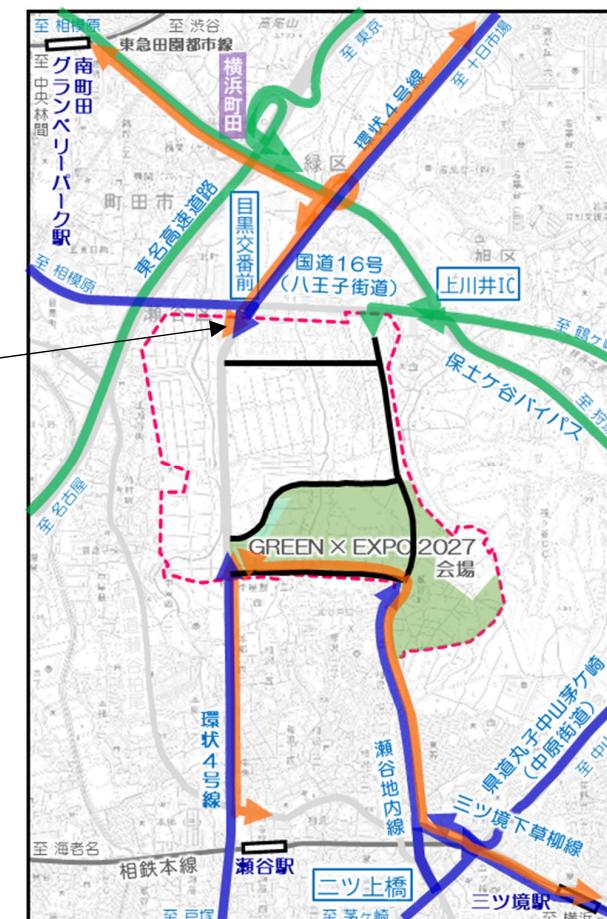
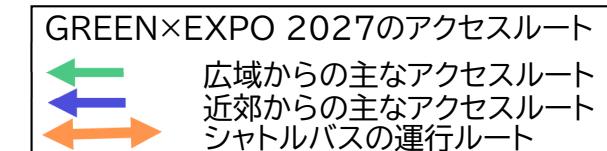


令和6年度工事着工予定

この交差点は、主要渋滞箇所に特定されており、将来も交通集中が想定されることから、八王子街道や環状4号線の拡幅と併せて、立体交差化を行うことで、円滑な交通アクセスの確保といった効果が期待できます。



環状4号線(瀬谷区側)からみた目黒交番前交差点の様子



GREEN×EXPO 2027後のまちづくりに向けた交通基盤整備

■お問い合わせ先 横浜市都市整備局上瀬谷整備推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話:045-671-2061 FAX:045-550-4098

E-mail:tb-kamiseyasuishin@city.yokohama.lg.jp

旧上瀬谷通信施設地区 まちづくりニュース



「GREEN×EXPO 2027」(2027年国際園芸博覧会)

開催期間
2027年3月19日~9月26日

「GREEN×EXPO 2027」とは、花や緑とのふれあいだけではなく、地球温暖化などの地球規模の問題に対して自然の力を生かした解決策を世界へ発信していく博覧会です。緩やかな起伏を有した地形や、市民の森へと続く既存樹木などの豊かな自然環境を生かした会場にしています。



3つのゾーン GREEN×EXPO 2027の骨格となる3つのゾーンを設けます。

国際出展ゾーン

世界各国や国際的な花き園芸・造園企業による出展。世界の園芸文化、食農文化の多様性に出会う国際色豊かなゾーンです。

シンボルゾーン

GREEN×EXPO 2027のテーマを発信するテーマ館のほか、花き品種、ガーデンデザインなどの多彩なコンペティションが展開される屋内出展施設を設けます。

日本ゾーン

日本政府による庭園及び屋内出展のほか、主催者による園芸文化展示、自治体等による出展が集結。日本の園芸文化の奥行きに触ることができます。

ヴィレッジ

GREEN×EXPO 2027独自の取り組みとなるテーマ共創事業としてGXを実現する5つの「Village」を設けます。主催者と参加者がテーマを共有しながら、「幸せを創る明日の風景」の創出に取り組みます。



GXが実現する未来都市の風景を提案します。カーボンニュートラルを中心に、自然の力を社会課題解決に活かす技術(NbS)を世界に発信します。

GX分野 | くらし/まちづくり・建築・交通/技術・産業 / 再生可能エネルギー



※2023年9月現在の予定。
今後の調整状況により変更になる可能性があります。



食と農が連携し、共存する「さと」の風景を提案します。心身が満たされ、健康であること。その豊かさを実感できるコンテンツを集積します。

GX分野 | 健康・食と農



土地に寄り添いながら多様な生産を生み出してきた日本の叡智を継承。自然と共存しつつ、新たな産業を生み出す未来の田園風景を提案します。

GX分野 | くらし/健康・食と農/生態系・自然環境



次代を担う子どもたちが自然と親しみ、楽しみながら学ぶことができるコンテンツを集積、誰もが笑顔になれる風景を提案します。

GX分野 | くらし/生態系・自然環境



市民の森と美しい花を背景に、生物多様性や都市と農村の連携をテーマにした学びのプログラムを提供する、新たな里山の風景を提案します。

GX分野 | くらし/生態系・自然環境

「観光・賑わい地区」については、令和5年2月24日から事業者の公募を開始したところ、1者から提案があり、「横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会」の審査を経て、9月14日に、事業予定者を公表しました。事業予定者から提案のあった内容をご紹介します。

【事業予定者】三菱地所株式会社（住所：東京都千代田区大手町一丁目1番1号）

Q: どんな施設ができるの？

A: 「観光・賑わい地区」を、①テーマパークゾーン、②駅前ゾーン、③公園隣接ゾーン、④環4西ゾーンの4つのゾーンに分けて、こどもから大人まで様々な世代が楽しめるエリアを整備する予定です。



Q: 全て有料なの？無料で入れるところはある？

A: ①非日常的な体験ができるテーマパークゾーンは、有料ですが、②駅前ゾーンや、③公園隣接ゾーンは、地域の方々が、日常的に利用できるバラエティ豊かな店舗が出来る予定で、入場は無料です。買い物や、食事ができるエリアもあり、誰もが楽しめるエリアになる予定です。ぜひ、お立ち寄りください。

【事業予定者の提案概要】

① テーマパークゾーン

ジャパンコンテンツと最先端のジャパンテクノロジーを活用した次世代型テーマパークを観光・賑わい地区の中心に導入し、ワールドクラスのテーマパークに相応しい規模（敷地面積約51ha）で計画します。いつ来ても新しい感動・興奮体験を来場者の方に提供し、恒常的な賑わいを創出します。



② 駅前ゾーン 入場無料

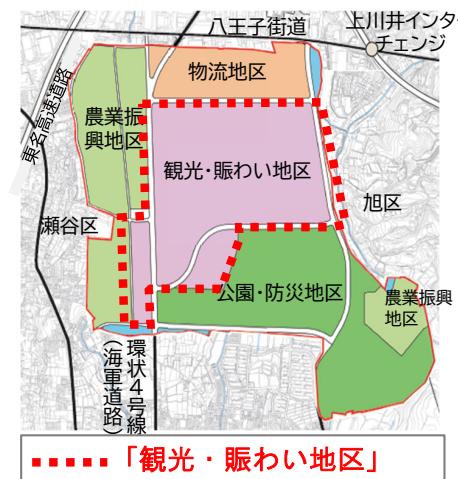
テーマパークのグッズショップやコンビニ、ドラックストアのほか、カフェ、レストラン等、市民や地域の方が、日常的に利用できるバラエティ豊かな店舗を集積させた商業施設を設けることにより、更なる賑わいづくりを行います。



④ 環4西ゾーン

空港や主要ターミナル駅等からのバス路線を受け止めるバスターミナル等を整備し、広域からのアクセスを強化します。将来開発用地を確保し、テーマパーク開業時は地域の賑わい創出に資する暫定利用を検討します。

「テーマパークを核とした複合的な集客施設」に関するあれこれ



Q: テーマパークにすることは、どうやって決まったの？

A: 旧上瀬谷通信施設地区の土地の所有割合は、約250人の地権者の方が約45%、国が約45%、残り約10%を市が所有しているため、これまで、地権者で構成される「まちづくり協議会」や、市民の皆様のご意見を聞きながら、土地利用を検討してきました。横浜市では、広大な土地を活かし、郊外部の新たな活性化拠点として、国内外から交流人口の増加が見込める土地利用を目指していました。また、「まちづくり協議会」では、土地利用の検討を重ねる中でテーマパークを誘致しようということで意見が一致しました。そのため、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」の案の中に、テーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を位置づけ、市民意見募集や説明会などの市民の皆様のご意見を踏まえて、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。

Q: 自然環境に関する提案はどのようなものだったの？

A: 旧上瀬谷通信施設地区は、横浜市の緑の10大拠点の1つであり、周辺に市民の森や農地が広がるなど、豊かな自然環境に囲まれた地域特性があります。事業予定者からは、そのような「上瀬谷の持つ多様なポテンシャル」を活かすこと、既存環境を継承すること、自然をコンセプトとした商業施設を導入すること、グリーントランジスフォーメーション（GX）の実証や脱炭素の取組、再生可能エネルギーの活用など、GREEN×EXPO 2027のレガシーを継承することなどをご提案いただきました。持続可能なまちづくりに向けて、事業予定者や関係機関と連携しながら、具体化に向けて検討を進めていきます。

Q: どんなコンセプトの施設なの？



KAMISEYA PARK (仮称)

～世界に誇るジャパンコンテンツとジャパンテクノロジーを活用したワールドクラスの次世代型テーマパーク～



継承する価値

GREEN×EXPO 2027のレガシーを継承・実装し自然と持続的に調和するグリーンシティ

新たにつくる価値

ジャパンコンテンツと最先端のジャパンテクノロジーを活用した次世代型テーマパークを中心としたまちづくり

持続的なまちづくりを支える仕組

未来の最適解を創る最先端GX・DX技術の実装とさらなる発展を目指すスマートシティ

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園における 都市公園を設置すべき区域の決定について

区連会 10月定例会資料
令和 5 年 10 月 18 日
環境創造局公園緑地
整備課 上瀬谷 担当

1 趣旨

本市では、旧上瀬谷通信施設において、令和2年3月に策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づく土地区画整理事業を進めており、その中で国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の会場の基盤ともなる、新たな公園「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園」の整備を位置付けています。

本公園について、土地利用基本計画で位置付けた公園の区域を、都市公園法第33条に基づく、都市公園を設置すべき区域として、令和5年第3回市会定例会での議決を経て、令和5年10月5日に決定し公告しました。

2 決定した区域

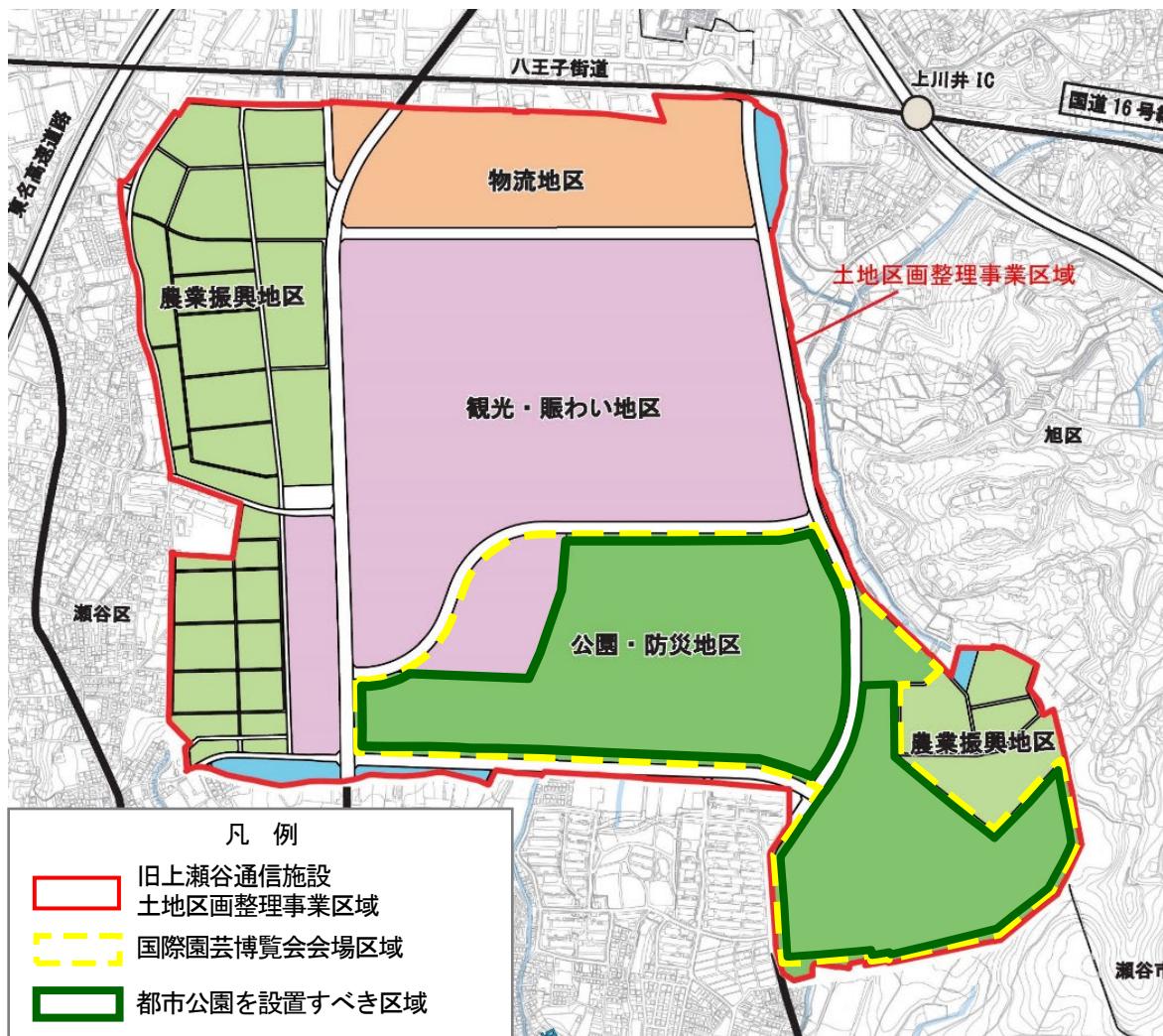
(1) 都市公園を設置すべき区域

瀬谷区瀬谷町7,449番の5の一部ほか

(2) 面積

約650,000m²

(3) 区域図



土地利用計画図 (都市公園を設置すべき区域)

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園 基本計画 (案)

公園概要 所在地:瀬谷区瀬谷町・旭区上川井町 / 公園種別:広域公園 / 面積:約65ha



旧上瀬谷通信施設は、平成27年6月に返還された米軍施設の跡地で、面積は約242haと首都圏でも貴重な広大な土地です。横浜市では、土地利用について検討を進めており、まちづくりの一環として新たな公園の整備を計画しています。

■ 土地区画整理対象区域
■ 公園予定区域
■ 国際園芸博覧会会場予定区域

公園計画の基本テーマ

「みどり」で広がる暮らしの風景

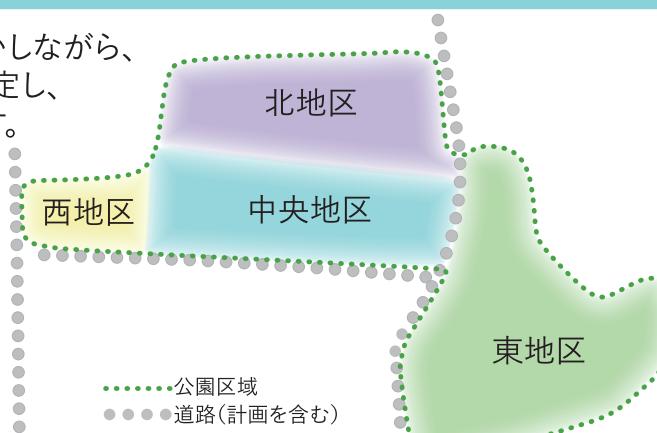
花と緑、農、水の風景が広がる上瀬谷で、「みどり」とともにある持続可能で多様なライフスタイル※を実践・発信する。



※自然環境とのつながりを体感し、花や農を身近に感じながら心身ともに健やかな生活を楽しむ。

4つの地区の特徴

現在の地形などをいかしながら、大きく4つの地区を設定し、施設の整備を行います。



西地区

スポーツを中心としたレクリエーション活動の場となる地区

中央地区

広大な草地広場をいかしたイベントやレクリエーション活動、憩いの場となるとともに、植物や環境などに関する学びを発信する地区

北地区

公民連携を積極的に推進し、自然と共生しながら、賑わいを創出する地区

東地区

自然体験や農体験などを通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともに心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区

主な施設の特徴

地区	施 設	内 容
西	運動広場	サッカー、少年サッカーなどの有料利用を想定した広場。ナイター利用も想定。
	野球場	硬式野球、少年硬式野球、軟式野球、少年軟式野球、ソフトボールなどの有料利用を想定。ナイター利用も想定。
	多目的広場	地域のスポーツレクリエーションの場として、少年軟式野球、ソフトボールなどの利用を想定。
	スポーツ施設管理棟	更衣室、シャワー、ロッカー、休憩施設などを備えた管理棟。
中央	桜並木	公園のシンボルとなる主園路沿いに配置するソメイヨシノの並木。
	サクラ広場(草地広場)	周囲に桜のある広大な草地広場。地域の祭りやイベントにも活用。災害時には自衛隊などの活動拠点やヘリコプターの発着も可能。
	大花壇	谷戸の地形をいかし、市内産の花苗などを活用した大花壇。
	遊具広場	大型複合遊具や健康器具、身体能力に関係なく、様々な利用者が安心して楽しめる遊具などを設置。
	ドッグラン	犬の大きさに応じた複数の区画や、休憩施設、水飲みなどを設置。
北	パークセンター1 (植物・環境体験学習等)	「みどり」とともにある持続可能なライフスタイルをテーマとした様々な展示や情報発信、体験学習等が可能な施設。休憩や飲食の場としても活用。国際園芸博覧会のレガシー継承施設としても検討。
	アウトドア体験施設 飲食・物販施設	自然と共生しながら賑わいを創出する区域として樹林などの新たな緑の創出をしながらアウトドア体験施設や飲食・物販施設などを想定し、公民連携による整備を積極的に実施。
東	体験農園	農体験や収穫体験ができる農園。農体験などを通じた交流や農のコミュニティ形成の場としても活用。
	森の散策路	和泉川の源流や周辺の自然を保全・活用し、隣接する市民の森などと連続した自然の魅力を体感できる散策路。環境教育などのフィールドとしての活用や森の維持管理への参加などを通じた森と緑のコミュニティ形成の場としても活用。
	日本庭園	和泉川の源頭部を保全するとともに、日本の伝統を踏まえた自然との共生を体現する庭園。日本の伝統文化・技術の発信の場。
	パークセンター2 (環境活動拠点等)	花や農、福祉、健康、教育などをキーワードに多様な環境活動の支援・展開を行う施設。休憩や飲食の場としても活用。既存部材を活用して再現した日本建築も整備し、伝統文化を継承する場として活用。国際園芸博覧会のレガシー継承施設としても検討。
園内 で 展開	ガーデン・庭園	国際園芸博覧会に向けてテーマが異なる複数のガーデンや庭園を整備。市民と共につくる球根ミックス花壇など、花と緑を通じた交流やコミュニティ形成の場としても活用。
	ジョギングコース	幅の広い園路を活用し、ジョギングコースを設定。

公園整備の8つの方針

「つくる」「つかう　たのしむ」「たかめる」の3つの視点から取組を進めていきます。

つくる

花と緑、農、水の風景が広がる
上瀬谷の環境基盤の創出

1 上瀬谷の「緑」と「水」を基調とした公園

上瀬谷の原風景である農景観や、米軍施設の跡地という独自の歴史性により残された自然をいかした緑豊かな公園とします。

- ・既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備
- ・相沢川の谷戸地形や和泉川の源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全・創出 など

2 グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信

グリーンインフラの導入によって自然が持つ多様な機能を発信し、気候変動に適応した新たなモデルとなる公園とします。

- ・雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進
- ・緑陰や水系、風をいかした快適空間の創出
- ・デジタル技術を活用した自然環境機能のモニタリングなど

3 防災・減災に資する公園

できる限りまとまったオープンスペースを確保することで、災害時には「広域応援活動拠点」や、地域の避難場所として防災機能を発揮とともに、グリーンインフラの効果による防災・減災機能も発揮できる公園とします。

- ・災害時の広域応援活動拠点や広域避難場所として活用できる大きな広場の配置
- ・緑の持つ雨水貯留機能、避難路や延焼防止機能等に着目したグリーンインフラによる防災・減災機能の強化 など

たかめる 多様な主体と連携し緑の機能を高める取組・パークマネジメントを展開

7 國際園芸博覧会のレガシーの継承・発信拠点

園芸博の跡地にできる記念公園として、花き園芸・農に関する取組、SDGsの実現やSociety5.0、カーボンニュートラルの推進等の園芸博の理念や取組などを継承していく公園とします。

- ・自然共生型の都市基盤としてのグリーンインフラの実装と発信
- ・園芸博を通じてできた人々のつながりや取組の継承発展
- ・デジタル技術による効率化や利便性の向上とカーボンニュートラルの考えを踏まえた持続可能な管理運営 など

つかう　たのしむ

「みどり」とともにある持続可能で多様なライフスタイルの展開

4 「農」と持続可能なライフスタイルの融合

農体験ができる場の創出など、上瀬谷の農と持続可能なライフスタイルが融合し実践する公園とします。

- ・畑や水田などの農体験ができる場の整備
- ・地産地消や収穫体験、食育などの健康に配慮した農に関するプログラムの提供
- ・農体験や農福連携などの農的活動を通じた交流の推進 など

5 多様な主体が参画し、様々な楽しみ方を引き出せる公園

市民や企業、周辺まちづくりなどと連携し、地域の祭りや広域的なイベント、スポーツやレクリエーション、公園の維持管理など、様々な場面で多様な主体が参加・運営することができる公園とします。

- ・地域の祭りや広域的なイベントを開催できる草地広場の整備
- ・スポーツ施設、アウトドア体験施設、環境活動拠点、インクルーシブ遊具、健康器具などの導入
- ・花や緑の維持管理を通じたコミュニティの形成 など

6 四季を通じて楽しみながら自然と触れ合う心地よさや喜びを感じられる公園

豊かな自然環境の中で、自然とともに心地よさや喜びを感じながら、自然体験や環境学習などが行える公園とします。

- ・桜並木や多様な品種による桜の名所づくり、瀬谷区の花あじさいなど、四季を通して花を楽しめる植栽計画
- ・上瀬谷の水や緑の空間をいかした「ガーデン」や国内外の文化に触れ合う庭園の整備 など

8 公民連携による質の高いサービスの提供

民間活力の導入により、公園の利便性の向上と賑わいを創出する機能を配置します。

- ・施設特性に応じた民間企業などと連携した質の高い施設整備
- ・多様な主体による公園の管理運営や利活用の推進
- ・園芸博と連携した新たな技術や魅力的なプログラムの導入など公民連携の推進 など

公園基本計画図

■アウトドア体験施設



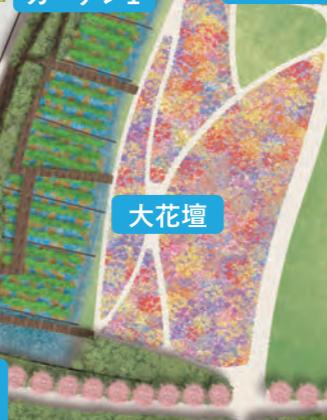
■サクラ広場(草地広場)



■ガーデン1



ガーデン1 ドッグラン



運動広場



野球場

■野球場

■多目的広場

■桜並木



■ドッグラン



アウトドア
体験施設

飲食・物販施設

遊具広場

ガーデン2

駐車場

パーク
センター1

駐車場

国際交流庭園

ガーデン3

日本庭園

駐車場

ガーデン4

駐車場

ガーデン5

■ガーデン4



■市民庭園



■体験農園



■森の散策路



■運動広場



■野球場



■多目的広場



■遊具広場



■大花壇



パーク
センター2

市民庭園

日本庭園

駐車場

体験農園

森の散策路

※写真はイメージです。

※土地区画整理事業や国際園芸博覧会事業の検討、環境影響評価の手続き、公民連携による事業者の提案などにより、施設内容などが変更になる可能性があります。

※本図面に記載のないベンチ、水飲み、トイレ、休憩所などの具体的な施設は、今後、配置を検討していきます。

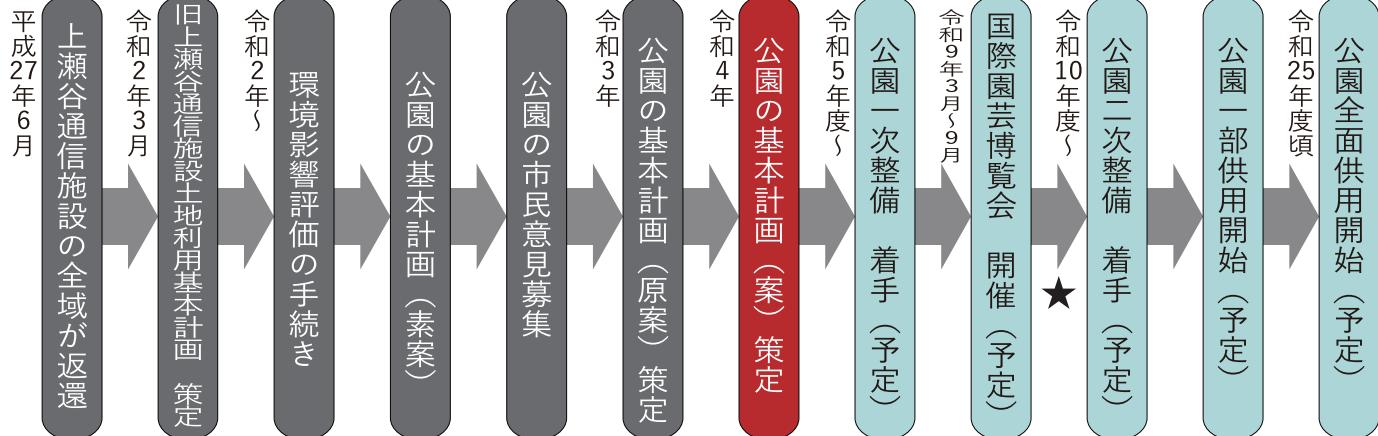
※建築や庭園、ガーデン、広場などは概ねの位置を示すもので、詳細については、引き続き検討していきます。

※施設の詳細は、設計を進める中で継続して検討していきます。



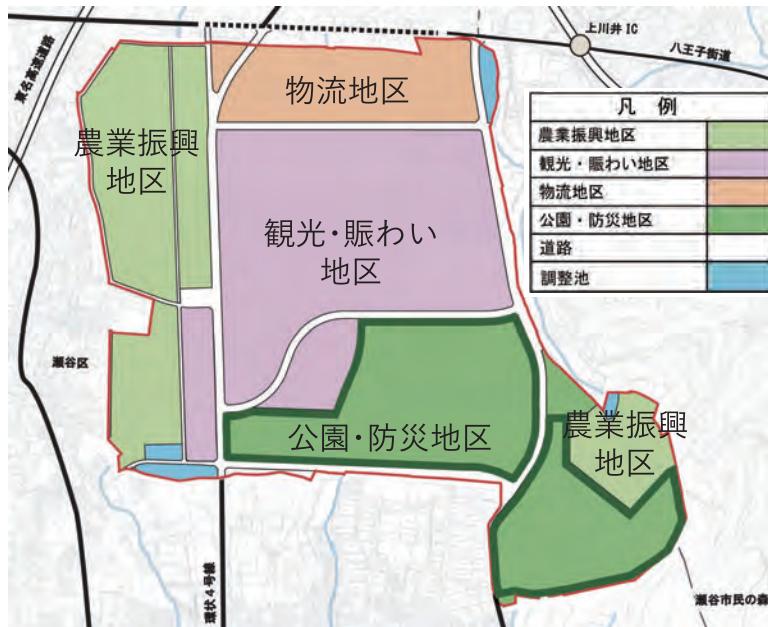
これまでの経緯と今後の進め方

※スケジュールは、現時点での想定であり、今後変更になる場合があります。



※公園一次整備は、国際園芸博覧会で活用可能な園路・広場、インフラ設備、グリーンインフラ、★国際園芸博覧会のレガシーの継承を具体的に盛り込んだ計画に更新予定

【参考】旧上瀬谷通信施設における土地利用計画



公園事業区域

農業振興地区

賑わい施設などと連携した農産物の収穫体験や、滞在しながら農の魅力を味わう農体験、ICTなどを活用した質の高い農産物の安定生産と直売等による「収益性の高い農業」の展開、大学と連携した農業技術の研究など、他の地域へも波及する新たな都市農業モデルとなる拠点を形成します。

観光・賑わい地区

テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点を形成します。

物流地区

東名高速道路や保土ヶ谷バイパスなどの広域的な幹線道路との近接性をいかし、新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点を形成します。

公園・防災地区

国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時ににおける広域的な防災拠点(消防・警察・自衛隊などの受入に必要な広域応援活動拠点としての施設・機能や広域避難場所としての機能)などを形成します。

【参考】2027年国際園芸博覧会 概要

開催期間	2027年3月～9月
開催場所	旧上瀬谷通信施設
クラス	A1(最高クラス)
参加者数	1,500万人 (ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む) (有料入場者数1,000万人以上)
博覧会区域	約100ha (会場に隣接する駐車場やバスターミナルを含む)
開催組織	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

【テーマ】

幸せを創る明日の風景

Scenery of the Future for Happiness



<国際園芸博覧会に関する情報については、下記のHPでご確認できます>

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会HP <https://expo2027yokohama.or.jp/>

区連会 資料3－5

旭区自治会町内会向け大都市制度研修会のアンケート集計結果について（情報提供）

8月23日（水）開催の旭区自治会町内会向け大都市制度研修会にご参加いただき、誠にありがとうございました。

当日実施したアンケートの集計結果がまとまりましたので、ご報告します。

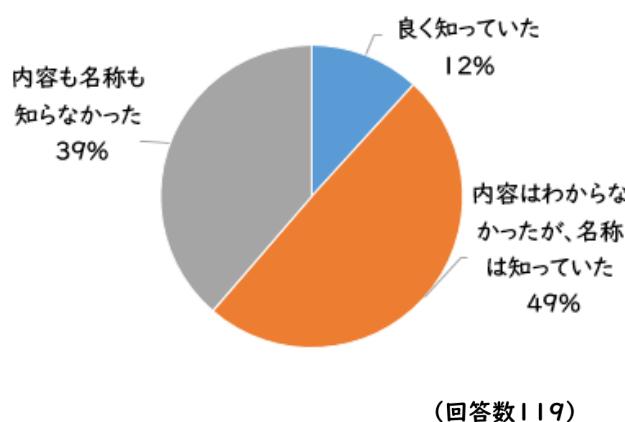
1 開催概要

- (1) 日 時：8月23日（水） 19時～20時30分
- (2) 場 所：旭公会堂（旭区役所4階）
- (3) 参加者数：234名

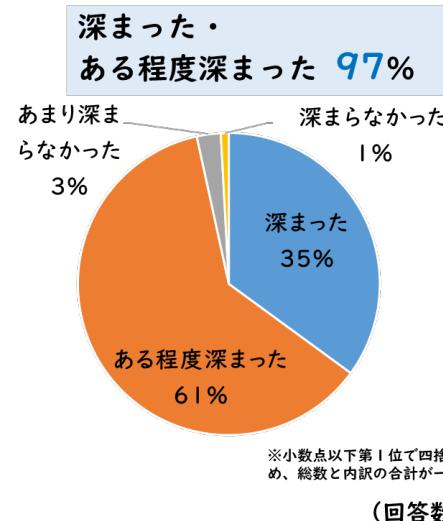
2 アンケート結果

「特別市の認知度・理解度」

【質問】研修会に参加する前に「特別市」を知っていましたか。



【質問】研修会に参加して大都市制度「特別市」について、理解が深まったと思いますか。



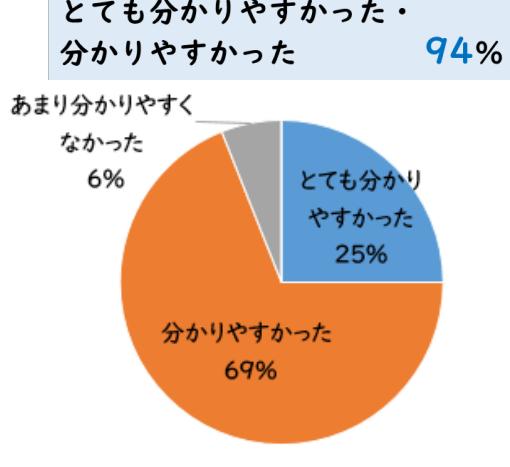
「研修会の満足度」

【質問】研修会について、満足度をお聞かせください。



「資料の分かりやすさ」

【質問】本日の資料についてお聞かせください。



「特別市」になることで良くなると思うこと

【質問】「特別市」になることで普段の皆さん的生活や自治会町内会の活動の発展や負担軽減に最もつながると思うものはどれですか。(3つまで選択)

順位	項目	選択者数
1位	二重行政が解消されることにより、市や区の意思決定が早くなる	92
2位	河川や崖地の対策を一体的に行うことで、地域の防災力が強化される	60
3位	県と市がそれぞれ行っている交通安全対策の予算が一元化される	46

「特別市」についてのご意見・ご感想など

【質問】今回のテーマ「特別市」について、ご意見・ご感想、より詳しく知りたい内容などございましたらお願ひします。

三大新聞で「特別市」について特集が出ており、関心を持っていた。二重行政を無くし、市民へのサービス向上へ前進してほしい。マイルストーンの明示も。

二重行政による進みの悪さは理解できる。ぜひとも早急に進めてほしい。

税金の無駄の削除、課題解決が迅速に図れるのであれば良い制度だと思う。推進にあたり、何をいつまでにやるか計画し、実現してほしい。

市民税・県民税がどうなるのか知りたい。

メリットだけではなくデメリットの説明も必要では。市民にとって「特別市」になった時の、より具体的なメリット・デメリットのシミュレーションがほしい。

「特別市」にするためには、私たちが具体的に何をすればよいか知りたい。

神奈川県の「特別市」に対する意見はどうか。神奈川県との調整状況についての説明が欲しかった。

理念については賛成ですが、現在法制化への働きかけの進捗状況、課題、問題点が見えませんので、広報や盛り上げアクションが必要ではないか。

特別市について詳しく説明したリーフレットはあるんでしょうか。あれば自由に見られるようにしてほしい。なければ作成してほしい。WEBでも。

【参考】出前説明会について

「特別市」の内容について、自治会町内会や各種サークルなどの団体・グループの皆様へ直接ご説明する出前説明会も実施しています。

ぜひお気軽にお問い合わせください。



▲詳細はこちら

【担当】政策局制度企画課 足立・吉江
電話：671-2952

区連会 資料 4-1

旭区社協発第 315 号
令和5年10月18日

各自治会町内会長 様
広報ご担当者 様

社会福祉法人
横浜市旭区社会福祉協議会
会長 渡口 多喜男

広報紙「あさひいき宣言（No. 114）」の配布について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より、本会事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、このたび本会広報紙「あさひいき宣言（旭区社協だより）」114号を発行しましたので送付いたします。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ではございますが広報よこはま旭区版（11月号）とともに地区内全世帯へ配布してくださいますよう、お願い申しあげます。

今後も地域のみなさまに“いきいき”としていただけるような広報紙を目指し、発行していくまでの、ご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

◆送付部数 広報よこはま旭区版（11月号）と同部数

担当：千葉・梅崎
電話：392-1123
FAX：392-0222

旭区ボランティアセンターだより

旭区ボランティアセンターでは、ボランティア活動の推進を通して、地域の支えあいやつながりづくりを目指しています。地域の課題に対し、ボランティアの皆様のお力を借りるとともに、「一人ひとりが活躍できる」、「心地よい居場所となる」…そんなコーディネートを目指しています。今回は、活動中の二人とジュニアボランティアの活動をご紹介します。活動に少しでも興味・関心のある方はお気軽にご相談ください。



毎回聞いている方が
飽きない選曲、工夫を
しています。

齊藤容儀さんこと「ギターおじさん」

高齢施設等でギター演奏と歌の活動中

もともとバンドをしていて、勤務していた介護施設で演奏したのが始まりでしたが、もっと積極的に活動するにはボランティアセンターに登録した方がいいと思いました。お誕生日会で披露した際、自分の演奏で喜んでもらえることがとても嬉しく、ボランティア活動は生きていく上での喜び・楽しみです。

浅井絵里さん

地域ケアプラザのデイサービスで
話し相手やお茶出しの活動中

もともとずっと家にいたのですが、「人の為に何かしたい」という目的を持ったら、前向きに外に出ることができました。初めは、とても緊張して何をしていいか分かりませんでしたが、今では「職員になったら?」と言われるくらい慣れて、楽しくてしょうがないです。ボランティア活動は自分の中で「癒し」です!



活動を通して
「視野が広がった」と
いつも前向きです。

子どもたちも元気いっぱいボランティア!

旭区では、市立小学校5・6年生の希望者による「ジュニアボランティア」活動が行われています。毎年8月～11月の間に行う活動の一つとして、赤い羽根街頭募金に協力いただいている。

旭区独自のこの活動は20年以上続き、ジュニアボランティアから次のジュニアボランティアへと、福祉活動のバトンが渡されています。ボランティア活動をはじめるきっかけとなることも多く、地域活動への理解につながっています。



ご相談・お問い合わせ

【旭区ボランティアセンター】受付時間:月～土の9時～17時(祝日・年末年始を除く)
TEL:045-392-1133 FAX:045-392-0222 Email:asavora@ceres.ocn.ne.jp



善意銀行にご寄付いただいた方々

ありがとうございました。〈順不同・敬称略〉
令和5年6月～8月

(金品寄付)

神奈川土建一般労働組合横浜西支部/佐々木 祥/伊志嶺 朝之/株式会社 清光社/匿名 2件

(物品寄付)

万騎が原地区社会福祉協議会/旭ジャズまつり実行委員会/神奈川県理容生活衛生同業組合旭支部/ハッ橋 政彦/西山 勉/匿名 5件

善意銀行とは、皆様からの善意の寄付金品をお預かりし、必要なところ、または希望された区内福祉施設や当事者団体、地域福祉活動団体などへ配分し、皆様の善意を広げていく事業のことです。

発行 社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35
TEL:045-392-1123 FAX:045-392-0222
<https://www.palletasahi.jp/>



旭区社協だより

No.
114

令和5年11月1日発行

あさひ 共に支えられ 生きていく

いきいき宣言

<https://www.palletasahi.jp/>



この広報紙は、「赤い羽根」共同募金の配分金で発行しています。

旭区社協



子どもの居場所

旭区内には「地域の子どもの育ちを応援したい!」という気持ちで、子ども食堂・地域食堂、学習支援、フリースペース等の居場所づくりや支援活動を行う団体が約20団体あります。9月13日(水)、それらの団体間の情報交換やつながりづくりの機会として、「子どもの居場所連絡会」を初めて開催しました。

「支援が必要な子どもに来てもらうためには?」「広報活動はどうしている?」「継続的に活動していくために、仲間を増やしたい」等、活発な意見交換が行われました。

一つひとつは小さな活動であっても、地域の中に安心して過ごせる場所がたくさんあれば、家族や学校の先生以外の大人と接する機会や時間が増えていきます。旭区全体に「地域で子どもの育ちを支えよう」という思いが広がるよう、旭区社協としても取組を進めていきます。

今号では、さまざまな「子どもの居場所」の活動をご紹介します。

地域共生社会を目指して
横浜市旭区社会福祉協議会
共に
支えられ
生きていく

アカウント名は 横浜市旭区社会福祉協議会

旭区社協では令和3年10月1日よりX(旧Twitter)を開始しました。各職員が身近な話題や福祉に関する情報などをつぶやいていますので、ぜひフォローしてください!



いいね!も
お願いします!

旭区社協の
X(旧Twitter)やってます!
<http://twitter.com/asasha1123>



食べるのを楽しむ! 地域の居場所 01 らんらん食堂

主催 らんらん食堂
活動日 毎月第4日曜日
11:00~14:00(13:30オーダーストップ)
場所 今宿地域ケアプラザ

らんらん食堂は令和4年6月より地域を限定せず「大人も子どももどなたでも」をモットーに始まりました。毎月オープン前から、ランチやお喋りを楽しみにしている方が大勢集まります。食材は、遠く北海道や新潟の「らんらん食堂」を応援してくださるスポンサーから毎月、北の大地の新鮮な野菜や子ども達へのお土産のお菓子が沢山届きます。

8月のメニューは夏野菜カレーと、前日に準備の様子を見学する「バックヤードツアー」に参加した子どもたちと一緒に作った看板メニューの特製アップルパイでした。また、食後に誰でも楽しめる「工作コーナー」では交流や創作の時間として工夫を凝らした活動がされていました。



地域の方が集える居場所 02 Minnade

主催 ホームタウンみなみMinnade
活動日 毎月第3金曜日 16:30~18:30
場所 生活クラブ生協旭センター内3階

作る人も、食べに来た人もみんな一緒に食事をします。



Minnadeは「地域でつながる場を作りたい」という想いから、令和5年1月に活動を開始しました。使用する食材の多くはフードバンクかながわからの提供や、旭センターに届いた寄付でまかなわれています。子どもから大人まで、幅広い世代が集える場を目指しています。

習い事の帰りに親子で来る方、チラシを見た地域の方も来られています。食堂の開始前の時間にはフードパントリー(※)の活動も実施しています。

どのような方も「個性として受け入れ、垣根を作らない」ことを大切に活動しています。「相談」ではなく、「会話」をすることを意識し、何気ない普段の会話から、つながり作りを目指しています。

(※)食の支援が必要な方に寄付等で受け取った食料をお渡しする活動

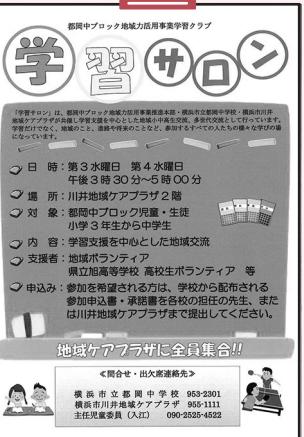
03 地域の小中高生交流の場 学習サロン

主催 都岡中ブロック地域力活用事業推進本部、横浜市立都岡中学校、横浜市川井地域ケアプラザ 協力:川井地区民生委員児童委員協議会
活動日 毎月第3・第4水曜日 15:30~17:00(学校長期休み期間は休止)
場所 川井地域ケアプラザ



『学習サロン』の開催日には、地域ケアプラザの多目的ホールに卓球台と勉強机が並び、子ども達のにぎやかな声がしています。卓球などのリフレッシュ活動をした後、宿題などの学習活動に取り組むことで子どもたちの集中力が高まるそうです。民生委員・児童委員をはじめとする地域ボランティアと県立旭高等学校の高校生ボランティアが子どもたちの学習を見守ります。

学習だけではなく、学年や学校の違う子どもと一緒に遊んだり、高校生や地域の大人とのふれあいを通して様々な学びの場になっています。



04 安心して居られ、自分の可能性を伸ばせる居場所 soil子どもの居場所

主催 NPO法人ハートフルポート 活動日 毎週火・水曜日 14:00~18:00他
場所 ハートフル・ポート (活動内容により異なります。
ホームページをご確認ください)



ボランティアさんと遊ぶ子も、友達同士で遊ぶ子もいます



「コロナ禍で学校に行きづらさを感じる子どもたちが増えている。安心できる居場所が必要」という声を学校の先生からもらったことをきっかけに活動を開始。ここでは、学校に行っている子もそうではない子も、誰が来ても、何をしてもOK。宿題をやつたら遊ぶなど自分たちで決まりを作ったり、その場にいる全員でゲームを楽しんだり、絵を描く子がいたり。本人が安心して居られ、好きなことや得意なことを引き出せるように、スタッフの皆さんのが声かけしています。

「soil」の活動参加を通して、自分に自信がついて一歩踏み出せた子もいたそうです。近隣で子どもの居場所活動に取り組んでいる団体とのネットワークも作っています。

※紹介した4団体の活動日は、変更になる場合があります。事前にご確認ください。

旭区社協子どもの未来応援助成金のご案内

身近な地域での子ども食堂、学習支援、居場所づくり等、旭区の子どもの育ちを支援するために実施する事業について助成を行っています。詳細は、本会ホームページをご確認ください。



区連会 資料 4-2

令和 5 年 10 月 18 日

関 係 各 位

旭保護司会 会長 小松 康夫
広報部 部長 寺田 崇裕

「保護司会だより旭」発行と「保護司の活動」 のチラシの送付について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

旭保護司会につきまして、日頃より並々ならぬご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

この度、保護司会の活動状況などの一環をお知らせいたしたく「保護司会だより旭」第 41 号および保護司活動についてのチラシを発行しましたのでご送付いたします。

何卒ご高覧頂きますようお願い申し上げます。

1 送付部数 : 各 1 部

第73回社会を明るくする運動
内閣総理大臣メッセージの伝達式
保護司会会长（左）から旭区長（右）へ



社明運動 二俣川駅

保護司会だより 旭

発行所 旭保護司会広報部
発行責任者 会長 小松 康夫
事務局 旭区社会福祉協議会
旭区鶴ヶ峰1-6-35 ばれっと旭
印刷所 小松印刷株式会社



管内の犯罪発生状況について

旭警察署長 吉田 善成

旭保護司会の皆様におかれましては、社会奉仕の精神により、日々更生保護に御尽力されていることに敬意を表し、また、平素から警察活動各般にわたり、深い御理解と御協力を頂いていることに對し警察署を代表して厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も落ち着き始め、以前のような社会生活が戻りつつあるところ、それに呼応するように神奈川県内の各種犯罪も増加傾向にあり、体感治安への影響など大変危惧しているところであります。

旭区内の犯罪発生状況については、上半期（本年一月～六月）で三九八件と前年同期比で六八件と増加しており、特に、特殊詐欺については、上半期で二九件（前年同期比十五件）の被害をもたらしています。特に高齢者を対象に、息子や孫を騙つて「会社のお金を使い込んだ」などと親心につけ込み、高額な現金を詐取するオレオレ詐欺が急増しています。また、役所を騙つて「払い過ぎている保険料を返還する」などとA

TMに誘い出し、現金を振り込まれる還付金詐欺や、ご自宅のパソコンに「ウイルスに感染しました」などの文言からはじまり、電子マネーカードを購入させ詐取する架空料金請求詐欺も数多く発生するなど、いずれも極めて卑劣な犯罪です。

犯罪の抑止と検挙は、治安を担う警察の責務ではありますが、犯罪者とはいえない人の子であり、二度と過ちを繰り返さないよう更生保護活動に携わる保護司会の皆様と強固に連携し、地域住民の皆様が安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため鋭意取り組んで参る所存でございます。



“社会を明るくする運動”
シンボルマーク

専任教諭協議会と保護司会との交流会



横浜市立左近山中学校 大川 聰

コロナ禍において開催ができずにいた、専任教諭協議会と保護司会との交流会も昨年度より再び開催することができるようになりました。今年度は、六月二十二日に二俣川地域ケアプラザにて開催し、学校の現状や悩み事を共有し、保護司の皆さまより貴重な情報を頂ける機会となりました。

今年度より上白根中学校と旭北中学校が合併し、上白根北中学校が開校しました。旭区内には公立中学校が十一校あります。昨今の旭区の中学校の課題としては、不登校生徒への支援、特別支援教育の推進というのが挙げられます。横浜市の専任教諭の在り方も常に変化している中で、現在では指導だけではなく、積極的に支援をしていくことが求められています。各校によつて状況は違いますが、支援というのが専任教諭の一つのキーワードになりつつあります。



今後とも、保護司会と学校との顔の見えるつながりを大切にし、生徒の健全育成に尽力していきたいと思います。

そのための未然防止策を行っています。SNSなどで真偽のはつきりしない情報が簡単に飛び交う世の中で、地域の実状を良く知る保護司の皆さまからの情報は本当に貴重です。また、薬物乱用防止教室の開催など、様々な経験を生かした生徒への直接への指導もしていただきており、大変感謝しております。

今後とも、保護司会と学校との顔の見えるつながりを大切にし、生徒の健全育成に尽力していきたいと思います。

「覚せい剤等の薬物事件の摘発者数は横ばいが続くものの、大麻事件の摘発者数は年々増加し、特に若年層での拡大が著しく、高校生・中学生も摘発されている。その背景として、インターネットやSNSで大麻の密売が横行し、若者が簡単に大麻に手を出しやすくなっている」と発表しました。

このような情勢の下、本宿中学校からの要請を受けて、七月十八日、中学三年生百名を対象に薬物乱用防止教室を開催しました。教室では薬物乱用による身体への影響、有害性

薬物乱用防止教室を開催して

薬物乱用防止指導員 石村 利幸



等の他、特に問題のない普通の中学生が、ネットで知り合った売人から違法薬物を高額で購入し、児童相談所に送致された事例を参考に、薬物に手を染めることの危険性や、薬物の密売による莫大な利益が反社会勢力の有力な資金源になっている実態等について話しました。

結果、全員の生徒から感想が寄せられたのですが、その内容は「薬物にかかることの怖さを改めて知った」等を主に、「薬物はいけないと分かっていても、『仲間はずれになるかも』を理由にやつてしまうことがあることがわかった。誘われたらその場から逃げる」とか「薬物が高額でも求めるくらい中毒性があるのだと分かった」との感想がありました。意外に薬物の基礎知識が浸透し、薬物に関心があることも分かりました。

コロナ禍で久しぶりの薬物乱用防止教室でしたが、中学生の反応には大変驚きました。今後とも、工夫を凝らし、先生方と連携を密にして、有意義な啓発活動を進めて行きたいと思います。

写真で振り返る今年の社明運動駅頭キャンペーン



配布風景 希望ヶ丘駅



配布風景 希望ヶ丘駅



社明運動 希望ヶ丘駅



配布前準備 二俣川駅



配布風景 二俣川駅



配布前準備 二俣川駅

写真で振り返る今年の社明運動駅頭キャンペーン



配布風景 連絡通路付近



配布風景 鶴ヶ峰駅北側



社明運動 鶴ヶ峰駅



配布風景 鶴ヶ峰駅南側



配布風景 鶴ヶ峰駅踏切付近

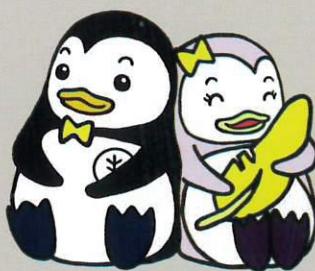
社明 しゃめい

検索

詳しくは「社明」で検索。



都岡郵便局 社明ポスター掲示協力



再生ペンギン
ホゴちゃんとサラちゃん



ポスター掲示 金が谷郵便局

=写真提供=

旭区社会福祉協議会

旭保護司会

旭区内郵便局

私が保護司になつたわけ

不安で始まつた保護司活動



立野 正子

その頃、仕事と民生委員主任児童委員で活動する中、毎年、中学の卒業式で地区保護司さんから「ぜひ保護司も」と打診され続けて定年退職後、不安ながら承諾しました。

委嘱から半月後観察官からギャンブル依存症青年の担当依頼がありま

した。こんなに早くと驚愕しました

が、回復施設長同行の対象者と初面接成功。しかし、その後無断欠席

を理解されたと思ったのか、本人の顔がパツと明るく変わつたように見えました。施設退所後実家に戻り担当終了。たつたひとと言で、対象者に寄り添い心が折れそうな新米保護司を力づけて下さつた観察官に感謝しました。

私が保護司になつた時

田中 康公



私はサラリーマン時代の平成二十六年に保護司となりました。大先輩の現会長と知り合い、二年間口説かれてなりました。

保護司は非常勤の国家公務員となる為に、会社へ稟議書を提出し役員会の承認が必要でした。企業は副業を厳しく制限しているからです。また、私は海外を含めて出張が多く、研修や担当者との定期の面談

時間が確保出来るか不安でした。先輩方のアドバイスや担当觀察官の配慮をいただきながら何とかやつて、二年前に会社を定年退職しました。

今では地域との関係性を持ち微力ながら少しは地域に貢献出来る環境にある事に感謝しています。



法務省



全国保護司連盟

保護司の活動に興味関心のある方は左記のQRから

HPをご覧ください。

第73回「社会を明るくする運動」を実施して

広報部 出井 善次

私たち旭区においても、各地で「社明運動」に取り組んでいる更正保護ボランティアの方々と一緒に実施しました。まず、準備作業からです。七月十二日(水)午後、「ぱれっと旭」二階多目的研修室に集まつた保護司、更正保護女性会の方々を中心として、ダンボール箱に詰め込まれた配布グッズ(テッシュペーパー、エイトバン、ウエットティッシュ、メモ帳、啓発チラシ等々)の袋詰め作業を三人一組で行いました。その数二千袋です。

翌々日、十四日(金)に相鉄線希望ヶ丘駅、二俣川駅、鶴ヶ峰駅頭において、それぞれおよそ二十名位の方々が参加して、啓発活動を実施しました。権藤旭区長さん、旭警察署生活安全課長さんから、「一緒に予防キャンペーンをしましよう!」と、ご挨拶をいたいた後の力強いかけ声のもと、熱中症に負ることなく齐一杯「社明駅頭キャンペーン」に取り組みました。

のぼり旗を立て、「社明運動」のたすきをかけたスタイルで、駅に向かう人たちや夏休みを控えた地元高校、中学の生徒たちに覚醒剤の乱用やそれに繋がる犯罪等は絶対にしてはいけませんと訴えました。真夏の午後、汗だくになつて予定された二千袋の配布グッズを笑顔で手渡し終える頃、「ご苦労様!」と声を懸けてくださつた方々に感涙してしまいました。ありがとうございました。

「沸騰した」今年の「社明駅頭キャンペーン」は、成功裡に終えることが出来たと思います。



令和5年8月3日に
神奈川県総合医療会館にて
行われた、薬物乱用防止教室
指導者講習会に参加しました。



新任保護司

渡邊 雄二

今期より保護司として委託されました。十六歳の頃から建築設備を生業として丁度四十年になります。親方として零細企業代表をしています。この仕事の中で一緒に仕事をしていた若い子に補導や逮捕された子が多く、私の家まで当時の保護司の先生が来て現状確認や担当保護観察官と仮釈放に向け電話でやり取りしたことを思い出します。何か微力ながらお手伝い出来ることはないかと思い参加させて頂きました。実際に活動してみると想像と違いました。心していません。今後もご指導の程よろしくお願ひいたします。

実際に活動してみると想像と違いました。心していません。今後もご指導の程よろしくお願ひいたします。

人には優しく、自分に甘く、仕事はきつちりで社会に貢献していくと思います。どうか宜しくお願ひ致します。



事務局より

千葉 裕介

本年度より保護司会事務局担当となりました。

三月に大学を卒業し、四月に社会福祉協議会に入職致しました。入職してから、日が浅く緊張していた私に小松会長をはじめ保護司会の皆様が温かく受け入れてくださったこと、非常に感謝しております。

七月には、「社会を明るくする運動」で保護司会の皆様と駅頭に立ち、キャンペーングッズの配布等の啓発活動をさせて頂きました。このキャンペーンを通して、近年、多様化・複雑化している犯罪や非行について一人ひとりが考え、地域全体で支えていくことが重要だと改めて感じました。

まだまだ未熟者ではございますが、保護司会の皆様が少しでも活動しやすい環境づくりをサポートできるよう努めてまいります。どうか宜しくお願ひ致します。



区内郵便局の協力を頂き、啓発ポスターを掲示しました。



趣味のコーナー

「俳句」

骨組みの空洞に栖む広島忌
流星や百光年の旅終わる

廣田 敏郎

いつの間に羽織る長袖秋の夜
ほお撫でる風の温度や月のぼる

栗山小桜子

「風刺歌」
老教師 教え子88 我103
これぞまさしく 福祉の路

抑止力 平和遠のく 戰禍むら
線状襲う 沸騰時代

出井 善次

編集後記

横浜市内には約三百の郵便局があり、そのうち旭区には二十の郵便局。

三年程前から区内の郵便局に社会を明るくする運動のポスターを掲示しています。なぜ郵便局で?たくさんあるから!単純明快。多くの方にポスターを見てもらう機会を増やせるはず…郵便局長は見た目?より優しい人物ばかりです。ぜひ、声をかけてみてください。

(白濱 記)

知っていますか？

保護司の活動



つ
て
ほ
し
い

保護司は法務大臣から委嘱を受けた非常勤国家公務員です。保護観察官（専門知識に基づき実務に当たる国家公務員）と協力して犯罪や非行をした人に更生を促す活動をしています。

保護司はこのような活動をしています

保護観察



犯罪や非行をした人に対して更生を促すため、約束事を守るように指導や助言、就労の援助などを行います。

生活環境調整



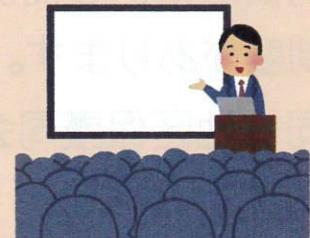
少年院や刑務所に収容されている人がスムーズに社会復帰を果たせるよう、帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先の相談などを行います。

地域との連携



「社会を明るくする運動」をはじめ、地域の学校や自治会、社会福祉協議会と連携し、更生保護活動の理解と協力を推進しています。

研修会開催・参加



更生保護の現状や課題などについて、年に数回の研修会を行っています。

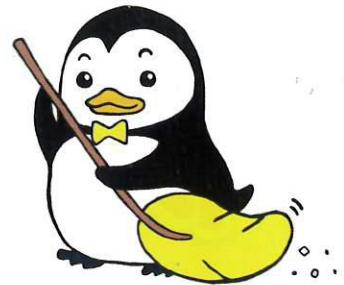
そのほかにも地域のためにこんな活動をしています

●街頭での社明運動（7月）

●各地域での行事への参加協力など

保護司は地域の福祉活動にどのように関わってるの？

保護司は個別の更生保護活動のほか、地域の福祉活動に携わりますが、主なものは犯罪予防活動の推進、社会内処遇活動や学校との連携です。



保護司が相談を受けて困ったときは、どうするの？

保護司は地区で組織される保護司会の一員となります。保護司会では、研修会や、情報交換、課題共有を行い、困ったときは会員同士で相談することができます。



保護司に報酬は出るの？

保護司は無報酬のボランティアとして活動していますが、活動に応じて保護観察所や保護司会から実費が弁償されます。

また、活動中にケガをした場合、国家公務員災害補償法による補償や、加盟団体からの見舞金制度があります。

保護司は地区保護司会の会員となり、会が定めた会費をご負担頂きます。



他にも、こんな疑問をお持ちの方は
右記のHPを御覧ください！



法務省

全国保護司連盟

保護司の活動に興味、関心がある方は以下にご気軽に連絡ください。

問い合わせ 旭社会福祉協議会 旭保護司会 担当まで ☎045-392-1123

区連会 資料 4－3

区連会10月定例会資料
令和5年10月18日
旭区こども家庭支援課

令和5年度 旭区学校・家庭・地域連携事業実践交流会 《実践報告・講演》

1 日 時 令和5年12月13日（水）
午前10時～12時（開場 午前9時30分）

2 会 場 旭公会堂（旭区役所4階）

3 参加方法 申込不要（直接会場へお越しください）

4 内 容

（1）実践報告

報告校

横浜市立左近山中学校



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

（2）講演

講師

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

広報部広報課課長 古市 悟志 氏

テーマ：2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けて

上記のとおり、実践報告と講演を実施し、学校、家庭、地域の連携について考えたいと思います。
皆さまのご参加をお待ちしております。

＜会場のご案内＞ 旭公会堂

所在地：旭区鶴ヶ峰1-4-12（旭区役所4階） 交通：相鉄線 鶴ヶ峰駅下車 徒歩7分

*お車でのご来場はご遠慮ください。

◆問い合わせ先◆

旭区こども家庭支援課 宮崎・松井・佐伯

TEL 954-6019

FAX 951-4683





横浜国際園芸博覧会 旭区推進協議会ニュース

2027年国際園芸博覧会に向けた旭区での取組や、区内の花・緑・農に関する情報をお届けします。

✿ オブジェの巡回展示を始めます

園芸博覧会PRオブジェの補修が終り、10月以降、展示を始めます。今年は、区外から多くの方が訪れる場所に展示することで、園芸博覧会の開催について、より多くの方に広めていきます。オブジェを見かけたら、写真を撮ってSNSへの投稿も大歓迎！



▲こども自然公園(令和4年7月)

<展示予定施設>

- ・10月12日～10月30日：こども自然公園レストハウス
- ・11月1日～11月28日：よこはま動物園ズーラシア
(ころこロッジ内)

※11月29日以降は、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院や神奈川県免許センターに展示予定

✿ 秋の里山ガーデンや旭ふれあい区民まつりでPR



里山ガーデン(9/23)、旭ふれあい区民まつり(10/15)で園芸博覧会のPRブースを出展。園芸博覧会に関するクイズにチャレンジしていただくことで、認知度アップに繋げました。さらに、旭区マスコットキャラクターのあさひくんの絵柄に自由に色付けしていただき、缶バッジにしてプレゼント。

「旭区も会場なんですね！楽しみにしています！」とのコメントも。開催は知っていても、旭区が会場に含まれることはご存知ない方も多いようです。これからも、イベントを通じて地道に開催の周知をしていきます。

✿ ズーラシアでPRブースを出展します

参加者には
プレゼントも!

日時：11月18日（土）10時～15時30分

場所：よこはま動物園ズーラシア（ころこロッジ内）

内容：あさひくん缶バッジづくり&園芸博覧会クイズ

参加費：無料（別途ズーラシアへの入場料が必要です）



✿ 旭区庁舎に新デザインの横断幕を掲出！



＜旭区庁舎の横断幕＞

新デザインの横断幕が旭区庁舎の屋上に掲出されました。今後、当協議会でもオリジナルの横断幕を作成し、区内の様々な場所に掲出予定です。掲出できる場所がありましたら、ぜひ事務局にご連絡ください！

※基本サイズ：横4,500mm×縦900mm

掲示場所に応じて応相談

✿ 一緒に園芸博覧会を盛り上げませんか

～応援プログラムへのエントリー募集中～

当協議会では、自治会町内会や団体、企業など、皆様が実施するイベントで、花・緑・農に関連する取組を「ASAHI GREEN×EXPO 2027 応援プログラム」と位置づけ、イベントPRのお手伝いをしています。応援プログラムのエントリーは随時募集中です！皆さんも一緒に園芸博覧会を盛り上げていきましょう！ご不明な点は事務局にお尋ねください。

＜応援プログラムの一例＞

- ・小学生と地域の方の花植えイベント
- ・親子参加の農作物収穫イベント
- ・生け花や寄せ植えのワークショップ
- ・園芸博覧会の広報イベント
- ・当協議会の取組の広報動画の作成 等

エントリーするとこんなことが出来るよ♪



- ・当協議会や旭区の広報媒体(HP等)でイベントをPR
- ・イベントのチラシ等に「ASAHI GREEN×EXPO 2027 応援プログラム」のロゴの使用が可能
- ・当協議会の共催名義又は後援名義の使用が可能 等

応援プログラムのエントリー方法は、旭区役所ウェブサイトに掲載しています



▲応援プログラムのロゴ

発行：横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会事務局（旭区役所区政推進課）

TEL：045-954-6027 Mail：as-2027engeihaku@city.yokohama.jp

展示ギャラリーのご案内

旭区では、区民の皆様に解放された展示スペースを設けております。
日頃の文化芸術活動を披露する場として、ぜひご活用ください。

ろびーぎゃらりー

場 所 旭区役所 1階 展示スペース

利用料金 無料

ご利用について

- ① 文化芸術活動の発表を目的とした、旭区在住・在勤・在学の個人または団体。
- ② 展示内容は、作品の展示等に限ります。音の出る発表にはご利用いただけません。
- ③ 営利・営業目的や会員募集等の活動にはご利用いただけません。
- ④ 会場利用にあたっては、年2回までの利用ができます。
- ⑤ 利用できる期間は原則として1回につき、月曜から翌月曜までの1週間です。
ただし、連続2週間の利用はできません。



ご利用申込については、公式ホームページをご覧ください ▲

みなくるギャラリーコーナー

場 所 旭区市民活動支援センター みなくる

利用料金 無料

ご利用について

- ① 文化芸術活動の発表を目的とした、旭区在住・在勤・在学の個人または団体。
- ② 展示内容は、作品の展示等に限ります。音の出る発表にはご利用いただけません。
- ③ 営利・営業目的や会員募集等の活動にはご利用いただけません。
- ④ 会場利用にあたっては、年2回までの利用ができます。
- ⑤ 利用できる期間は原則として1回につき、日曜日から翌々土曜までの2週間です。
ただし、連続の利用はできません。



ご利用申込については、公式ホームページをご覧ください ▲

令和5年度 第42回 旭区民文化祭

旭区民の皆さんのが日頃の文化活動の成果を発表します。入場無料 ですのでお気軽にご来場ください！

開催日	時間(予定)	イベント名	会場
10月19日(木)	13時～16時	フラダンス	旭公会堂
10月20日(金)	12時～16時	舞踊【旭区おどろう会】 新舞踊(創作舞踊)	旭公会堂
10月21日(土)	11時～15時	舞踊【旭区舞踊協会】 古典・新日本舞踊・民謡舞踊	旭公会堂
10月22日(日)	13時30分～17時	吟詠芸能祭	旭公会堂
10月20日(金) ～22日(日)	10時～16時	いけばな展	旭公会堂 (ギャラリースペース)
10月26日(木)	13時～17時	大正琴の調べ	旭公会堂
11月 4日(土)	13時30分 ～16時30分	朗読	旭公会堂
11月 5日(日)	12時30分 ～16時30分	音楽のつどい	旭公会堂
11月11日(土)	14時30分～16時	バレエの祭典	旭公会堂
11月12日(日)	13時～17時	Jazz Day	旭公会堂
12月 7日(木) ～11日(月)	10時～18時 ※最終日 15時まで	旭区民作品展	サンハート

※ 時間は予定のため、変更の可能性があります。旭区HP等をご確認のうえ、ご来場ください。

※ 会場へは、公共交通機関をご利用いただき、自家用車等での来場はご遠慮ください。

※ 入退場は原則として自由ですが、会場の都合により、満席時は入場をお断りする場合があります。

主 催 旭区文化振興会、旭区役所

共 催 横浜市旭区民文化センター サンハート

お問い合わせ

旭区地域振興課生涯学習支援係

TEL 954-6094

〃ぜひご来場ください♪〃

ホームページは
こちらから ▶



関係団体紹介

旭区フラダンス実行委員会

長い間のコロナ休みも明けてきて、フラ仲間は皆顔色が良くなり、楽しく踊るフラを体全体で表現できる嬉しさでいっぱいです。

この楽しい時間がいつまでも続くよう願っています。



旭区舞踊協会

私たちは、旭区内の舞踊グループ 10 団体が集い、チャリティ発表会開催、旭区民文化祭への参加、その他様々なイベントに出演しています。



琴伝流大正琴旭グループ

この日の発表会を目標とし、輪と和を大切に1年間楽しんでまいりました。成果を存分に発揮し、素晴らしい演奏をお聞かせするよう頑張ります。



旭区おどろ会

毎年、保育園児が参加してかわいい姿を見てくれています。コロナが明けて気持ち良く舞台に立てることは本当に幸せです。

元気で健康であることを大切にして、日本舞踊という大切な伝統を継承していきたいと思います。



シン・朗読森の会

声によって表現する朗読は、作品の新たな魅力を発見できます。朗読で学んだことを生かし、朗読会を開き、ボランティア活動を行っています。



いけばな展実行委員会

伝統文化のいけばなを四季折々の花々を使い、生活の中にも取り入れていただき、楽しんでいただければと思っております。



旭区には様々な文化団体が日々活動を行っています。

毎年、旭区民文化祭における様々なイベントで活躍している団体をご紹介します♪♪

旭区吟詠芸能祭実行委員会

畠山重忠公の追慕と旭区景勝地の素晴らしいを詠った作品の吟遊発表を主としています。旭区の歴史と美しさを詠い続けていこうと、励んでいます。

ご来場をお待ちしております。



音楽のつどい実行委員会

区内で活動している個人や団体が練習の成果を発表、音楽を楽しんでいる人達の交流の場を提供する為に企画・運営をする団体です。



Jazz Day 実行委員会

ジャズって敷居が高い? いえ、身近で気楽に楽しめる音楽です。

そんなジャズをお届けするのが Jazz Day ! どうぞ、お気軽に立ちよりください。



クリエイティブパレエ

私たちは2歳から中学生のメンバーで楽しくパレエ・ダンス・チアダンスの練習をしています。

本番に向けて子供たちが一生懸命練習しています。ぜひ観に来てください!!



旭区文化振興会

老若男女、世代を問わず様々な方々の作品を一堂に集め作品展を開催しています。

毎年、趣向を凝らした作品の数々で会場は華やかに彩られます。ご来場お待ちしています。



あさひの逸品のお店で買い物、食事をし、オリジナルグッズをもらおう！

あさひの逸品キャンペーン

開催期間 令和5年 11月20日(月) ▶ 12月19日(火)



キャンペーン参加店舗で買い物、食事をすると
あさひの逸品オリジナルグッズがその場でもらえる！ ※なくなり次第終了
(ボールペン、ウェットティッシュ、マスクケース)

あさひの逸品とは？

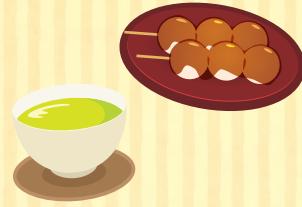
旭区内で販売・提供されている食べ物、飲み物の中で、特においしいと推薦のあったものや旭区ならではの特徴のあるものを「あさひの逸品」として認定しています。

認定店にはこちらの目印があります ▶



キャンペーンやお店の詳細は
右の二次元コードをご覧ください。
「あさひの逸品」をまとめた冊子も
掲載しています。

[あさひの逸品ホームページ](#)



区連会 資料 4-8

区連会説明資料
令和5年10月18日
旭区地域振興課

自治会町内会 各位

旭区地域振興課長

旭区市民活動支援センター「みなくる」の情報誌「みなくるだより」 の自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）

日頃より、旭区の市民活動・生涯学習事業に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。旭区市民活動支援センターでは、講座やイベント情報、登録団体の活動紹介等を掲載した情報誌「みなくるだより」を年に4回発行しています。

このたび、「みなくるだより No. 61 令和5年秋号」を発行いたしました。

つきましては、広く区民の皆様に周知するため、各自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

1 掲出期間等

令和5年12月末まで A4チラシ1部（表面のみ掲示をお願いいたします。）

2 掲出場所

各自治会町内会の掲示板

3 添付資料

「みなくるだより」No. 61 令和5年秋号

【担当】

旭区地域振興課地域力推進担当（奥村、打木、板橋）
電話：045-954-6028 Fax：045-955-3341

旭区市民活動支援センター「みなくる」（椎名）
〒241-0022 旭区鶴ヶ峰2-82-1 ココロット鶴ヶ峰4階
電話：045-382-1000 Fax：045-382-1005
メール：as-manabi@city.yokohama.jp

みなくるだよい

No.61
令和5年秋号



旭区マスコットキャラクター
「あさひくん」

みなくるにチラシ設置できます♪



- イベント・企画を多くの人にお知らせしたい。
- チラシを置く場所を探している。
- 公共の施設でチラシを配架して欲しい。
- 自分たちのイベントを紹介して欲しい。

※政治・宗教・営利目的等、配架できないものがあります。

みなくるがお手伝いします！
チラシを印刷してお持ちください♪

同じ思いを持つ仲間でちょっとおしゃべりしてみませんか？

U-Café【いう-カフェ】



◆今後の日程（毎月第3土曜日）

11/18、12/16、2024年1/20、2/17、3/16
13:30から15:00 @みなくるミーティングコーナー



旭区の公共施設を紹介します

地域には皆さんご利用しやすい施設がたくさんあります。ぜひ、お近くの区民利用施設をご利用ください。

希望が丘地区センター



昭和48年7月1日に横浜市の地区センター1号館として開館し、今年で50周年です。開館当初に植樹したシンボルツリーのけやきの木も大きく成長しました。当地区センターの敷地内にある畑では野菜を栽培し、親子で参加できる収穫祭を開催しています。また、地域ボランティアの協力により災害時用の井戸も掘削しました。屋外バスケットゴールも2台あり、大変喜ばれています。

11月18日(土)・19日(日)には、各サークルの発表や展示が行われる「センターまつり」も4年ぶりに開催します。みなさま是非ご来館ください。最新の情報は地区センターのホームページをご覧ください。

住所：横浜市旭区中希望が丘145-4
TEL：045-361-0424 FAX:045-361-0437
開館時間：月～土9時～21時、日曜・祝日9時～17時
休館日：第3月曜日、年末年始



ICT活用講座

～スマホで動画投稿をしてみませんか～

講師：山口 良介氏(NPO法人まちづくりエージェント
SIDE BEACH CITY.理事長)

第1回(9/15)

- SNSの知識や動画を撮るコツを学ぶ

第2回(9/29)

- 動画を用いて、編集の仕方を学び実践

「独学では習得が難しい内容がわかりやすく楽しかった」「解説もわかりやすく、とても有意義だった」等の感想も聞かれました。

今後もみなくるでは、楽しい講座を開催しますので情報をチェックしてくださいね。



今後のみなくるイベント

◆3月 連続講座～きっかけづくり講座～
「大人が楽しむ絵本の世界」



サークルガイドを発行します！



主に旭区内の公共施設で活動し、会員を募集しているサークルを紹介しています。(※政治・宗教・営利を目的として活動する団体は除く)サークルへの参加希望する方の手引きとして、また相互交流などに活用ください。サークル情報は、随時受付しています。



あさひの地域人(ちいきびと)に聞く Vol. 2



浦崎 千鶴さん(希望カフェ代表)

あさひの地域人(ちいきびと)
第2回は浦崎千鶴さんです。

地元の手話サークルに10年間ほど所属しているという浦崎さんは、今年で35周年を迎えるサークルで代表を務めています。

ここからだの健康を維持するためには『人とつながること、地域社会に参加すること』も大事です。みなくるでは、そんな地域で活躍する「地域人(ちいきびと)」から、元気に楽しくイキイキと生活する秘訣をお聞きします。

毎年、小・中学校からの依頼で、総合的学習の時間に手話を教えに行かれることもあるそうですが、今年は、35周年のイベントがあるため、秋からスケジュールをこなすために大忙しです。

現在、活動している「希望カフェ」に参加するきっかけは「健康生きがいづくり講師」の養成講座を受けたことです。経験はなかったものの経営に携わることとなり、最初はとても苦労しました。区から補助金を受け、オープンから3年経った頃、NPO法人として再出発する際に代表を務めることになりました。

たくさんの方に知恵を借り、助けていただきながら現在の形になりました。希望カフェが安心・安全な基地としての役割を果たし「ここにあってよかった！」と喜んでもらえること、「やってよかった」と実感しているそうです。

地域の方々が「これからも自分の人生を豊かにするために何かに関わること」、更に社会貢献に結びつくことが出来たらとてもうれしいし、少しでも自由な時間を使って、このようなコミュニティの場に足を運んでもらえると地域の活性化につながっていくのでは、と笑顔で話されていました。

発行:旭区市民活動支援センター「みなくる」

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰2-82-1 ココロット鶴ヶ峰4階
TEL 045-382-1000
FAX 045-382-1005
E-mail as-manabi@city.yokohama.jp
休館日 毎月第3水曜日・年末年始ほか

みなくる

検索

